

資料2

サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定基準に関する調査・研究会／
サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会
合同会議 資料

経済産業省研究会における 検討状況

2010年11月19日

事務局(みずほ情報総研株式会社)

本資料の構成

0. 本研究会について

1. 各WG及び調査の実施報告

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフトの分析報告

0. 本研究会について

0-1. 背景と目的

0-2. 背景の補足

0-3. 研究会の体制

0-4. これまでの取組み

0-5. 本日の報告内容

0-1. 背景と目的

- GHGプロトコルやISO 14069をはじめ、サプライチェーン全体における組織の温室効果ガス排出量の算定・報告に関するルール作りが国際的に進められているところ。
- 本研究会では、年内に基準の策定を予定しているGHGプロトコルの基準について国内企業に適用した際の課題を中心に検討するほか、製品のカーボンフットプリントとの相違点・共通点の整理等を通じ、これら基準の課題や基準の利用方法等について、意見・情報共有を図ることを目的とする。

第1回「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定基準に関する調査・研究会」資料4より

0-2. 背景の補足 ①GHGプロトコルと「スコープ3基準」

- 「GHGプロトコル」は、温室効果ガス(GHG)算定・報告の世界的な基準の一つ。
 - 発行の主体は、米国のWRI(World Resources Institute)と、持続可能な発展へのコミットメントを共有する企業の連合体組織であるWBCSD(World Business Council for Sustainable Development)が主催する「GHGプロトコル・イニシアチブ」である。
- 企業のGHG算定・報告の基準として発行された「GHGプロトコル・コーポレート基準」(2001年発行、2004年改定)は、欧米を中心に広く活用されるに至っている。

[コーポレート基準の内容]

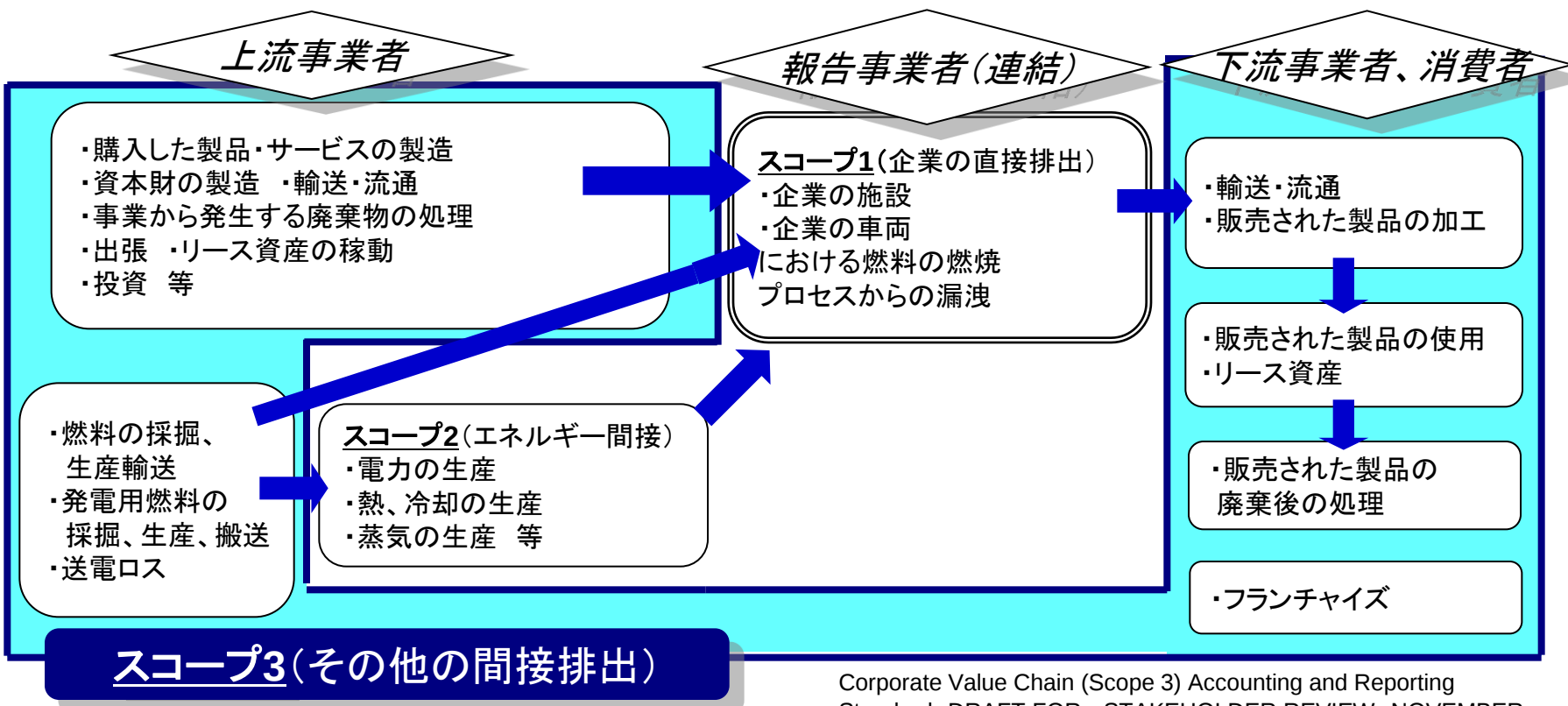
 - 企業のGHG排出を、①スコープ1(企業の直接排出)、②スコープ2(エネルギー利用による間接排出)、③スコープ3(その他の間接排出)に分類。
 - スコープ1、2についての算定・報告の基準を定める。
- 2008年からは、企業にとってサプライチェーン全体のGHG排出に相当する「スコープ3」についての算定・報告基準(*GHG Protocol The Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting & Reporting Standard*、「スコープ3基準」と略称)策定がスタート。
 - ・ 2009年11月に、第1次ドラフト公開
 - ・ 2010年11月3日に、第2次ドラフト(パブリックコメント用ドラフト)公開。

⇒ 現在、2011年春/夏の発行にむけた最後のパブリック期間(11月3日～12月3日)を迎えている。

0-2. 背景の補足 ②スコープ3排出とは？

- スコープ1:報告企業の直接排出
- スコープ2:エネルギー利用による間接排出
- スコープ3:その他の間接排出

⇒**範囲としては組織のサプライチェーン(自身以外)に相当。**



Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard DRAFT FOR STAKEHOLDER REVIEW NOVEMBER 2010 に基づき、みずほ情報総研作成

0-2. 背景の補足 ②スコープ3排出とは？

- スコープ3基準は、スコープ3のGHG排出量を15のカテゴリに分類。
 - ✓ 研究会スタート時の第1次ドラフトでは16カテゴリであったものが統廃合。

<Upstream(上流)>

1	Purchased Goods & Services 購入した製品、サービス
2	Capital Goods 資本財
3	Fuel- and Energy- Related Activities Not Included in Scope 1 or 2 スコープ1、2に含まれない燃料、エネルギー関連活動
4	Transportation & Distribution (Upstream) 輸送・流通（上流）
5	Waste Generated in Operations 事業から発生する廃棄物
6	Business Travel 出張
7	Employee Commuting 従業員の通勤
8	Leased Assets (Upstream) リース資産（上流）
9	Investments 投資

<Downstream(下流)>

10	Transportation & Distribution (Downstream) 輸送・流通（下流）
11	Processing of Sold Products 販売された製品の加工
12	Use of Sold Products 販売された製品の使用
13	End-of-Life Treatment of Sold Products 販売された製品の廃棄後の処理
14	Leased Assets (Downstream) リース資産（下流）
15	Franchises フランチャイズ

別枠での報告

Supplier Emissions
サプライヤーの排出

Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard
DRAFT FOR STAKEHOLDER REVIEW NOVEMBER 2010 に基づき、
みずほ情報総研作成

0-2. 背景の補足 ③スコープ3基準の注目度

業種(製造業)	組織名
食料品	Danisco A/S
	Kraft Foods
	New Belgium Brewing Co.
	Coca-Cola Erfrischungsgetränke AG
	Swire Beverages
衣服	Levi Strauss & Co.
包装・紙	Amcor
	Suzano Pulp and Paper
家具・装備品	IKEA
鉄鋼	Baoshan Iron & Steel Co. Ltd.
ガラス・土石製品	Italcementi Group
化学	3M Company
	AkzoNobel
	BASF SE
	Pfizer
	SC Johnson
玩具	Hasbro, Inc.
電気機器	IBM
	Acer Inc.
輸送用機器	Airbus S.A.S.
	Ford Motor Company
複合	Siemens AG

- グローバル企業を中心に世界から38の組織がスコープ3基準のロードテストに参加。
- 日本からの参加はなし。

業種(製造業以外)	組織名
建設	Webcor Builders
サービス	Pinchin Environmental Ltd.
	PricewaterhouseCoopers (Hong Kong)
サポートサービス、造船	VT Group Plc
運輸	Deutsche Post DHL
情報・通信業	Autodesk, Inc.
	Deutsche Telekom AG
	SAP AG
	Eclipse Networks (Pty) Ltd.
電気・ガス・水道	Public Service Enterprise Group, Inc.
	National Grid
	Veolia Water
	Abengoa
政府	Hydro Tasmania
	U.S. General Services Administration
	Highways Agency (UK)

出典: WRI/WBCSD [2010a] *List of Scope 3 and Product road testers, updated June 8, 2010.* よりみずほ情報総研作成

0-2. 背景の補足 ③サプライチェーンGHG算定基準に関する国際動向

- GHGプロトコル「スコープ3基準」以外に、ISOや英国、米国及びフランスの政府が類似の基準等に取り組む。
- 組織のGHG排出量を3つのスコープに整理する概念的な枠組みは基準間で概ね一致。

基準の策定者 GHG算定単位	GHGプロトコル(*1) (WRI/WBCSD)	ISO	英国政府等 (Defra(*2))	米国政府 (EPA)	
①組織の サプライチェーン	・Scope 3 Accounting & Reporting Standard (draft) スコープ3基準	・TR14069 (draft)	・Guidance on how to measure and report your greenhouse gas emissions	・Climate Leaders Program	

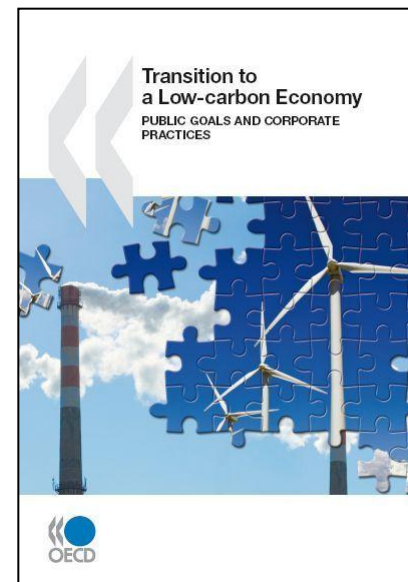
(*1)「GHGプロトコル」は、GHG算定・報告の基準を指す場合と、基準の策定などを行なうイニシアチブを指す場合がある。ここでは後者の意味。同イニシアティブの中心が、WRI(世界資源研究所)及びWBCSD(持続可能な開発のための世界経済人会議)

(*2)「Defra」:英国環境・食料・農村地域省

(*3)フランス政府機関による取組は、組織のGHG排出量の報告を求めるものではないので、本表では省略している。

0-2. 背景の補足 ③サプライチェーンGHG算定基準に関する国際動向

- OECDが2010年11月末、研究報告書 *Transition to a Low-Carbon Economy: Public Goals and Corporate Practices*. を発表予定
- 同報告書は、気候変動への取組に際しての企業のアクションに関する政策枠組み、規制、及びその他の動きを要約するとともに、同分野におけるビジネス・プラクティスを記録。GHGプロトコルについても言及。
- 2010年6月末時点のドラフトで指摘されている事項の例には、以下が含まれる：
 - ✓ GHG排出量を推計・開示する企業数は増えている
 - ✓ しかし、国際的に合意された規格の不在は、利用される方法論と報告される情報の対象範囲を多様化させ、結局のところ企業の負担を増加させている
 - ✓ 企業のGHG排出量の算定・報告のための基礎としてGHGプロトコルのような認知された規格を用いることは、推計すべき排出量を定義へ、そして企業の排出量インベントリに着手するための方法への共通のアプローチの確立に役立つであろう



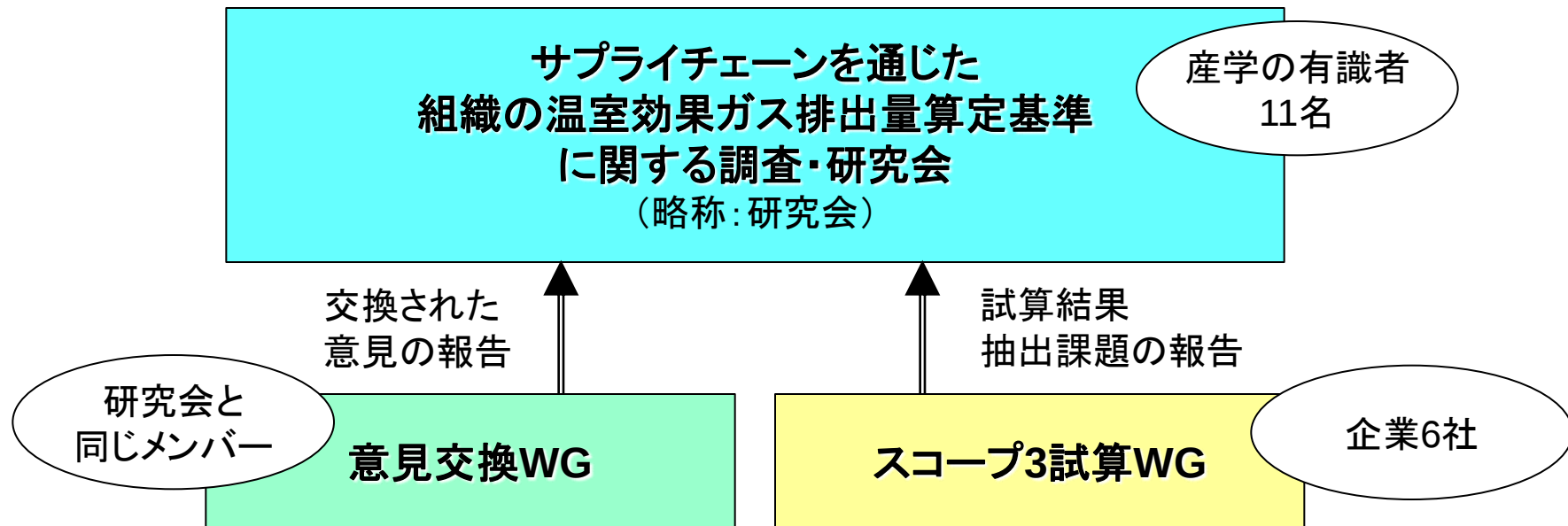
0-3. 研究会の体制 ①委員名簿

(敬称略・50音順)

稲津 和喜	社団法人セメント協会 生産・環境幹事会 温暖化対策WGメンバー
稲葉 敦	工学院大学 工学部 環境エネルギー化学科 教授
岩尾 康史	株式会社トーマツ審査評価機構 マーケティング部長
笠井 清	社団法人日本化学工業協会 技術部 部長
柏原 史隆	社団法人日本鉄鋼連盟 技術・環境本部 技術・環境管理グループリーダー
工藤 拓毅	財団法人日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット ユニット総括 グリーンエネルギー認証センター 副センター長
上妻 義直	上智大学 経済学部 教授
斉藤 潔	社団法人日本電機工業会 環境部 環境対策推進第一課長
谷口 実	一般社団法人 日本自動車工業会 環境統括部長
平尾 雅彦	東京大学大学院 工学系研究科 化学システム工学専攻 教授
森 洋一	日本公認会計士協会 業務本部 研究員

0-3. 研究会の体制 ②研究会とWG

- 「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定基準に関する調査・研究会」の下に、意見交換WG、スコープ3試算WGの2つのWGを設置。
 - 研究会：意見・情報交換会
 - 意見交換WG：意見・情報交換会(国内企業への適用上の課題を中心に)
 - スコープ3試算WG:国内企業による実際のスコープ3試算と課題抽出



0-4. これまでの取組み ①全体スケジュール

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
GHGプロトコル (WRI/WBCSD) の動き ※		○ ロードテストWS (ワシントン)	○ 運営委員会 (オスロ)	○ ロードテストWS (北京)		PCFフォーラム (ベルリン)	○ 第2次ドラフト 公開(11/3)	○
研究会			● 第1回 (6/21)		● 第2回 (8/3)			● 第3回 (11/17)
意見交換WG					● 第1回 (8/31)			
スコープ3試算WG				個社別開催				
事務局調査	アンケート調査				116社 アンケート			
	WRI/WBCSD 情報交換				国際会議/電子メール の活用			
	ドラフト分析			第1次ドラフト分析		第2次 ドラフト分析		

※ GHGプロトコルの主要な会議、WS(ワークショップ)へは、委員や事務局が参加し、情報収集を実施。

0-4. これまでの取組み ②各会合の内容

- 国際動向の共有と、国内企業の対応上の課題抽出を中心とした取り組みを実施。

会合名	時期	内容
研究会（第1回）	6月21日	● スコープ3等のサプライチェーンのGHG算定の国際動向の共有 ・全体動向の報告（事務局） ・スコープ3に関する海外ロードテストの状況報告（岩尾委員） ・気候変動情報開示の国際動向（森委員）
スコープ3試算WG	7～9月	● 参加企業6社に対して、個社と事務局とで個別会合を随時開催
研究会（第2回）	8月3日	● スコープ3等のサプライチェーンのGHG算定の国際動向の共有 ・GHGプロトコル運営委員会報告（稲葉委員） ・中国企業のロードテストの状況報告（岩尾委員） ・TR14069の開発動向報告（工藤委員） ● スコープ3試算WGの中間報告（事務局）
意見交換WG	8月31日	● 過去2回の研究会での共有情報に基づく議論、意見交換
研究会（第3回）	11月17日	● 意見交換WG、スコープ3試算WG、アンケート調査結果の報告 ● スコープ3基準第2次ドラフトの分析報告 ● 意見交換

0-5. 本日の報告内容

- 直近に開催された第3回研究会(11月17日)に報告された以下の内容について、報告を行う。



1. 各WG及び調査の実施報告

- ① 意見交換WGの活動報告
- ② スコープ3試算WGの活動報告
- ③ アンケート調査の結果報告
- ④ WRI/WBCSD事務局との情報交換報告

2. スコープ3第2次ドラフトの分析報告

- ① 要求事項、カテゴリの内容
- ② 各論点の反映状況
- ③ パブリックコメントの出し方

1. 各WG及び調査の実施報告

1-1. 意見交換WGの活動報告

1-2. スコープ3試算WGの活動報告

1-3. アンケート調査の結果報告

1-4. WRI/WBCSD事務局との情報交換報告

※ 本章にて言及されているスコープ3基準の章題やカテゴリ名は、スコープ3基準「第1次ドラフト」時点のものであることにご注意ください。

1. 各WG及び調査の実施報告

1-1. 意見交換WGの活動報告

1-1-1. 開催概要

1-1-2. 主な論点

1-1-3. 第2次ドラフト公開時のチェック項目

1-1-1 開催概要

(1) 日時:平成22年8月31日(火)10:00～12:00

(2) 会場:全日通電ヶ関ビル8階中央会議室

(3) 出席者:

【委員】

青木委員代理(稲津委員代理)、稲葉委員、岩尾委員、笠井委員、柏原委員、工藤委員、上妻委員、小竹委員代理(谷口委員代理)、斉藤委員、森委員(出席10名(代理出席者2名含む)、欠席1名)

【オブザーバー】経済産業省(村田環境調和産業推進室長、前田同係長)

【事務局】 みずほ情報総研株式会社(柴田、熊久保、山田、遠藤、他)

(4) 出席者:

1. 開会

2. 事務局からの進捗報告及び配布資料説明

3. サプライチェーンGHG算定基準に関する意見・情報交換

4. その他

5. 閉会

➤議題1. ～議題2. および配布資料事務局より説明が行われた。

➤議題3. について、意見交換が行われた。主要な論点については、次頁以降の通り。

1-1-2. 主な論点 (1)スコープ3基準の動機、目的 (1/2)

① 総論

- a. そもそも基準の具体的な動機／目的が明確に記述されていない。

② 気候変動対応全般の観点から考えられる動機

- a. 国ベースの枠組みでカバーできないGHG排出量を管理することが動機の一つか？
- b. 欧州では、多くの気候変動関連の規制が導入されており、そうした規制が企業財務に与える影響について情報を開示する必要がある。そのため、スコープ3基準への実需があるのではないか？

③ 企業の観点から考えられる動機

- a. (いたずらに企業に負担を負わせようとの考え方ではなく)GHG排出量の削減が事業者1社のみの努力では困難であることを踏まえ、サプライチェーン全体を見渡して削減しやすいところから削減できるようにしたいとの考え方があるのだろう。
- b. GHG排出量が多い取引先を自社サプライチェーンから排除していこう、という考え方も本基準導入の動機になっているのだろう。
- c. 自社の組織境界外のGHG排出量削減に向けた企業努力をCSRの観点から対外的にアピールする動機が考えられる。
- d. 競争戦略の観点から、スコープ3基準のようなGHG排出量算定枠組みに不慣れな競合他社に負担を課したい、という動機もあるのではないか？

1-1-2. 主な論点 (1)スコープ3基準の動機、目的 (2/2)

④ 情報利用者／ステークホルダーの観点から考えられる動機・疑問

- a. 本基準がいかなる情報利用者を想定しているのかが明確ではない。情報利用者を誰と想定するかに応じて、基準の作り方は現状から大きく変わるはずである。
- b. 少なくとも投資家のニーズには対応すべきであると考えられるが、現状のドラフトは対応できていない。例えば、「推定されたスコープ3排出量全体」あるいはその「80%」への投資家の関心は概して薄い。
- c. ただし、スコープ3総排出量が企業財務に影響を及ぼすような規制が将来導入されうるといふ政策リスクを考慮すれば、投資家の間にもニーズが生じる可能性はある。
- d. スコープ3排出量をカテゴリ別に見ると、多様な視点が反映されていると考えられる：

スコープ3排出量カテゴリの例	考えられる視点
カテゴリ1(直接サプライヤの排出)	GHG排出量が少ない企業を取引先に選んでいるか
カテゴリ14(製品の使用段階)	GHG排出量が少ない製品を製造しているか
カテゴリ16(従業員の通勤)	従業員教育に取り組んでいるか

1-1-2. 主な論点（2）一般的な要求事項※について（1/3）

① 業種特性の考慮に関する指摘

- a. スコープ3排出量のカテゴリには、報告事業者が属する業種に応じて自社の努力により削減できるものとできないものがあるため、両者を分けることが望ましい。
- b. 上流の業種（素材メーカー等）には、スコープ3排出量のうちカテゴリ14（使用段階）のように把握が困難なものがあり、本基準の対象業種として適格か疑問である。

② GHG算定の考え方に関する指摘

- a. （GHG算定範囲を自社グループのサプライチェーンに限定していることに対し）
自社から他社への低炭素技術の移転や、製品の使用段階における他社製品から自社製品への切り替えによるGHG排出抑制の算定・報告が対象範囲に含まれていないのは問題。
- b. （スコープ3の16カテゴリ全ての排出量の80%の算定を求める要求に対し）
スコープ3排出量のカテゴリ群は、一部には、CSRの観点から企業が活用しうるものもあるが、あくまで一部。全てのカテゴリの算定となると取組みの幅が広すぎる。

※ 第1次ドラフト時点では、ドラフトが第1部「一般的な要求事項及びガイダンス」と第2部「個別のスコープ3カテゴリのためのガイダンス」に別れていたことを受けた整理。

1-1-2. 主な論点（2）一般的な要求事項について（2/3）

③ サプライヤー等、バリューチェーンパートナーからのデータ収集

- a. 業種によってはサプライヤーが多くサプライチェーンが複雑であるため、膨大なデータの収集と処理は非常に大きな作業負担となる。
- b. データは、上流、下流ともに入手が困難であり、かつ信頼性にも懸念がある
- c. サプライチェーンが広がれば広がるほど、データ品質の維持というのは非常に難しくなる。データ品質は、排出量を算定できるかどうかとは別問題
- d. LCAと同様、上流データについてはLCAソフト業者に委託することになれば、データ開示の著作権の問題も生じる
- e. データを提供する側にとっては、当該データがどのように使われていくのかが非常にナーバスな問題となる

1-1-2. 主な論点 (2)一般的な要求事項について (3/3)

④ アシュアランス(検証)について

- a. 海外での関連会合では、「アシュアランス」という言葉の定義は意味の幅があるというのがこれまでの印象。
- b. 本基準は世界の大企業による「GHG排出量をサプライチェーンという観点で把握する」という提案の段階にあり、アシュアランス等までは詰め切れていないと考えられる
- c. 国際会計士連盟監査保証基準審議会で開発中のGHG排出量保証基準ドラフトでは、スコープ3排出量のアシュアランスについては極めて慎重であるべきとされている。そもそも原始データを追うことができないからである

⑤ 報告について

- a. 排出量などの情報は往々にして単純化されて一人歩きしてしまうものであり、不確実性についての説明は十分に伝達されない懸念がある

1-1-2. 主な論点 (3)カテゴリ別の要求事項について

① 全体を通して

- a. 日本で使われていない単位(BTU)が提示されるなど、メソッドに偏りが見られる。
- b. 個別製品のLCAに取り組んできた企業にとっては、それを企業全体の組織活動としてのスコープ3とをどう整合させていくのかという問題がある。

② 購入した製品・サービス(旧カテゴリ1,2⇒現カテゴリ1)

- a. 原料の種類が多岐にわたり、1次データも2次データも存在しないものが相当量あると見込まれる。算定対象製品を排出量が多いもの等のみに限定することが望ましい。
- b. 多様なインプットをそれぞれ中間処理業者経由で購入しているため、これら中間処理業者からデータが取る必要があるが、難しい。
- c. 使用後もリサイクルされ繰り返し使われる材料については、どのようにGHG排出量を算定すればよいかわからない。

③ 事業から発生した廃棄物(旧カテゴリ7⇒新カテゴリ5)

- a. 事業で発生する廃棄物については、処理業者から情報開示していただけるかどうか疑問である。

④ 従業員の通勤(旧カテゴリ16⇒新カテゴリ7)

- a. 通勤・出張に係る排出量は、業種によっては他のカテゴリと比べ圧倒的に小さいことは明らかである。個々の従業員を対象に算定を行うことは負担が過大となるため、出張旅費を用いるなど簡略化した手法が許容されることが望ましい。

1-1-2. 主な論点 ④その他、スコープ3基準の影響について

(リスクの観点)

- ・ WBCSD自体は民間企業のボランティアな取組であるものの、現にISOや諸外国の国内制度に影響を与える立場にあるため、日本はその動向に留意すべきである。
- ・ 過去に成立した一部の国際規格と同様に、日本企業にダメージをもたらす可能性は否定できない。

(機会の観点)

- c. 本来は、日本の企業も含めて、スコープ3の排出をある程度把握するということがビジネスをする上で役に立つはずである。
- d. 日本の業界は、スコープ3排出量のカテゴリの一部については既に取り組むことができおり、実務面では海外企業と比べると先進的である。

(その他)

- e. 欧米企業は厳格に運用するとは思われないため、日本企業も深刻に捉える必要は無いと思われる。
- f. 途上国での製造への縛りとして機能し、海外展開している企業に影響を及ぼす可能性がある。

1-1-3. 第2次ドラフト公開時のチェック項目

各論点より、スコープ3基準の第2次ドラフトに対するチェック項目を以下のように整理した。
(⇒ チェック結果は、本資料「2-4章」に掲載)

	チェック項目	対応論点
1	スコープ3基準策定の動機、目的に関する記述は追加されたか？ 追加された場合、その内容はどのようなものか？	(1)①～④
2	算定・報告に関する要求に、業種別の特性は加味されるようになったか？ 加味された場合、その内容は？	(2)①
3	スコープ3全体の80%以上の算定・報告を求める80%閾値ルールは残されるのか？ 変更された場合のバウンダリ条件は？	(2)②b
4	自社製品による他社製品代替がもたらす社会からのGHG排出抑制はスコープ3のバウンダリに含めることは可能になったか？	(2)②a
5	サプライヤーなどのバリューチェーンパートナーからのデータ収集は非常に困難。この困難さを反映した要求事項の変更はあったか？	(2)③ (3)②③
6	従業員の通勤など算定負担に対して排出量が小さいカテゴリについて簡易的な算定方法は認められるようになったか？	(3)④
7	アシュアランスに関する記述は追加されたか？ 慎重であるべきスコープ3のアシュアランスの方法論をどのように定めているか？	(2)④
8	報告において、不確実性の提示はどのようなされることになったか？	(2)⑤

1. 各WG及び調査の実施報告

1-2. **スコープ3試算WGの活動報告**

1-2-1. 実施概要

1-2-2. 実施結果リスト

1-2-3. スコープ3基準への対応の可否

1-2-4. スコープ3基準への課題指摘／提案

1-2-1. 実施概要

(1)参加協力企業

電機メーカー A社、食品メーカー B社、化学メーカー C社、化学メーカー D社、
化学メーカー E社、オフィス家具メーカーF社 計6社

(2)実施期間 2010年7月～2010年9月

(3)作業内容

i. 試算作業の実施

実施可能な範囲でのスコープ3基準(第1次ドラフト)に基づく
サプライチェーンを通じた組織のGHG排出量の試算。

ii. スコープ3基準に対する指摘

試算作業とその結果に基づき、以下の指摘を実施。

- ① スコープ3基準への対応の可否
- ② スコープ3基準への課題指摘／提案

1-2-2. 実施結果リスト

- 実施結果としては、「ii. スコープ3基準に対する指摘」の

- ① スコープ3基準への対応の可否
 - ② スコープ3基準への課題指摘／提案
- の報告を行う。



【① スコープ3基準への対応の可否】⇒1-2-3章

- i. 現在のデータ収集、GHG算定状況
- ii. 今後のスコープ3基準への対応可否

の2つの切り口から、スコープ3基準の16のカテゴリ(第1次ドラフト時点)ごとに、各社が判断した対応可否を報告。

【② スコープ3基準への課題指摘／提案】⇒1-2-4章

各社が行ったスコープ3基準(第1次ドラフト時点)への課題の指摘、改善の提案を、層別し、スコープ3基準(第1次ドラフト時点)の章立てに沿って報告。

- i. (パート1)スコープ3算定・報告に関する一般的な要求及びガイダンス(1章～12章)
- ii. (パート2)特定のスコープ3カテゴリのガイダンス(1章～16章)

1-2-3. スコープ3基準への対応の可否 - i. 現在のデータ収集、GHG算定状況

		i. 現在のデータ収集、GHG算定状況	
		カテゴリ	○「×」「△」については試算に協力してくれた6社の担当者レベルでの見解であり、担当者が所属する企業・工業会等による公式な評価ではありません。
上流	1	購入した製品・サービス - 直接サプライヤー(Tier 1)の排出	× 大半の企業は、カテゴリ2に該当する排出量の算定は行うも、カテゴリ1は算定実績なし。
	2	購入した製品・サービス - Cradle to Gateの排出	○ 大半の企業が素材のLCAデータ(二次データ)等を活用し、算出した実績あり。ただし、網羅性は各社によってさまざま。
	3	スコープ2以外のエネルギー関連排出	× 大半の企業が算定実績無し。
	4	資本設備	× 全社算定実績無し。一部企業が今回試算するも納得いく結果得られず。
	5	輸送・流通(上流／入荷)	× 大半の企業が算定実績無し。
	6	出張	△ 大半の企業が算定実績無し。一部企業は今回試算しオーダーのみ把握。
	7	事業で発生する廃棄物	× 大半の企業が算定実績無し。 一部企業が今回試算するも納得いく結果得られず
	8	フランチャイズ(上流)	— 各社とも該当せず
	9	リース資産(上流)	× 全社算定実績無し。
	10	投資	× 全社算定実績無し。一部企業が今回試算するも納得いく結果得られず。
下流	11	フランチャイズ(下流)	— 各社とも該当せず
	12	リース資産(下流)	— 大半の企業が該当せず
	13	輸送・流通(下流／出荷)	○ 改正省エネ法の特定荷主の責任範囲は各社ともカバー。
	14	販売された製品の使用	△ 独自の算定基準を用いて算定する企業と、算定の対象外に明確に位置づける企業に二分。
	15	販売された製品の廃棄	○ 約半数の企業が独自の算定基準を用いて算定。
その他	16	従業員の通勤	△ 大半の企業が算定実績無し。一部企業は今回試算しオーダーのみ把握。

1-2-3. スコープ3基準への対応の可否 - i. 現在のデータ収集、GHG算定状況

- 試算WG参加企業は、製品LCAやカーボンフットプリントの考え方を拡張させて、組織のサプライチェーンのGHG管理を行っている企業が主であったため、
 - 製品LCAの「原材料調達」と対応するカテゴリ2
 - 製品LCAの「流通」と対応するカテゴリ13
 - 製品LCAの「使用」と対応するカテゴリ14
 - 製品LCAの「廃棄・リサイクル」と対応するカテゴリ15については、「算定実績あり」(※)とする企業が多かった。

※:スコープ3基準の要求に完全に合致していない場合も「算定実績あり」とした。
- 製品LCAの対象に含まれないことが多いカテゴリ(4、6、9、10、16)は「算定実績なし」の企業が多い。
- また、製品LCAの対象ではあっても、法によってGHG排出量の報告義務のないカテゴリ(5、7)は「算定実績なし」の企業が多い。
- 「算定実績なし」の企業が多いカテゴリについて、事務局提案の試算方法で今回試算を実施していただいた。
 - カテゴリ4(資本設備)、カテゴリ7(事業で発生する廃棄物)、カテゴリ9(リース資産)については、算定結果の信頼性について各社から疑問が示される結果となった。
 - カテゴリ6(出張)、カテゴリ16(従業員の通勤)については、排出量のオーダーを把握するレベルの試算は可能との意見が聞かれた。

1-2-3. スコープ3基準への対応の可否 - ii. 今後のスコープ3基準への対応可否

		ii. 今後のスコープ3基準への対応可否	
#		カテゴリ	○「×」「△」については試算に協力してくれた6社の担当者レベルでの見解であり、担当者が所属する企業・工業会等による公式な評価ではありません。
上流	1	購入した製品・サービス - 直接サプライヤー(Tier 1)の排出	× 一社の努力では、直接サプライヤーからの一次データ収集は不可能、との意見が大半。
	2	購入した製品・サービス - Cradle to Gateの排出	△ 素材のLCAデータ(二次データ)を活用する算定方法は実施可能との意見が多いが、80%閾値ルールへの対応については困難とする意見あり。
	3	スコープ2以外のエネルギー関連排出	× 提供される二次データ次第だが、算定の意味を否定する意見が多数。
	4	資本設備	× 提供される二次データ次第だが、算定の意味を否定する意見が多数。
	5	輸送・流通(上流／入荷)	× 調達側の物流データの把握は困難との意見多数。
	6	出張	△ フライトに限定、支払い額ベースの簡易的な算定であれば可能との意見。
	7	事業で発生する廃棄物	△ 適切な二次データが提供されれば可能との意見あり。 ただし、二次データが適切なものとなるかについては懐疑的な意見あり。
	8	フランチャイズ(上流)	— 各社とも該当せず
	9	リース資産(上流)	× 提供される二次データ次第だが、算定の意味を否定する意見が多数。
	10	投資	× 不可能との意見多数。
下流	11	フランチャイズ(下流)	— 各社とも該当せず
	12	リース資産(下流)	× リース会社にとって不可能との指摘あり。
	13	輸送・流通(下流／出荷)	△ 改正省エネ法の特定荷主の責任範囲に限定すれば可能、との意見多数。 倉庫保管、販売段階の算定対応については否定的な意見が多い。
	14	販売された製品の使用	? 算定基準次第とする意見多し。
	15	販売された製品の廃棄	△ シナリオ設定などの簡易的な算定であれば可能との意見。
その他	16	従業員の通勤	△ 支払い額ベースの簡易的な算定であれば可能との意見。

1-2-3. スコープ3基準への対応の可否 - ii. 今後のスコープ3基準への対応可否

- スコープ3基準(第1次ドラフト)の要求に対応できるとの回答が半数以上の企業から得られたのは、カテゴリ2のみ。
 - ✓ それでも、80%閾値ルールへの対応については困難とする意見あり
 - スコープ3基準(第1次ドラフト)が算定方法を明確にしていないカテゴリが多いため、各社が適用する(もしくは適用を検討している)独自の算定基準や概算方法を認められるかが不明であるため、「条件付対応可」回答が多かった。
 - ⇒ スコープ3基準の内容の行方によって対応可否は大きく左右される。
- ※ 各社が、適用する(もしくは適用を検討している)独自の算定基準や概算方法については、スコープ3基準への課題指摘／提案として「② スコープ3基準への課題指摘／提案」として、1-2-4章に整理した。

1-2-4. スコープ3基準への課題指摘／提案

- スコープ3基準への課題指摘や提案は、以下のスコープ3基準(第一次ドラフト)の章立てに沿って整理した。

パート1:スコープ3算定・報告の一般的な要求及びガイダンス

Part 1: General Requirements and Guidance for
Scope 3 Accounting & Reporting

1章	導入 Introduction
2章	算定及び報告の原則 Accounting and Reporting Principles
3章	事業目標とインベントリ設計 Business Goals and Inventory Design
4章	バリューチェーンのマップ化 Mapping the Value Chain
5章	バウンダリ(境界)の設定 Setting the Boundary
6章	データ収集 Collecting Data
7章	排出量の配分(アロケーション) Allocating Emissions
8章	排出量の算定 Accounting for GHG Reductions
9章	排出実績の追跡 Performance Tracking
10章	削減目標の設定 Setting a Reduction Target
11章	インベントリの品質管理 Managing Inventory Quality
12章	アシュアランス Assurance
13章	報告及びコミュニケーション Reporting and Communication

ハッチは、指摘／提案が寄せられた章であることを意味する

パート2:特定のスコープ3カテゴリのガイダンス

Part 2: Guidance for Specific Scope 3 Categories

1章	購入した製品・サービス – 直接サプライヤー(Tier 1)の排出 Purchased Goods and Services – Direct (Tier 1) Supplier Emissions
2章	購入した製品・サービス – Cradle to Gate排出 Purchased Goods and Services – Cradle-to-Gate Emissions
3章	スコープ2以外のエネルギー関連の排出 Energy-Related Emissions Not Included in Scope 2
4章	資本設備 Capital Equipment
5章	輸送・流通(上流／入荷) Transportation & Distribution (Upstream / Inbound)
6章	出張 Business Travel
7章	事業から発生する廃棄物 Waste Generated in Operations
8章	フランチャイズ(上流) Franchises Not Included in Scope 1 and 2 (Upstream)
9章	リース資産(上流) Leased Assets Not Included in Scope 1 and 2 (Upstream)
10章	投資 Investments Not Included in Scope 1 and 2
11章	フランチャイズ(下流) Franchises (Downstream)
12章	リース資産(下流) Leased Assets (Downstream)
13章	輸送・流通(下流／出荷) Transportation & Distribution (Downstream / Outbound)
14章	販売された製品の使用 Use of Sold Products
15章	販売された製品の廃棄 Disposal of Sold Products at the End of Life
16章	従業員の通勤 Employee Commuting

[パート1] 3章:事業目標とインベントリ設計

(指摘)

製品ライフサイクルの考え方をベース
におくサプライチェーンGHG管理と発
想が異なり、適応が難しい

- ・(カテゴリ5、13に対して)輸送に関わるGHG排出量を、グループ内の物流会社への委託分はスコープ1に計上し、グループ外への委託はスコープ3のカテゴリ5に計上する、という考え方は企業にとって煩雑で、管理指標として使いにくい。(電機メーカーA社)
- ・(カテゴリ15に対して)リユース、リサイクル施設の内、グループ会社の資産とそれ以外に分け、前者をスコープ1&2、後者をスコープ3に分離して報告するのは困難。(電機メーカーA社)
- ・(カテゴリ13に対して、この企業のサプライチェーンCO2算定基準では)流通部分にはスコープ2に分類すべき自社保有分の自動販売機の電力によるGHG排出量も含めている。(食品メーカーB社)

(関連図)

GHGプロトコル スコープ1,2,3の考え方

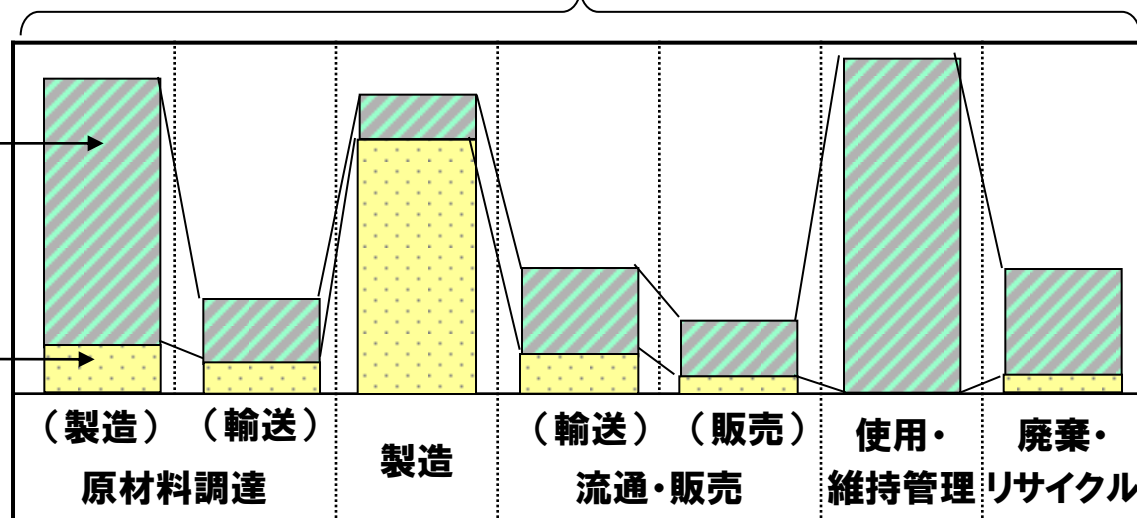


他者が所有／支配する
施設・設備からの排出
⇒ スコープ3



自らが所有／支配する
施設・設備からの排出
⇒ スコープ1,2

製品ライフサイクルの考え方



[パート1] 5章: バウンダリ(境界)の設定

①	(提案) カテゴリごとに算定・報告の義務がある業種、セクターを指定すべき。 (⇒16カテゴリ全てのGHGを試算し80%閾値ルールでスクリーニングを行うプロセスを全ての企業が行うのは労力の無駄ではないか？との考え方が背景にある)	・カテゴリ5については、削減の対策を打てる業種は地産池消が可能な業種に限られるのではないかと考えたカテゴリは全業種に一律に算定・報告の義務を課すべきではない。削減の努力が可能な業種に限定して算定・報告の義務を課すべき。(電機メーカーA社) ・(カテゴリ4について)製造業の場合、資本設備の製造時のGHG排出量は、稼動時のGHG排出量と比較して、設備相対的に影響が小さく、算定の意義が薄い。カテゴリ4の算定・報告はサービス業や、製造業でもランニングのエネルギー投入量が少ない業種のみ義務付ければよいのでは？(化学メーカーC社) ・カテゴリ6、9、10、16については製造業の場合、相対的な比率が小さく、対象から除外するか、概算値を固定値として継続使用を認めるべき。(化学メーカーD社) ・(カテゴリ14について)製造業の場合、使用時の排出量が非常に大きく全体の結果をゆがめるので、含めるべきではない(化学D社)
②	(提案) 80%閾値ルールのような報告範囲の閾値は設定すべきではない。	・企業がデータを収集できているのであれば、報告範囲には80%の閾値を設ける必要はなく、収集できている分に限定して100%報告するルールとすべき。(電機メーカーA社、同種の意見多し)
③	(スコープ3基準第1次ドラフトへの賛同) 80%閾値ルールがあることでスコープ3算定の負荷が低減されるため、閾値は設定されていた方がよい。	・スコープ3基準には多くの算定カテゴリがあるが、算定範囲をスコープ2の全GHG排出量の80%とする閾値ルールがあることにより、実際にGHG算定を行う必要があるカテゴリは少なくなる。仮に業種ごとに算定対象のカテゴリを指定することになれば、スコープ3排出量の算定は簡単になるだろう。しかし、あるカテゴリが無視できるかどうかは業種レベルでは一概に判断できない。16のカテゴリ全てについて粗いスクリーニング計算を行う、全体の80%以上という条件で残ったカテゴリのみきちんと算定する、という考え方でよいのではないかと。(化学メーカーC社) ※:少数意見

[パート1] 13章:報告及びコミュニケーション

○ (提案)

排出量が小さいカテゴリは、日本の改正省エネ法のように初年度報告値を毎年固定値で報告することを認めるべき。

- GHG排出量が極めて小さいカテゴリは、毎年算定する意義が薄い。改正省エネ法のようにGHG排出量が少ないカテゴリについては、最初に算定した値を毎年繰り返し報告するという方式が認められると、対応しやすい。カテゴリ4、5、6、9、13、14、16などが該当する。(食品メーカーB社)
- カテゴリ6、9、10、16については製造業の場合、相対的な比率が小さく、対象から除外するか、概算値を固定値として継続使用を認めるべき(化学メーカーD社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 1章(カテゴリ1):購入した製品・サービス –Tier1の排出

①	(提案) 直接サプライヤーからのGate to Gateの一次データ収集は要求事項とすべきではない。	・ GHG削減のためには、なるべくサプライヤーからの1次データを収集すべきと考えているが、現状では、法律の整備等の環境が構築されない限り、一社の努力ではサプライヤーからのデータ収集は困難。(電機メーカーA社) ・ 1次データの提供可否はサプライヤー次第。サプライヤー側における風土の醸成が必要であり、現時点で購入側に一次データ収集を求められても限界がある。(化学メーカーE社) ・ 市販部品メーカーの製造エネルギー等を把握することは困難。一次データ収集の指定は、独自仕様指定の調達に限定する等、範囲を限定すべき。(オフィス家具メーカーF社)
②	(提案) カテゴリ1は不要。	・ カテゴリ2で原料のCradle to GateのGHG排出量を算出することで「購入した財・サービス」のGHG排出は十分。Tier1サプライヤーだけGate to GateのGHG排出量を別途算出する必要はない。(化学メーカーD社)
③	(提案) 直接サプライヤーの排出量を金額で配分する手法(※)は推奨すべきではない。 (※:第1次ドラフト例示の(サプライヤーの総排出量×支払い額/サプライヤー総収入)によるカテゴリ1の算定方法を指す。)	・ スコープ3基準の第1次ドラフトで例示されているカテゴリ1の算定方法に、「Tier1サプライヤーの総GHG排出量×報告会社のそのサプライヤー支払い金額/サプライヤーの総収入」というものがあるが、この方法で算定されたGHG排出量は実態と乖離している。推奨されるべき算定方法ではない。(化学メーカーD社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 2章(カテゴリ2):購入した製品・サービス –Cradle to Gate排出

①	(指摘) 原材料調達量×当該原材料のLCAインベントリデータによる算定を認めてくれるならば算定可能。	・ 材料購入量×材料の“Cradle to Gate”排出量(LCAインベントリデータ)で算定。現在と同じ手法は、今後も適用可能。(電機メーカーA社、食品メーカーB社など)
②	(提案:①に関連して) 原材料のLCAインベントリデータとして産業連関表ベースの係数の利用も認めるのであれば、市況による影響を加味する方法を提示すべき。	・ スコープ3基準は、産連表に基づく金額あたりのGHG排出係数を用いてカテゴリ2の算定を行う手法を認めているようだが、市況に大きな変化があれば調達量(重量)自体は一定でも調達額が多く変化することがある。この場合、実際の調達量は同じでも、排出量そのものが大きく変化してしまうような事態が発生しかねない。スコープ3基準が、産連表に基づく金額あたりのGHG排出係数を用いてでも80%閾値ルールを達成することを求めるならば、市況の変化による購入金額と購入量の変化を補正する方法を準備すべきであろう。(化学メーカーD社)
③	(提案) 再生材料の利用拡大の努力がGHG排出量に反映するような算定ルールを導入すべき。	・ 原料の閉ループリサイクル化などのGHG削減のための企業努力がGHG排出量に反映できるようにしてほしい。(化学メーカーE社)
④	(提案:③に関連して) 再生材料の利用によるGHG削減の考え方を規定するPCRが存在すれば、その適用を認めるべき。	・ リサイクル材に関するGHG算定方法を規定するPCRがある場合、その使用が認められると算定が容易になるのではないか。(化学メーカーE社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 2章(カテゴリ2):購入した製品・サービス –Cradle to Gate排出

⑤	(提案) 現行ドラフトでは80%閾値は排出量もしくは支払額がベースになっているが、カテゴリ2については「購入重量ベースで80%以上」を認めるべき。 (この背景には、素材メーカーにとってカテゴリ2は最大の排出源(カテゴリ14を除く)であり、カテゴリ2内で80%閾値を越えないとスコープ3全体の80%閾値越えが難しくなるという事情が存在)	・スコープ3基準が(材料購入量×材料のLCAインベントリデータ)という算定方法を認めているからと言って、カテゴリ2の算定ができるとは限らない。規模が大きい企業は様々な調達物が存在するため、算定作業は膨大である。また、石油化学部門については、算定範囲が調達物の重量ベースの8割だと仮定すると、主に化石資源とその誘導品なので簡単に算出できるが、支払い額ベースの8割だと対象となる材料の種類が相当な数になる。その中にはLCAインベントリデータが整備されていないものもあり、GHG算定が不可能な場合もある。(化学メーカーC社)
⑥	(⑤より更に進めて:提案) 支払い額ベースでも重量ベースでも調達物の80%以上のCradle to Gateは出量算定は困難。カテゴリ2の80%閾値ルールは廃止すべき。	・(金額ベースで8割相当の原料のCradle to Gateの排出量の算定を求められると)少量で取り扱われる高価な原料についてもGHG排出量の算定が求められる。こうした原料の中にはインベントリデータ(Cradle to GateのGHG排出係数)がないものもあるため、算定が困難。調達重量ベースであれば算定のカバー率はあがるが80%以上は困難。(化学メーカーD社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 3章(カテゴリ3):スコープ2以外のエネルギー関連の排出

(提案) カテゴリ3は不要。 算定・報告を求めるならスコープ2に融合 されるべき。	・ カテゴリ3の算出は可能だが、敢えてスコープ2と別にスコープ3のカテゴリ3に分けることに意義を感じない。(電機メーカーA社) ・ 本来電力会社が管理する部分で、顧客がこれを試算するのはおかしい。発電の上流分は、電力会社に算定を任せたい。(化学メーカーD社) ・ Scope2と分割する意味合い不明。電力送電ロスを分別計上することの意義は？(オフィス家具メーカーF社)
--	--

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 4章(カテゴリ4): 資本設備

①	(提案) 資本設備の製造時のGHG排出量を、導入後の複数年で償却する算定ルールとすべき。	・GHG排出量についても会計と同様“償却”処理が必要であろう。(電機メーカーA社) ・資本設備の製造、建設時のGHG排出量については、製造、建設を行なった年のみに計上するのではなく、“償却”を行うべき。償却期間は、稼動予定期間を使用するのがいいのではないか？(化学メーカーC社) ・設備は長期に亘って使用するためGHGの償却を考える必要がある。(化学メーカーD社) ・排出量の計上時期に関する配分ルールが必要。(化学メーカーE社) ・算定時期を、取得年度毎とすると集計年度で差異が大きくなり、取得額累計とすると毎年大きな負荷を計上することとなる。簿価(投資の減価償却費)を用いた算出を基本とすべき。(オフィス家具メーカーF社)
②	(提案) 算定対象となる設備を指定すべき。もしくは算定対象か否かを判断する基準を用意すべき。	・償却期間の長い設備は、労力をかけてカテゴリ4を算出しても無視できる規模だろう。償却期間が短い設備(半導体製造工場)などに限定して適用されればよいのでは？(電機メーカーA社) ・どのような施設、設備ならば算定・報告の対象となるのかの簡易評価基準・指標がほしい。(化学メーカーE社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 5章(カテゴリ5):輸送・流通(上流／入荷)

①	(指摘) カテゴリ13と異なり、カテゴリ5のデータ収集・GHG算定は難易度が高い。 (改正省エネ法の特定荷主の責任範囲に該当しないため)	・ 荷主として委託している物流については今後も算定可能。ただし、全ての調達物流のGHGを算定することは不可能。(電機メーカーA社) ・ カテゴリ5については、輸送費を購入側が負担するケースはGHG算出可能だが、実際にはそうでないケースが多い。(化学メーカーC社) ・ 特定荷主の調達物流に限って算定可(改正省エネ法の範囲)。保管プロセスは考慮していない。(化学メーカーD社) ・ サプライヤーから物流に関する情報提供や、カテゴリ2で用いる2次データに納入物流分のGHG排出量が含まれている場合の分離計算が必要となる。企業側には大きな負担だ。(化学メーカーE社) ・ 上流の輸送は改正省エネ法の特定荷主範囲外なので1次データ収集は手間隙を要する。サプライヤーに対して、自社輸送分のみのデータを分別要求することにも無理がある。(オフィス家具メーカーF社)
②	(提案) このカテゴリの算定・報告を特定の業種、セクターのみに義務付けるべき。	・ カテゴリ5については、削減の対策を打てる業種は地産池消が可能な業種に限られるのではないかと考えた。こうしたカテゴリは全業種に一律に算定・報告の義務を課すべきではない。削減の努力が可能な業種に限定して算定・報告の義務を課すべき。(電機メーカーA社)
③	(提案:②に関して) 全業種にこのカテゴリの算定を課するのであれば簡易的なGHG推計方法を認めるべき。	・ (日本のCFP制度のPCRで認められているような)輸送シナリオを設定して算定することが認められるならば、算定可能。(食品メーカーB) ・ 調達物の多くは商社から購入しているため、生産地が把握できず、正確な輸送距離や輸送手段が分からない。現実的な輸送距離の把握方法としては主な生産地を教えもらい、各生産地の平均距離をとる方法などがあるだろう。仮にスコープ3基準の策定者がこのカテゴリ5の算定・報告を多くの事業者を実施してもらいたいと考えるならば、上記のような概算方法などを認めていった方がよいのではないかと考えた。(化学メーカーD社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 6章(カテゴリ6):出張

①	(提案) フライトでの出張のみを算定対象とすべき。	・ 算定・報告の範囲をフライトのみに限定すべきではないか？スクリーニングのための概算であっても、鉄道分の算定作業は困難。(電機メーカーA社) ・ 金額から概算する方法が認められるなら、航空機分は金額から算定可能。(食品メーカーB社)
②	(提案) 費用に基づくGHG算定のような簡易的な算定方法を認めるべき。	・ 出張費の総額を元データとし、一定の想定をおくことで、移動距離、回数などを推計する方法が認められるならば、算定が可能。(食品メーカーB社) ・ 正確な実績を把握するには大がかりなシステム対応が必要であるが、素材産業の場合、排出量全体に占める割合が非常に小さい(1%未満)ので、精度良く算出しても無意味である。簡単なモデル計算などラフな試算を認めて欲しい。(化学メーカーD社)

[パート2] 7章(カテゴリ7): 事業から発生する廃棄物

①	(提案) 廃棄物の定義を明確にするべき。	・廃棄物の定義が不明瞭。リサイクル処理された廃棄物をも含めるのか？を明確にすべき。(オフィス家具メーカーF社)
②	(提案) 廃棄物処理によるGHG排出量を算定するための排出原単位を整備すべき。	・処理方法別に原単位を設け算定できるようにすべき。(オフィス家具メーカーF社)
③	(提案) 企業による資源循環の努力がGHG排出量にも反映される算定ルールとすべき。	・廃棄物処理をGHG排出量で評価する際には、リユース、リサイクル等の取り組みが単なるGHG排出量の増大として評価されかねない懸念がある。資源の有効活用がGHG排出量にも反映されるような算定基準とすべき。(電機メーカーA社) ・リサイクル等の企業努力が反映されるべき。例えば、社内自家発電で焼却し社外でセメントとして利用するケースや、サーマルリサイクル等による資源循環への貢献など。(化学メーカーD社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 9章(カテゴリ9):リース資産(上流)

①	(提案) カテゴリの対象と報告内容を分かりやすく記述すべき。	グループ内のリース会社の製品を使用している場合は、グループ全体の資産と考えてカテゴリ4に分類することになるのだろうが、カテゴリ9に分類してしまう誤解が生じやすい。また、リースの発電設備やボイラー、テナントオフィスを使用している場合は、製造・建設時のGHG排出量はカテゴリ9に分類されるべきだと考えられるが、すでにスコープ1、2で計上している稼働時のGHG排出量も改めてカテゴリ9に計上しなければならないのではという疑問が生じる。本カテゴリはこうしたわかりにくさがあるので、ガイドラインが必要である。(食品メーカーB社)
②	(指摘) リース資産の製造、建設段階のGHG算定に意味があるとは思えない。	各種リース資産に対応する製造、建設に関する“Cradle to Gate”排出量の二次データが整備されれば算出は可能だが、算出に意味はあるのか？(電機メーカーA社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 10章(カテゴリ10):投資

①	(提案) スコープ1、2の対象となる組織範囲が連結対象全体であれば、カテゴリ10は報告不要。	・組織範囲＝連結対象全体であれば、それ以上に組織範囲を広げることが求めべきではない。(電機メーカーA社) ・連結範囲(組織境界)外のジョイントベンチャー、固定資産投資分は把握困難。(化学メーカーE社)
②	(提案) このカテゴリの算定・報告を特定の業種、セクターのみに義務付けるべき。	・商社が有している油田の権益などが該当するのではないかとと思われる。報告の対象範囲を定めることや報告義務がある業種を限定することが必要。(食品メーカーB社)
③	(提案) カテゴリの対象と報告内容を具体化すべき。	・カテゴリの定義が不明瞭。子会社、提携会社は存在するが、「投資」の定義が不明瞭。(オフィス家具メーカーF社)

[パート2] 12章(カテゴリ12):リース資産(下流)

(提案)

リース会社にとって算定対応が不可能なカテゴリではないか？

- ・リース会社に取り扱う品目は膨大。全品目について製造時や利用時のGHG排出量を算定することは不可能ではないか？ リース会社に適用されるカテゴリだが、リース会社にとっては非現実的な要求ではないか？（電機メーカーA社）

[パート2] 13章(カテゴリ13):輸送・流通(下流／出荷)

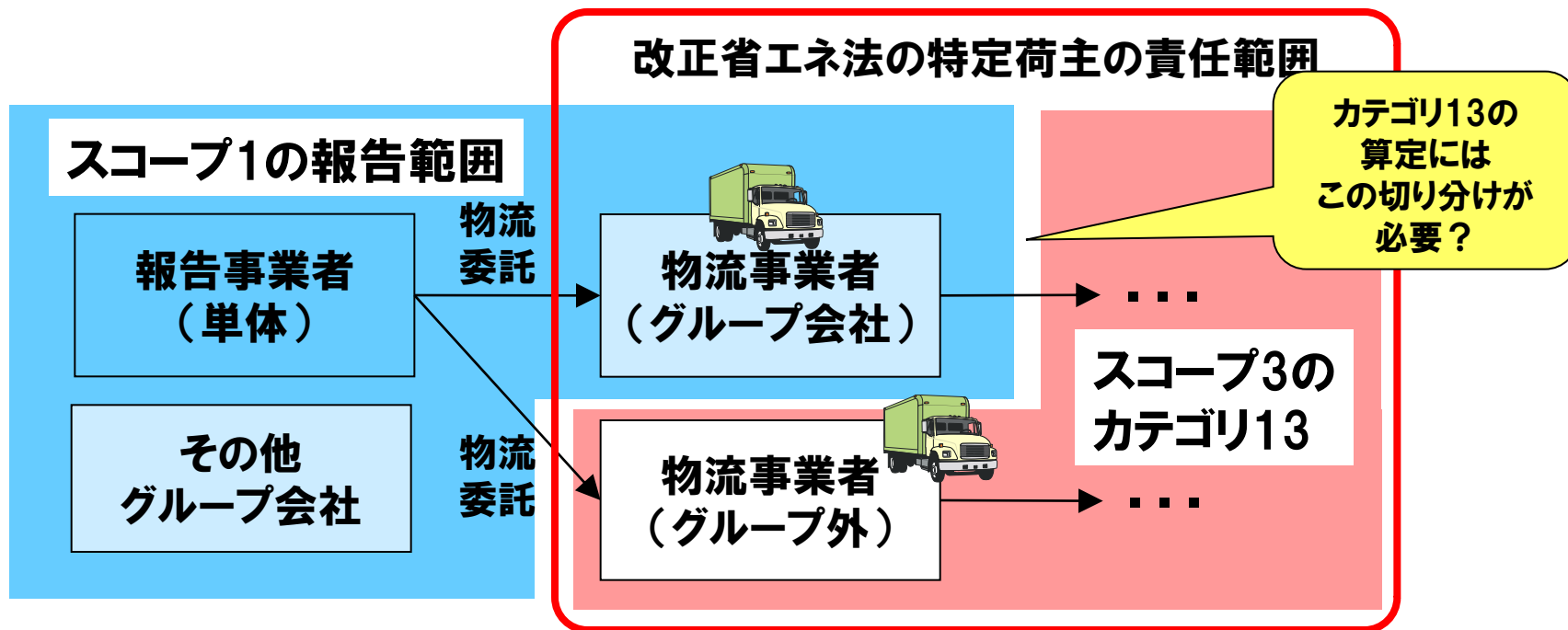
①	(提案) 輸送プロセスの評価範囲は、取引先に納品するまでとすべき。	直接取引している顧客までなら、卸先がわかるため、トンキロ法による試算が可能。素材メーカーとして追えるサプライチェーンは顧客に届けるまで。顧客で加工された以降は現実的に不可能。(化学メーカーD社)
②	(指摘) 改正省エネ法の特定荷主範囲外の輸送GHGを算定することは困難。	- 特定荷主の製品物流に限る(改正省エネ法の範囲)(化学メーカーD社) (輸送のGHG排出量の把握範囲は)特定荷主の製品物流に限る(化学メーカーE社)
③	(指摘) 倉庫での保管プロセスのGHG算定は困難。	- 製品の保管倉庫のGHG排出量は、倉庫会社からデータをもらわないと算定できない。ただし、自社倉庫のGHG排出量を試算して、スクリーニングすることは可能。(食品メーカーB社) - スコープ3のカテゴリ13は、商品保管も含むので、改正省エネ法特定荷主報告値とは一致しない。商品保管に伴うGHGは特定荷主の範囲内であれば算定可能。(化学メーカーE社) - スコープ3のカテゴリ13は、商品保管も含むので、改正省エネ法特定荷主報告値とは一致しない。データ収集は困難。(オフィス家具メーカーF社)
④	(提案) 製造事業者にとって販売時の一次データにもとづくGHG算定は困難。シナリオ設定などの簡易的な算定方法を認めるべき。	- 末端の流通業者(店舗など)の排出量については把握困難。シナリオ設定が必要。(オフィス家具メーカーF社) - 小売部分はシナリオを設定して算定することが認められるべき。そうでなければメーカーは算定できない。(食品メーカーB社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 13章(カテゴリ13): 輸送・流通(下流／出荷)

⑤	(指摘) 改正省エネ法の特定荷主の報告範囲とスコープ1,2,3の枠組みが合わないため、日本企業にとってスコープ3算定は煩雑。管理指標としても使いにくい。	・輸送に関わるGHG排出量を、グループ内の物流会社への委託分はスコープ1に計上し、グループ外への委託はスコープ3のカテゴリ5に計上する、という考え方は企業にとって煩雑で、管理指標として使いにくい。(電機メーカーA社)
---	---	---

(関連図)



[パート2] 14章(カテゴリ14):販売された製品の使用

①	(提案) 使用時GHG算定の基準としてPCRや国際基準の優先適用を一律shall項目にするのは不適切。一次データの収集をより上位におくべき。	・ 現行ドラフトでは、製品使用時のGHG算定の基準は、PCRや国際的な基準の優先適用がshall項目になっている。こうした基準には非現実的な使用シナリオを採用しているものも多く、一次データを収集できるケースでも非現実的なシナリオ適用が優先されることになりうる。活動量の一次データを収集できるケースを考え、このshall項目は無くすべきである。(電機メーカーA社)
②	(提案) エネルギー使用型製品のみ報告を義務付け、素材や中間製品については報告を任意にすべき。	・ BtoBとBtoCで記入の義務を分ける必要があるのではないかとと思われる。(食品メーカーB社) ・ カテゴリ14は、使用シナリオをどう設定するかによって、算出されるCO2排出量が大きく変化する。カテゴリ14が大きい場合、適用される使用シナリオの変更によって、スコープ3全体の排出量が大きく変化するようになってしまう。素材や中間製品の製造者の場合、自社がコントロールできない使用時のシナリオによってスコープ3の全排出量に変化してしまうのは望ましくないため、カテゴリ14は参考資料として示す程度に留め、スコープ3の全排出量には加算しない方がよいのではないかと考えている。他方で、自動車会社はカテゴリ14に直接影響を及ぼすので、算定すべきだろう。(化学メーカーC社、化学メーカーD社(賛同))
③	(提案) 製品の使用による社会におけるGHG抑制効果を任意項目として算定・報告できるようにすべき。	・ 素材メーカーが最終製品の使用まで含めると莫大な値がでてくる。CDPによる投資家へのアピールとしても、任意項目としてLCAによる削減効果を表せるのが効果的であるとする。(化学メーカーD社) ・ 製品に組み込まれた材料のGHG削減貢献も明確に示せるようにしてほしい。(化学メーカーE社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

[パート2] 15章(カテゴリ15):販売された製品の廃棄

①	(提案) 企業による資源循環の努力がGHG排出量にも反映される算定ルールとすべき。	・廃棄物処理をGHG排出量で評価する際には、リユース、リサイクル等の取組みが単なるGHG排出量の増大として評価されかねない懸念がある。資源の有効活用がGHG排出量にも反映されるような算定基準とすべき。そのために、「使用後製品の回収率」という考え方を導入すべき。(電機メーカーA社) ・資源有効利用が評価される基準とするべき。廃棄時にリユース、リサイクルされる商品材料はGHG算定対象から控除すべき。(オフィス家具メーカーF社)
②	(提案) 廃製品の処理プロセスのどこまでが算定対象になるかを明確にすべき。	・現行のスコープ3基準(第1次ドラフト)では、製品のEnd of lifeをどこにするのか不明である。(化学メーカーD社)
③	(提案) 法が定める再商品化義務量を算定範囲とする考え方を認めてほしい。	・容器リサイクル法の「再商品化義務のある容器包装」について算定する考え方(で算出)。現在のデータ収集方法が認められれば今後も算出可能。(食品メーカーB社)
④	(提案) 廃製品全ての処理の一次データの把握は不可能。部分的な収集データに基づく全体推計を認めるべき。	・過去の実績に基づく処理シナリオを適用して算定している。(電機メーカーA社) ・リサイクル法等法規制の無い分野で廃棄時全商品1次データ情報収集は困難。捕捉率に拘らず、全体量の推測を認めるべき。(オフィス家具メーカーF社)
⑤	(指摘) 製品ライフサイクルの考え方を拡張してサプライチェーンGHGを管理している企業にとって、スコープ1,2,3の枠組みに合わせたGHG算定は煩雑で、逆に管理指標として使いにくい。	・リユース、リサイクル施設の内、グループ会社の資産とそれ以外に分け、前者をスコープ1&2、後者をスコープ3に分離して報告するのは困難。(電機メーカーA社)

[パート2] 16章(カテゴリ16):従業員の通勤

①	(指摘) 製造時業者の場合、スコープ3全体から見ると排出量は非常に小さい。	・社内システムの出張情報、通勤情報に基づいて粗い試算を行ったところ、(算定結果は)無視できるほど小さい。(化学メーカーC社) ・スコープ3全体に占める割合が小さく算定不要。(化学メーカーD社)
②	(指摘) 支払い金額に基づく概算は可能だが、物理的な活動量に基づく算定を求めるならば、データ収集の労力が大きい。 (※)現行の情報システムで算定可能とする企業もあった。	・(物理的な活動量に基づく算定を求めるならば)新たなシステムの構築・導入のためのコストが発生。(化学メーカーE社) ・電車通勤について、定期券支給額×産業連関表ベースのGHG排出係数で算出。移動距離などの物理的な1次データに基づく算定の為には、新たな社内システムの導入が必要。(オフィス家具メーカーF社) (反対意見) ・社内DBで管理しているデータを利用してGHG算定することは可能。(電機メーカーA社) ・鉄道・自動車共に通勤手当から移動距離を概算し排出係数から排出量を推算。(化学メーカーD社)
③	(提案) 全ての通勤ではなく、自動車通勤の削減のみ報告対象とすべき。	・日本では公共交通機関を使用している人が多いので、算定する意味に疑問がある。自動車通勤の削減分を把握することには意味がある。(食品メーカーB社)

※中間報告(2010年8月3日)後の追加項目には○を付記

以上の指摘いただいたスコープ3基準へのご意見については、第2次ドラフトにおいてどのような規定に帰着しているかを本資料「2-5章」にて整理しました。

1. 各WG及び調査の実施報告

1-3. アンケート調査の結果報告

1-3-1. 調査概要

1-3-2. スコープ3の認知度

1-3-3. GHGデータ報告要求に対してのご意見

1-3-4. サプライチェーンGHG算定の方針

1-3-5. 政府への要望

1-3-6. スコープ3基準策定・公表による影響

1-3-7. スコープ3基準の意見公募への対応

1-3-1. 調査概要 ①目的と方法

目的

- スコープ3基準などのサプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定基準に対する国内企業の認知や課題への意識等を明らかにし、研究会、意見交換WG等での資料として活用する目的でアンケート調査を実施した。
- 本アンケートは、国内企業におけるスコープ3基準の開発動向への関心を高め、新スコープ3基準のパブリック・コメントでの活発な意見提出や対応の検討を促す狙いも併せ持っており、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定基準に関する調査・研究会」の活動やGHGプロトコルでの議論の概略についても紹介した。

調査方法

- 郵送法を採用。
- 送付先は、業種別に抽出した主要企業及び環境経営への外部評価の高い企業の計116社を任意で選定。ホームページや環境関連報告書から環境・CSR担当の部署名、送り先を抽出して宛先とした。
- 2010年8月17日に発送。8月31日に締切。その後、対象企業数社から依頼があり、9月15日まで締切を延長。

1-3-1. 調査概要 ②回答状況

- 配布企業数116社に対し、回答企業数は69社。回答率は全体で約60%。
- 業種別にみると、配布数に対して「電気機器」「電力・ガス」「鉄鋼」の回答率は高く、いずれも100%。
- これに対し、「石油・石炭」「情報・通信」といった業種からは1社ずつの回答にとどまる。「金属製品」では回答はゼロ。

	業種	回答数	配布数
1	食品・飲料	2	4
2	繊維	2	3
3	紙・パルプ	2	3
4	化学	6	9
5	医薬品	2	3
6	石油・石炭	1	5
7	ゴム製品	2	3
8	窯業・ガラス	4	8
9	鉄鋼	5	5
10	非鉄金属	4	8
11	金属製品	0	2

	業種	回答数	配布数
12	機械	6	9
13	電気機器	10	10
14	自動車・自動車部品	5	8
15	精密機器・その他	2	4
16	小売	4	8
17	運輸	3	11
18	情報・通信	1	4
19	電力・ガス	5	5
20	その他	1	2
21	建設	2	2
	計	69	116

1-3-1. 調査概要 ③調査結果の概要(1/2)

1. スコープ3の認知度は、**84%**と高い。

2. GHGプロトコルのスコープ1、2、3の考え方に基づくGHG排出量データ開示(アンケート等)に対応している企業の割合は、

i. スコープ1:**86%**、スコープ2:**84%**

ii. スコープ3:**46%**

GHGプロトコルの枠組み(スコープ1-3)への対応を求められる企業は多く、スコープ3においても約半数の企業が対応している。(ただし、スコープ3については「物流のみ」等、限定的な対応が多い。)

3. GHGの算定・報告基準がアンケート等によって異なることへの作業負担を感じている企業の割合:**70%**

複数の算定基準の存在を負担に思う企業が多い。

(母数はいずれもN=69)

4. 企業のサプライチェーン全体を対象としたGHG算定・報告の国際基準の策定が進む中、政府が取り組むことが望ましいこと。

i. 策定動向、運用動向等に関する情報提供:81%

ii. 国際的な基準とは別の日本独自の法規制、基準の策定:3%

国際基準の情報提供を求める声が多い。

5. スコープ3基準の算定・公開によって「無視できない影響がある」と回答した企業の割合:59%

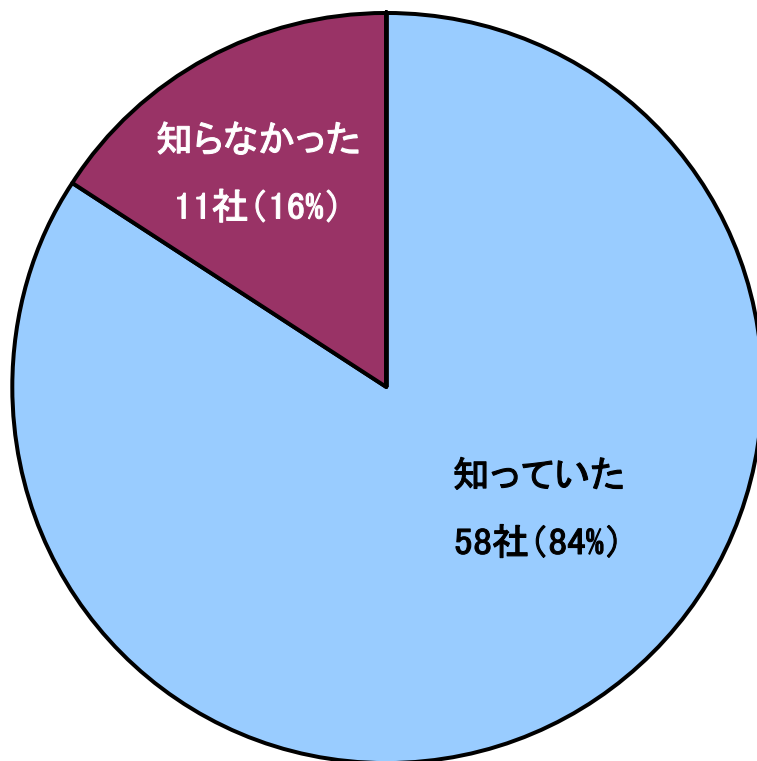
グローバル企業を中心に半数以上が影響があることを予想している。

6. スコープ3基準のパブリックコメント期間を利用して意見提出を検討している企業の割合:16%

認知しており、また自社への影響も予想しているが、意見提出などの具体的行動に関しては様子見の企業が多い。

1-3-2. スコープ3の認知度

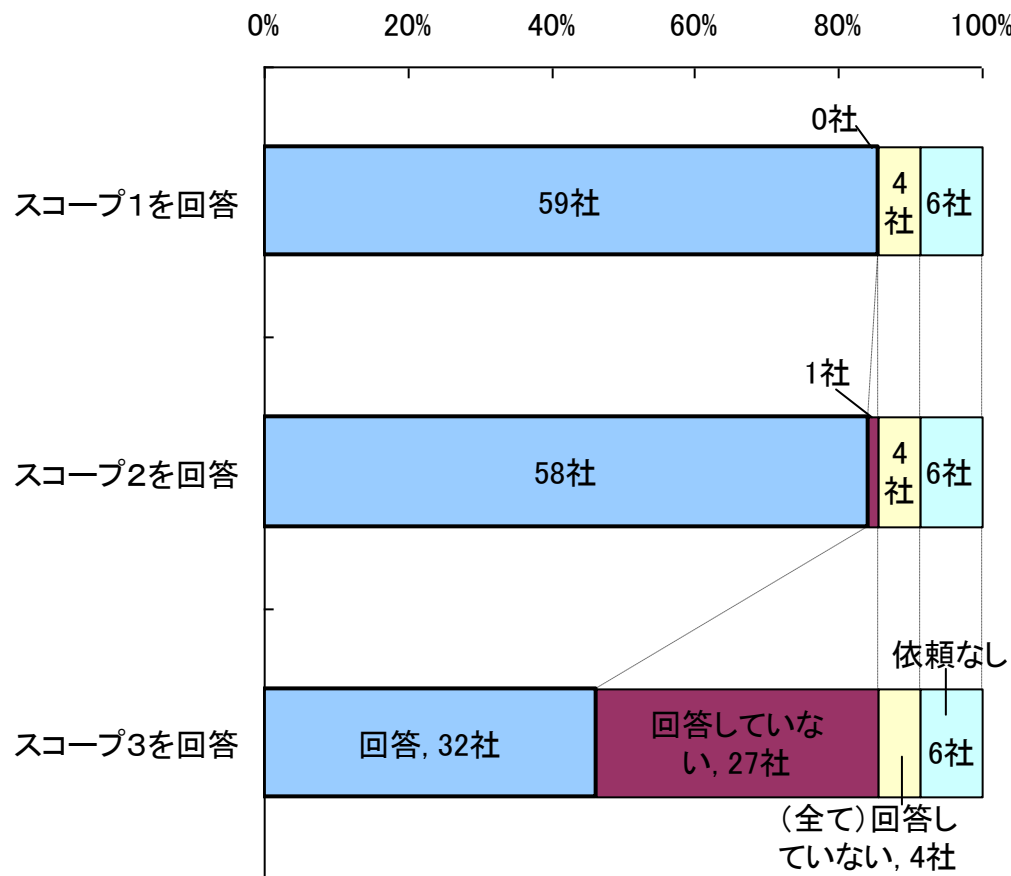
Q2. スコープ3基準など、組織のサプライチェーン全体を対象とした温室効果ガス(GHG)排出量の算定・報告基準の開発が進められていることをご存知でしたか。



- 「知っていた」と回答した企業は58社。回答企業全体の約84%を占める。
- 一方、「知らなかった」と回答した企業は11社。回答企業全体の約16%となった。

1-3-3. GHGデータ報告要求に対してのご意見 ①現在の対応

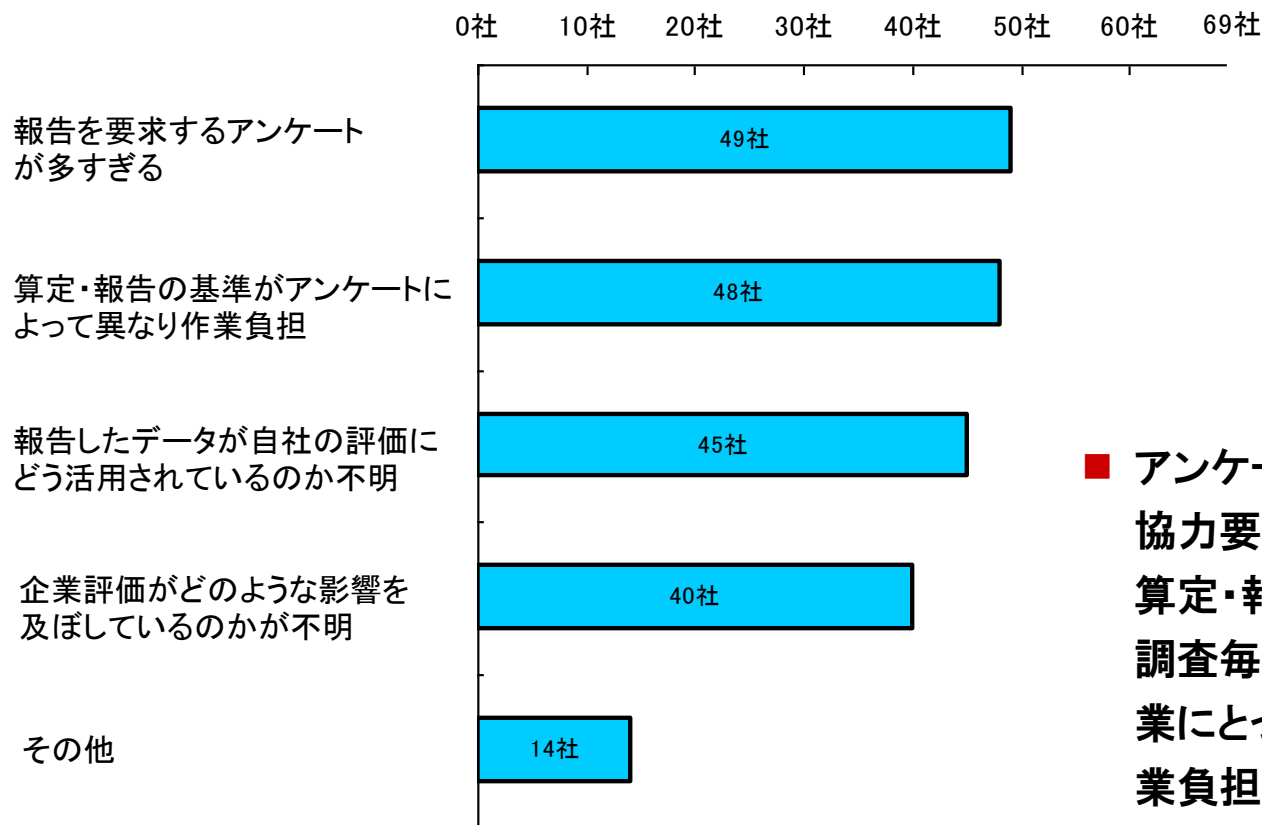
Q3. 貴社では、CDP(カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)などのGHGプロトコルのスコープ1、2、3の考え方に基づく外部からのGHG排出量データの報告要求に対して、どのような対応をされていますか。



- 「スコープ3を回答」と答えた企業は32社。回答企業全体の約46%を占める。多くの企業が「物流に限定」といった但し書きを付け添えていた。
- 「スコープ1を回答」と答えた企業は59社。「スコープ2を回答」答えた企業は58社で、「スコープ1」と「スコープ2」に関する報告について、大半が併せて対応している。

②対応における問題点(選択)

Q4. 外部からのGHG排出量データの報告要求への対応に際しての、貴社にとっての問題点(作業負担など)について、あてはまるもの全てに○をつけてください。



■ アンケート調査への協力要請が多い上に、算定・報告の基準が調査毎に異なり、企業にとって大きな作業負担となっている。

②対応における問題点(自由回答) 1/2

Q4. 外部からのGHG排出量データの報告要求への対応に際しての、貴社にとっての問題点(作業負荷など)について、具体的な事例やご意見がございましたら、その内容をご記入ください。

- 行政、金融、格付け機関、メディア、調査会社、NGO、業界団体、研究機関等から、GHG排出量データについて情報提供を求めるアンケートの多数寄せられており、対応する企業の負担となっている。
- データ集計範囲(親会社単体、グループ連結、国別、事業別、グローバル連結、サプライチェーン全体等)、対象ガス(CO2のみ、6ガス)、単位(エネルギー総量や原油換算)、電力換算係数も調査によって異なるなど、対応する企業にとって大きな負担となっている。
- 評価基準を公表していないランキングや格付調査が多く、評価結果の妥当性が不透明な上、調査毎に基準が異なるなど、その後に対策として活かすことができないことも不満。
- GHG排出量データによる企業評価の結果が、実際に投資家や消費者などのステークホルダーの企業に対する行動にどの程度影響しているのかが見えないため、調査への協力意識はネガティブ化。

設問	主な記述内容
GHG排出量データの報告を要求するアンケートの数が多すぎる。	・ 行政、金融、SRIなど格付け機関、メディア、損害保険会社、総合研究所、CDP、業界団体、大学などのからの類似のアンケートが増加している。また、海外からのアンケートも増加している。【紙パルプ】 ・ 同様のデータを複数のアンケートでかけられるため、1つの回答を公開し情報を共有してほしい。【電力・ガス】 ・ 法制度に基づく報告の徴収(温室効果ガス算定・報告・公表制度、各県条例に基づく報告等)に加え、CDP、GPP等からの要請、主要取引先からのLCA、LC-CO2(CFPを含む)の算定要請(個別製品および取引品目全量の場合あり)等があり、その数は増加傾向。【電気機器】 ・ 回答する側の作業負荷を簡便にする工夫がない。【化学】

②対応における問題点(自由回答) 2/2

設問	主な記述内容
GHG排出量の算定・報告の基準 (データ集計区分や報告のフォーマットなど) が、アンケートによって異なることによる作業負担が大きい。	・ 親会社単体、グループ連結、国別、事業別などバウンダリだけでも様々。【電気機器】 ・ 作業負担の大きさに加えて、集計区分の差異等から算定のたびに数値が異なるため社内に混乱を引き起こしかねない。また算定方法に応じて複数の実績値が存在することによって、本来的な排出量の増減に対する社内の意識が低下してしまう懸念もある。【電気機器】 ・ GHGについても、スコープ別であったり、CO2のみでなく5ガスの場合もあり、エネルギー総量や原油換算の場合もあり、集計範囲も自社のみ、国内連結、グローバルの連結、サプライチェーン全体など求められるデータが異なる。【機械】 ・ 社内で管理しているデータ集計方針と異なる場合があり、再集計に時間がかかる。【医薬品】 ・ データの集計範囲が全てのケースで異なる。また、国の算定基準が変わる事により、過年度のデータの修正が必要。【非鉄金属】 ・ 法令の基準と業界団体との基準が異なる(例 電力排出係数)。【医薬品】 ・ 同一排出の報告に対し、原油換算、CO2換算、GJ換算、MWh換算、事業所別、県別、国別、法人別か連結か、事業セクター別、排出設備別、SCOPE分けか省エネ法分けか、燃料、ガス種内訳、昼間電力、夜間電力、自家発電電力、再生可能電力、電力係数もいろいろあり、アンケートごとに計算する必要がある非常に負担が大きい。【電気機器】 ・ 他社との横並の観点でも、区分、用いる計算法、係数などを統一の基準を示して、それに則った統一的な計算、公開が望ましい。【電力・ガス】

1-3-4. サプライチェーンGHG算定の方針 ①算定している企業の回答

Q5. スコープ3基準が策定・公表されることで、今後、企業に対してサプライチェーンのGHGの算定や報告を求める声が強まることも考えられます。貴社は、自社のサプライチェーンのGHG排出量の算定・報告に関する方針をお持ちですか？ 方針の有無や内容について、ご回答ください。

- サプライヤーへのGHG削減要請に留める方針の企業や、サプライヤーを含めたGHG排出量を算出していくために、主要OEM/ODMメーカーを対象としてGHG排出量調査を試験的に実施している企業など、方針は様々。

主な記述内容

- ・ 一次サプライヤーや販売会社に対して、GHG排出量の削減を要請しているが、GHG排出量データの報告は義務付けていない。【自動車・自動車部品】
- ・ 算定に対する対応方針は決まっているが、報告に関する方針は検討中。【自動車・自動車部品】
- ・ 方針は有り。現時点ではサプライチェーンでの情報収集に限界があり、算定は自社内にて評価。【電気機器】
- ・ 弊社では環境計画において、サプライチェーンを含むライフサイクル全体の環境負荷を対象としている。現在、CDP SupplyChain Program に参加、主要OEM/ODMメーカーを対象にGHG排出量調査を試験的に行っているが、今後は主要サプライヤーを含めたGHG排出量把握に積極的に取り組んでいく。【電気機器】
- ・ 方針有。事業活動ならびに商品・サービスの全ライフサイクルで使用するエネルギー及び排出する温室効果ガスを削減する。【機械】（注）サプライチェーンのGHG排出量の算定・報告は、上記方針の目的を達成するための前提条件（手段）であり、目的達成を目指す方針はあるが、前提条件（手段）のみを把握する方針にはなっていない。
- ・ 方針は有。弊社環境中期目標の一つにLC-CO2を2020年に35%削減する（2005年比売上高原単位）というものがある。【化学工業】
- ・ 主製品の都市ガスについて、今後、ライフサイクルでのGHG評価をサプライチェーンの中で問われる可能性があり、上流、下流でのGHG排出量算定の考え方をCSRレポート等で公開している 【電力・ガス】

②部分的に算定している企業の回答

- 自社製品の輸送(下流)や自社製品自体のGHG排出量等、サプライチェーンの一部について算定・報告している企業有り。これらの企業は、CDPや省エネ法(荷主責任)への対応を通じて、データを把握済。

主な記述内容

- ・ スコープ3のGHG排出量の算定、報告はCDPに対して2009年度より実施している。但し、その対象は物流に関する内容のみであり、当面は報告対象の拡大は考えていない。【非鉄金属】
- ・ 物流など、可能な範囲から取り組みを進めている。【食品・飲料】
- ・ 物流については、既に算定・報告しているが、取引先については、今後の課題となっている。【電気機器】
- ・ 当社ではこれまでに国内・海外のグループ企業を対象としたカーボンマネジメント体制を敷いており、サプライチェーンの一部はそれによりカバーされている。将来的にサプライチェーンを通じた管理強化も検討しているが、資本関係のない調達先から製造原価に関わる情報を収集する場合には困難を伴う場合も多く、産業連関表による原単位の使用など、効率的な管理手法の確立が必要と考える。【電気機器】
- ・ 方針はないが、自社製品の輸送、配送を委託している。子会社の運輸会社にはデータを提出させている。【紙・パルプ】
- ・ 10年度にグループ共通CO2排出量算定マニュアルを策定。サプライチェーンにおけるGHG排出量の算定について、グループ横断的なPB商品の一部商品よりLCA的CO2排出量の検証開始 【小売】
- ・ サプライチェーンの上流下流の算出については、現時点では特に実施することのメリットがないため、現時点では方針はない。が、当社内の排出に関わる要素として、従業員の出張に関わるCO2排出量については集計報告項目とする方針を公表している。【電気機器】
- ・ カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト サプライチェーン質問書への対応として下流側(クライアント)の要求に応じて回答することとしている。川中メーカーとしての上流側(サプライヤー)への算定・報告に関する方針は策定していない。【印刷】

③算定していない企業の回答

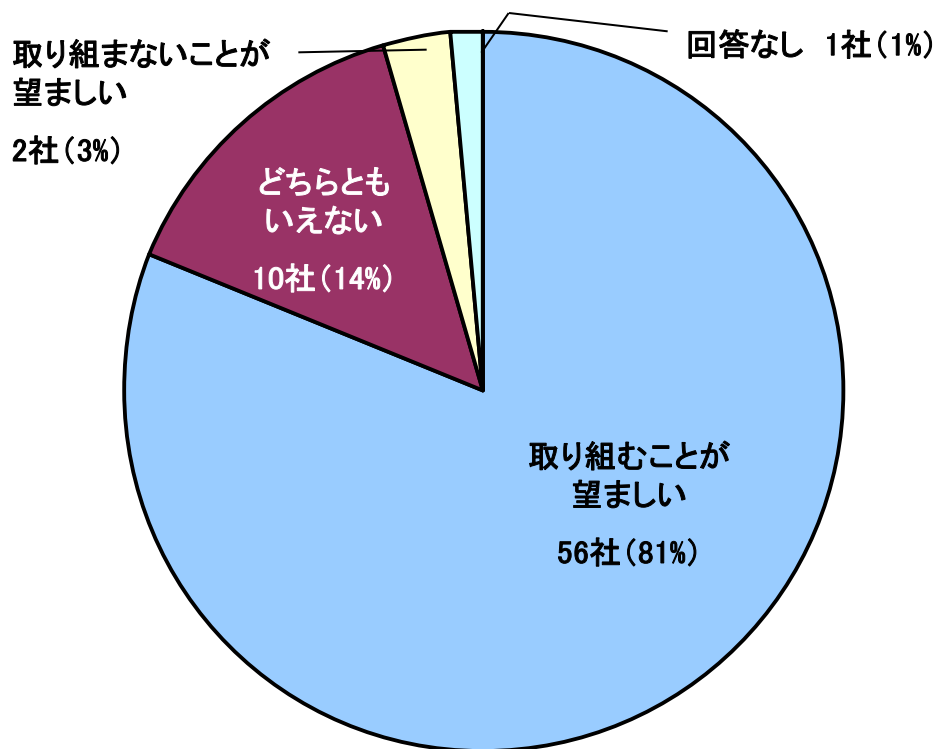
- 現状で未対応な企業でも、サプライチェーンのGHG排出量の算定・報告が重要な課題と捉えている。一方で、サプライヤーに対してGHG排出量データの報告を義務付けることが難しいと考えており、様子見姿勢の企業も多い。
- データ収集の困難性やデータの信頼性、スコープ3基準推進の狙いなどが不透明なため、サプライチェーンのGHG排出量の算定・報告に関する方針を決定するに至っていない企業がある。

主な記述内容
・ 自社製品数が非常に多く、また原材料として上流から調達するデータ入手の困難性から、現時点ではサプライチェーンGHG算定、報告に関する方針は設定していない。【非鉄金属】 ・ 自ら把握できる項目のみを策定・報告する。報告のためにサプライチェーンに対し、情報提供を強要することはない。【電気機器】 ・ 国際動向を見極めながら、対応指針を検討する予定。現時点では、把握に係る課題等を洗い出している段階【電気機器】 ・ 国際的な算定・報告基準が定まり、透明性の高い運用が始まれば、積極的に参加するが、それまでの期間は、様々な議論や試行的な取組に対し、都度判断して協力、参加していきたい。【印刷】 ・ 方針については検討中。なぜならば、この制度は、いつ誰に答えるのかまだはっきりしていない。また、制度自体に大きな矛盾を含んでおり、どう対応すればよいか検討中。「①誰のために、②何を報告して、③誰が何をする」ために報告するのか説明が不十分。①: 国、国連(世界)、最終ユーザー、顧客やサプライヤー、投資家②: 直接排出か、間接か、LC-CO₂か、CO₂削減貢献量か③: 地球のCO₂排出か、国のCO₂排出か、企業のCO₂排出か、製品のCO₂排出か、ユーザーのCO₂排出削減のためか、企業の低炭素化対応能力評価のためかなど報告といっても場合分けがあり、誰のために報告するのかははっきりさせていただきたい。【電気機器】 ・ スコープ3を含めた算定、報告については実施する方向ではあるものの、現状では他社データが入手できる環境になく、精度の点に懸念有。【ゴム製品】 ・ GHGの把握は方針を展開。ただし、スコープ3基準としての厳密な方針はなし。【自動車・自動車部品】

1-3-5. 政府への要望 ①情報提供

Q6. スコープ3基準など、企業のサプライチェーン全体を対象としたGHGの算定・報告のための国際基準の策定が進められている中、日本政府はいかなる取り組みを行うことが望ましいとお考えですか。

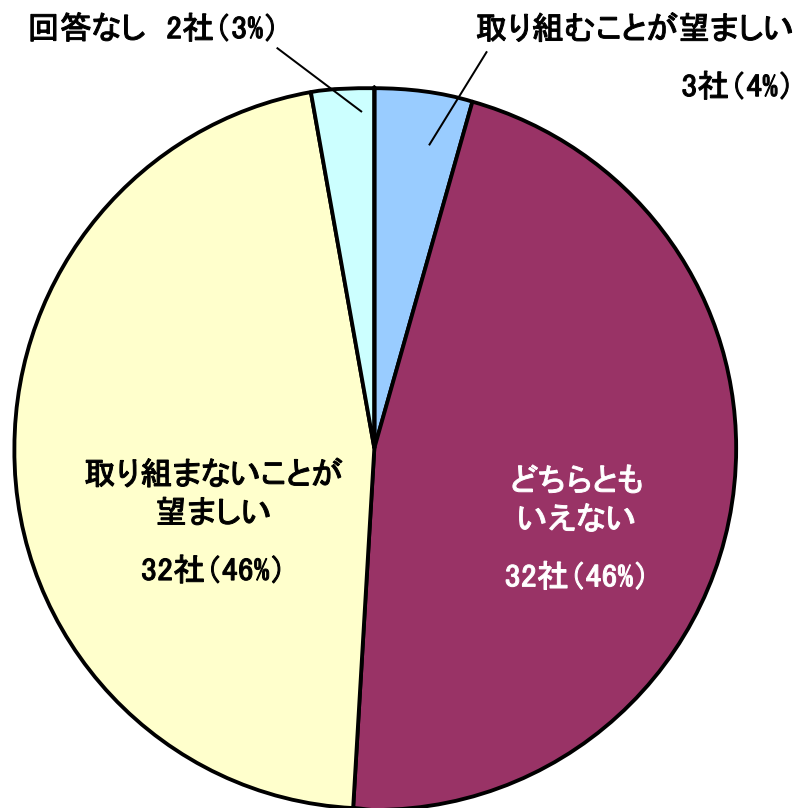
a. 国際的な算定・報告基準の策定動向や運用動向等に関する日本国内への情報提供（n=69）



■ 国際的な算定・報告基準の策定動向や運用動向等に関する日本国内への情報提供について、「政府が取り組むことが望ましい」と回答した企業は56社(81%)。

②日本独自の類似の法規制や基準の策定

d. 国際的な算定・報告基準とは別個の、日本独自の類似の法規制や基準の策定（n=69）



- 国際的な算定・報告基準とは別個の、日本独自の類似の法規制や基準の策定について、「政府が取り組むことが望ましい」と回答した企業は3社（4%）にとどまる。
- 「どちらとも言えない」、「取り組まないことが望ましい」という回答はともに32社（46%）、合計64社（92%）。

⑤自由回答 i.「政府が取り組むことが望ましい」(1/3)

- 企業は、その自主性を損なうような算定・報告の基準づくりについて、否定的。
- 一方で、換算係数や算定ルールに対して一定の枠組みの設定を要望。国際基準に沿ったものか、国際基準と異なる日本独自なものか、は意見が分かれる。
- 製品・サービスを通じた排出や排出削減効果の算定方法の開発を求める声は、複数有。

e. その他、日本政府が「取り組むことが望ましい」、もしくは「取り組まないことが望ましい」こと

設問	具体的な記述内容
日本政府が「取り組むことが望ましい」こと	・ あくまでも国際的な算定基準に統一をはかってほしいが、日本企業がそれを採用するにあたっての日本語版解説書の発行等のサポートは積極的に取り組んで欲しい。【自動車・自動車部品】 ・ ガイドライン的なボランタリーな基準としていただきたい。【海運】 ・ 自主的な情報公開のために有用なガイドライン等の策定は取り組むべきだが、国際基準に基づく、基づかないに関わらず、法規制等で報告を義務付けるべきではないと考える。【医薬品】 ・ サプライチェーンのGHGの算定については、業界の特性に配慮することが重要。多品種、少量生産で原材料も多岐に渡る医薬品業界では作業負担が大きい割りに成果は小さいと考えられる。【医薬品】 ・ さまざまな係数の公開やガイドラインの作成(現状は企業ごとにバラバラ)。【電気機械】 ・ 不合理なスコープ3基準の建設的修正案を世界に主張していただきたい。【電気機械】 ・ ダブル、トリプルカウントになる報告制度を是非整理していただきたい。【電気機械】 ・ 海外ロードテストに参加し、国内で営業している企業からヒアリングして何ができて何が難しいのか、国で把握し、問題点を整理すべきである。

次頁以降に続く

⑤自由回答 i.「政府が取り組むことが望ましい」(2/3)

e. その他、日本政府が「取り組むことが望ましい」、もしくは「取り組まないことが望ましい」こと

設問	具体的な記述内容
日本政府が「取り組むことが望ましい」こと	- 報告の義務化、会計報告書への記載義務化などは、それをどの様に活用、利用するかが不明であるので、これらは自由意志に基づく報告とする様、取り組むことが望ましい。CFP(カーボンフットプリント)で使用する算定ルールと異なると、作業量が甚大となる(スコープ1と比較しても)ことが明らかであるので、世界的な算定ルールの統一に取り組むことが望ましい。【化学】 - 製品サービスを通じた排出や排出削減効果の算定方法について、日本企業の世界への環境貢献を主張するツールとして検討してほしい。(スコープ1、スコープ2だけでは製品の削減貢献を示せない)【電力・ガス】 - GHGプロトコルには、系統電力にかかわる対策による温室効果ガス削減量ガイドラインもあり、需要家が系統電力の削減を伴う排出削減の活動を行った場合、系統電力供給者が調整を行う電源の排出係数をもって、需要家の排出削減を評価することとされており、このような適正な評価手法の国内への展開についてもあわせてご検討いただきたい。【電力・ガス】 - リサイクル推進の取組み効果が反映できるようなルール等、日本企業が有利になるような仕組みづくりに取り組んでほしい(企業からのヒアリング結果を反映できるようにして欲しい)。【窯業・ガラス】 - 電機業界ではEUのRoHS指令やREACH規則をきっかけにサプライチェーンを通じた化学物質の情報管理を進めており、化学物質の上流から下流までを対象とした情報共有のプラットフォームを構築している。化学物質と比べてGHG排出量データは対象範囲が大幅に広がるため、同様の情報共有プラットフォームが必要ではないか。【電気機器】

次頁に続く

⑤自由回答 i.「政府が取り組むことが望ましい」(3/3)

e. その他、日本政府が「取り組むことが望ましい」、もしくは「取り組まないことが望ましい」こと

設問	具体的な記述内容
日本政府が「取り組むことが望ましい」こと	- 取組の基本は、“国際的な算定・報告基準策定”議論への参加、日本としての意見主張であり、“日本独自の類似の法規制や基準の策定”の方向に進むことが決して無い様、しっかりと主導してほしい。【印刷】 - 企業における算定作業負荷を出来る限り少なくすることを望む。【化学工業】 - グローバル化が進んでいる昨今、日本独自の法規制や基準を作るのではなく、国際共通のルール作りをすべきであり、日本政府にはそのリーダーシップをお願いする。【電気機器】 - 我が国が資源輸入国であり、輸出大国であるという特色をよく考慮して対応して頂きたいと希望する。日本で作られ、輸出された製品が海外での削減に貢献している事例も多々あると思量しており、そうした貢献がカウントされることができれば日本の技術に対する評価がさらに向上すると考えられる。【電力・ガス】 - 海外企業との競争力や優位性を確保できるよう、公平性を保った基準の策定が望ましい。【自動車・自動車部品】 - 電気製品では、使用時の負荷が大きいので、自社による生産時のCO2排出量のみならず、使用時の影響を試算することが望ましい。但し、使用時の試算方法は、一部の製品のみで標準化されているため、各製品での標準化の推進とともに、試算方法の国際標準化も望ましい。【電気機器】 - 国としてはスコープ1でトータルを把握できると思うので、各企業の負担が増加しない様な施策を望む。【建設】

次頁に続く

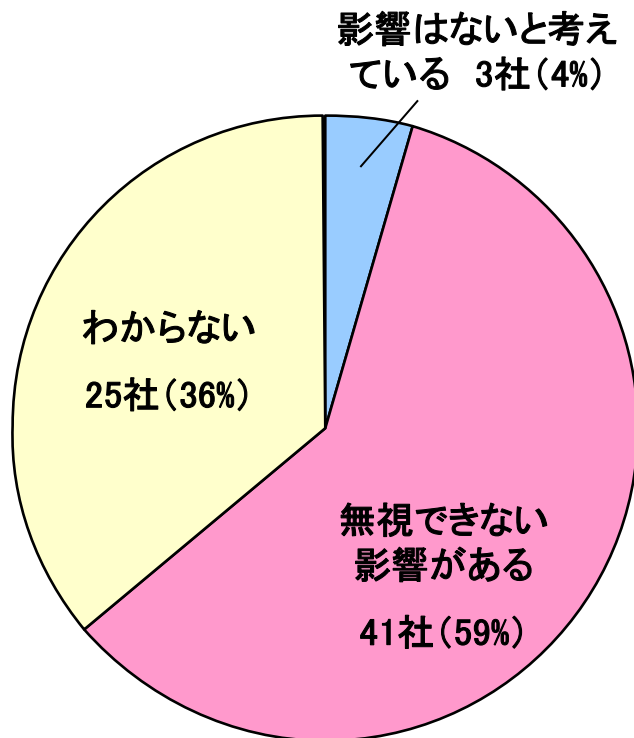
⑤自由回答 ii.「政府が取り組まないことが望ましい」

e. その他、日本政府が「取り組むことが望ましい」、もしくは「取り組まないことが望ましい」こと

設問	具体的な記述内容
日本政府が「取り組まないことが望ましい」こと	- 国際的な基準に日本の意見を反映するよう努力してほしい。国際的な基準と異なる日本の基準は作らないでほしい。グローバル企業としてはダブル・スタンダードでの算定が必要となる。【機械】 - スコープ3を導入ありきの姿勢でロードテストなどに取り組むべきではない。【紙パルプ】 - データ算出の重複等、企業努力が損なわないように。【建設】 - 様々な仕組みが乱立し、対応が大変になることは避けて頂きたい。日本企業が得意な製品による貢献が目に見えるような仕組みとして欲しい。【鉄鋼】

(1)スコープ3基準策定・公表による影響(選択)

Q8. スコープ3基準が策定・公表されることによって、貴社に波及する影響の有無についてあてはまるもの1つに○をつけてください。



■ 「無視できない影響があると考えている」と回答した企業が41社(59%)と最も多かった。他、「わからない」と回答した企業が25社(36%)で、「影響はないと考えている」と回答した企業3社(4%)を大きく上回った。

(2)スコープ3基準策定・公表による影響(自由)

Q8. スコープ3基準が策定・公表されることによって、貴社に波及する影響があると認識されている場合は、その内容についてご回答ください。

- 多くの企業が、様々なステークホルダーからのGHG情報の開示要請が強まって自社の業務負荷となることを懸念。
- 「調達先から原価情報に関連するエネルギー消費量データ等を収集する必要性が生じた場合、共有データ範囲の定義や取引基本契約の改訂(製造原価に関する情報の共有)など、多方面での対応事項が発生する」といった、センシティブな対応が必要になるといった指摘もあった。

具体的な記述内容

- ・ ステークホルダーからの開示の高まり。自社がサプライヤーとしての立場で、カスタマーからの開示要求の高まり。【電気機器】
- ・ CDP(カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)からのアンケートへの対応。【機械】
- ・ 対応しない企業のブランドイメージダウン。【化学工業】
- ・ データ収集の煩雑さを主な原因とする費用及び時間的な負担が発生する。【紙パルプ】
- ・ 16項目全てについて集計する仕組みを整える必要があり、ITシステムへの投資が必要となる場合がある。【自動車・自動車部品】
- ・ 公表に対し、対応するための膨大な工数が発生。【自動車・自動車部品】
- ・ サプライチェーンを取り巻く排出量の算定・報告要求が強まり、作業負担などへの影響が避けられない。【電気機器】
- ・ ①当社が購入する財・サービスのGHG排出量の把握 ②当社サービス(運輸)のGHG排出量データ提出要請の増加。【海運】

次頁に続く

(2)スコープ3基準策定・公表による影響(自由)

具体的な記述内容

- ・ データ収集のための人的資源投入(コストに影響)、生産工程のノウハウの流出。【非鉄金属】
- ・ 当社が納める部品について、顧客からカテゴリ1の報告を求められることが予想されるが、少量多品種を扱う事業所において、製品毎の排出量の報告は、極めて厳しい。(まして、生産ロットごとの把握は困難)また、工場全体の排出量を生産高による按分を行って算出しても、製品の特性を反映したものではない。このため、他社品と比較されて大きいといわれても、対応が困難。また、生産ラインでの排出量を把握し、製品毎に算定したとしても、誤差を多く含んだに値しかならず、製品の毎の排出量の集計と工場全体の排出量は、異なることになり、算定活動に意義が感じられない。【電気機器】
- ・ 全カテゴリの活動量を各国で、それなりの収集率で集めること、そしてそれを毎年繰り返すことは、多大な経営資源が必要(ヒト、システム、カネ)。【化学工業】
- ・ 本件をビジネスとしてとらえる企業からのアンケートが増加すると考えられる。特にエコファンド等からのアンケートには対応せざるを得なくなる。【鉄鋼】
- ・ 対応する為のコスト。【繊維】
- ・ GHG排出量の算定・報告により作業負担等が増大する。【電気機器】
- ・ 算出のために多大の工数を要する。【非鉄金属】
- ・ 従来、算出していない数値を算出する必要が出てくる。それらに係る作業負荷は大きいと予想。【電気機器】
- ・ 現状のまま策定・公表された場合、ステークホルダーの誤った企業評価を招く懸念がある。【鉄鋼】
- ・ GHG排出算定項目が大幅に増加し、そのデータ集計に関わる部門も飛躍的に増え、システム投資が必要となるなど組織全体に及ぼす負担が大きい。【化学工業】
- ・ 結局、GHG排出量の多寡が問題となり、ブランド評価になってしまう。【機械】
- ・ 基準が策定・公表されれば、各国のGHG報告制度がその基準を参考に改定・新規制度化などを促進する可能性も十分考えられる。【自動車・自動車部品】
- ・ 鉄鋼業は、SCOPE1、2に対してSCOPE3の割合は非常に少なく、SCOPE3の削減に注力していないように見られてしまう懸念がある。スコープ3の活用の有効な業種の例示が必要。【鉄鋼】

次頁に続く

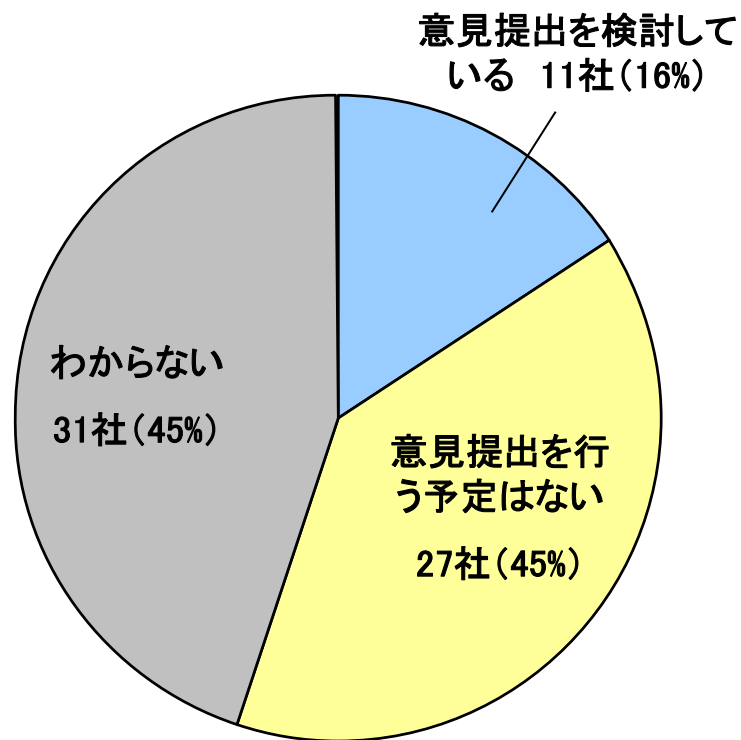
(2)スコープ3基準策定・公表による影響(自由)

具体的な記述内容

- ・ カテゴリ1の調達先から原価情報に関連するエネルギー消費量データ等を収集する必要がある場合、定常的なデータ共有業務だけでなく、共有データ範囲の定義や取引基本契約の改訂(製造原価に関する情報の共有)など、多方面での対応事項が発生すると見込まれる。【電気機器】
- ・ スコープ3に基づく外部からのGHG排出量データ報告要求が増加し、作業負担も増えると予想される。【電力・ガス】
- ・ インベントリーデータが十分に公表されていない場合には、データ収集、管理に新たなリソースを追加する必要性が高くなる。【ゴム製品】
- ・ 多くの主要取引先から、それぞれのグリーン調達基準への対応、排出量の把握と自主的な削減等を求められ、取引先の“格付け”“変更”等にさらされる可能性も高い。上記への対応に伴う、CO2排出量等の把握には、膨大な作業量とコストが発生し、負担になる。【印刷】
- ・ 電力業界は設備産業であり、スコープ3基準が影響する範囲は莫大である・新基準に従った算定を行うために、社内教育や算定作業といった業務負担が生じる。【電力・ガス】
- ・ CSRの一環として、スコープ3の算定、情報公開を求められる可能性がある(カテゴリ1)・川中メーカーとして、川上メーカーから販売した財・サービスのGHG排出量を求められる可能性がある。【印刷】
- ・ 算出のための業務負荷。【その他】
- ・ スコープ3基準に合ったデータの把握。【自動車・自動車部品】
- ・ 需要家をはじめ社外からのScope3に該当するGHG排出量データの問い合わせ・Scope3に該当するGHG排出量の算出・報告の対応に係わる社内体制・組織の検討。【化学工業】
- ・ 情報(データ)の収集、集計等の負担が増える。【電気機器】
- ・ 全ての事業者が一律にある基準に基づく対応をすることとなった場合には、無視し得ない業務量の増加となる。【電力会社】
- ・ 鉄道利用への切り替えは、目立ったコストが発生しない極めて取り組みやすいGHG排出量削減策。出張により発生するGHG排出量を企業がこれまで以上に注目し、鉄道利用への切り替えが進むことで、社会全体として大きなCO2削減効果が期待できる一方、当社としてもますます地球環境保全に貢献していくことが期待できる。【運輸】
- ・ 弊社は多岐にわたりビジネスを展開し、グローバルに企業活動をし、数多くのサプライヤーを持っている。スコープ3基準への対応で、内外の調達先に対して過度な情報提供の要請を実施することになり、大きな社会コストが発生すると予想される。【電気機器】

1-3-7. スコープ3基準の意見公募への対応

Q9. GHGプロトコル・イニシアチブは、本年9月にスコープ3基準の第二次ドラフトを公表し、同月中に意見公募(パブリックコメント)を行うことを予定しています。貴社は、なんらかの意見を提出することを検討していますか？ あてはまるもの1つに○をつけてください。



■ 「意見提出を検討している」と回答した企業は11社(16%)。「意見提出を行う予定はない」と回答した企業が27社(39%)、「わからない」と回答した企業が31社(45%)と、様子見の企業が大きく上回った。

1. 各WG及び調査の実施報告

1-4. WRI/WBCSD事務局との 意見交換 実施報告

1-4-1. 実施概要

1-4-2. WRI/WBCSD事務局への意見発信

1-4-3. WRI/WBCSD事務局との直接意見交換

1-4-4. 補足

1-4-1. 実施概要

(1)目標

- 日本側からスコープ3基準に関する意見を策定者であるWRI/WBCSD事務局に発信し、第2次ドラフトへの反映を促すこと
- スコープ3基準開発の最新情報等を把握すること

(2)実施内容

①WRI/WBCSD事務局への意見発信

- 試算WG参加企業の意見を踏まえ、スコープ3基準第1次ドラフトへのフィードバック資料(英文)を発信

②WRI/WBCSD事務局との直接意見交換

- 本研究会事務局スタッフがWRI/WBCSD事務局と対面で意見交換を実施



図 WRI/WBCSD事務局へのフィードバック資料(表紙)



図 WRI/WBCSD事務局との意見交換の一場面

1-4-2. WRI/WBCSD事務局への意見発信

(1)実施内容

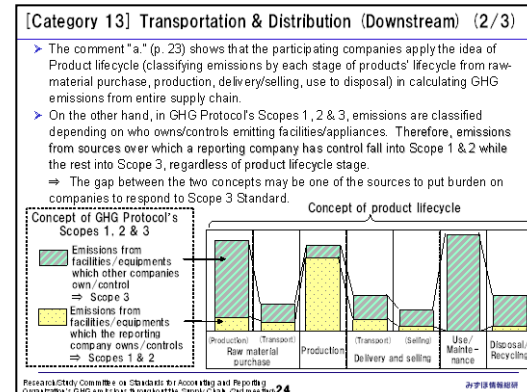
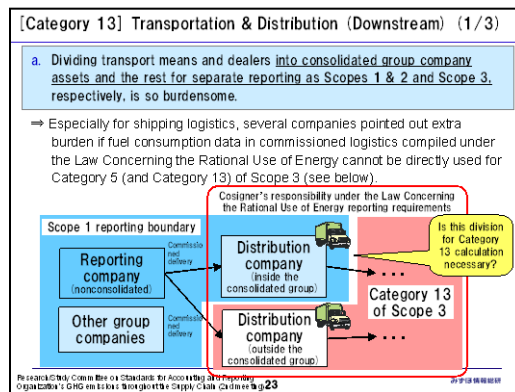
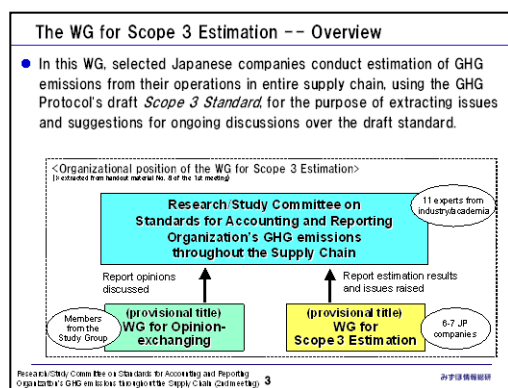
- 本研究会試算WGの結果を取りまとめた資料をベースに、英文資料を作成
- 日本企業からのフィードバックと位置づけ、パブリック・コメント募集期間に先立ってWRI/WBCSD事務局に送付

(2)実施時期

- 2010年8月

(3)実施結果

- WRI/WBCSDから肯定的な反応



1-4-3. WRI/WBCSD事務局との直接意見交換

(1)目標

- 「**スコープ3基準**」第2次ドラフトの発表前の段階での情報収集
- 「**スコープ3基準**」と、並行して策定が進められている「**製品ライフサイクル基準**」との関係についての情報収集(なお、両基準を併せて以下では「**2つの基準**」と呼ぶ)
- 本研究会及びWGでの論点を踏まえてのWRI/WBCSD事務局との直接意見交換

(2)実施時期

- 2010年10月

(3)実施内容

- 「**2つの基準**」の背景、概要、第2次ドラフトのポイント等について情報収集及び意見交換を行った(次頁以降に詳細)

①「2つの基準」の背景と概要について

「2つの基準」の背景定義等に関する情報収集と、その細部をめぐる意見交換を実施：

(1)「2つの基準」の背景定義及び概要についての情報収集

- 新たな基準の原動力について
- 「2つの基準」の連携について
- ビジネスゴールについて
- 基準開発タイムラインについて
- ロード・テストのフィードバックについて

(2)細部をめぐる意見交換(WRI/WBCSD事務局スタッフの発言から)

- スコープ3排出量に関心を持っているステークホルダーとしては、CDPやその他のNGOを含め、様々なレベルの主体が含まれていると思う。
- 2009年に大統領令の中でスコープ3排出量について取り上げた米国オバマ政権も、そうしたステークホルダーに含めて良いはずである。
- 途上国の中小企業への適用のため、能力開発、啓発プロジェクトを既に、ブラジル、インド、中国で実施している。今後新たな追加的なガイダンスも策定する予定。

②「スコープ3基準」第2次ドラフトの内容と今後について

「スコープ3基準」第2次ドラフト(当時策定中)の内容及び今後について、
情報収集を行った：

(1)第2次ドラフトの詳細について～修正点の要約～

- スコープ3排出カテゴリの修正
- バウンダリの要求を想定された排出量の80%から全排出量に修正
- データの定義とデータ品質のガイダンスを修正
- 報告の要求事項を合理化

(2)今後について～開発中のガイダンスとツール～

- データ収集テンプレート
- プログラム設計ガイダンス
- サプライヤー・エンゲージメント・ガイダンス
- 不確実性計算ガイダンス及びオンライン・ツール
- サプライヤーへの送り状サンプル
- 2次データのソースの説明的な一覧

1-4-4. 補足

- WRI/WBCSD事務局及びその他有識者・関係者との意見交換より、「スコープ3基準」の策定者、あるいは「スコープ3基準」に関心を示してるグローバル企業が、本基準に以下のような価値を見出していることが伺われた：

- ① サプライチェーン全体にわたりGHG排出量を把握することで、費用対効果等の観点からGHG排出削減に比較的取り組みやすい排出源(削減機会)を識別しやすくなる。
- ② 欧州を始め世界的にGHG関連の規制が強まる中、自社への直接影響のみならず、他社への規制がサプライチェーンを通じて自社に波及してくる可能性があり、スコープ3基準によってそうした影響／リスクを予見しやすくなる。
- ③ サプライチェーンを通じた機会やリスクに係る情報を、投資家などステークホルダーに報告しやすくなる。
 - 投資家らがスコープ3排出量の総計の数値そのものの意味を解釈するのは必ずしも容易とは言い切れないものの、「数字を開示している」こと自体が透明性の観点から評価されるという考え方もある。
- ④ 一連の算定・報告を行う際の世界的な「共通言語」としての役割を期待できる。

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフト の分析報告

2-1. ドラフトの概要

2-2. 要求事項

2-3. カテゴリの体系と個々の内容

2-4. 各論点の反映状況①意見交換WG

2-5. 各論点の反映状況②スコープ3試算WG

2-6. パブリックコメントの出し方

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフトの分析報告

2-1. ドラフトの概要

- 2-1-1. スコープ3基準に関する公表資料
- 2-1-2. パブリックコメントと今後のスケジュール
- 2-1-3. 第2次ドラフトの概観
- 2-1-4. ドラフト各章の内容

2-1-1. スコープ3基準に関する公表資料

- 11月3日、GHGプロトコルWEBサイトにて、スコープ3基準のパブリックコメント関連資料として以下が公開された。

(<http://www.ghgprotocol.org/standards/product-and-supply-chain-standard>)

i. Scope 3 Accounting and Reporting Standard (second draft)
パブリックコメント用ドラフト(第2次ドラフト)ドラフト本体
(以下、「ドラフト本体」と呼ぶ)

ii. Scope 3 Standard Executive Summary
エグゼクティブサマリー

iii. Scope 3 Standard Summary of Changes
第1次ドラフトからの変更点のサマリー

iv. Online feedback form – Scope 3 Standard

v. Word feedback form – Scope 3 Standard

パブリックコメント用のフォーム(オンライン版、ワード版)

2-1-2. パブリックコメントと今後のスケジュール

■ 今後のスケジュール

- パブリックコメント締め切り:12月3日(金)
- 基準本文の最終的な詰めと主要なガイダンスの提供:2011年冬
(以前は、「2010年12月」としていたが変更)
- 基準の発行:2011年の春または夏
(以前は、「2011年春」としていたが変更)

2-1-3. 第2次ドラフトの概観 ①ドラフトの構成

<スコープ3基準第2次ドラフトの章構成>

1 Introduction 1章 導入	Appendix A: Sample Scope 3 Reporting Form 附属書A:スコープ3報告フォーム
2 Accounting & Reporting Principles 2章 算定・報告の原則	Appendix B: Accounting for Emissions from Leased Assets 附属書B:リース資産からの排出算定
3 Business Goals & Inventory Design 3章 事業目的とインベントリ設計	Appendix C: Guidance for Collecting Data from Suppliers 附属書C:サプライヤーからのデータ収集ガイダンス
4 Overview of Scope 3 Emissions 4章 スコープ3排出の概観	Appendix D: Uncertainty in Scope 3 Emissions 附属書D:スコープ3排出の不確実性
5 Setting the Boundary 5章 バウンダリの設定	Appendix E: Data Management Plan 附属書E:データ管理計画
6 Collecting Data 6章 データ収集	Glossary 用語集
7 Allocating Emissions 7章 排出量のアロケーション	第1次ドラフトからの構成上の大きな変化は以下。 1. カテゴリ別の排出量の算定方法を詳述していたパート2の削除。 ✓ 代わりに“概観”4章として追加。 ✓ 別途ガイダンス作成中とのこと。 2. サプライヤーの排出量の算定方法のガイダンスが新規追加(8章、附属書C)。 3. ガイダンスの役割を持つ附属書が充実。
8 Accounting for Supplier Emissions 8章 サプライヤー排出量の算定	
9 Setting a Reduction Target & Tracking Emissions Over Time 9章 削減目標の設定と時系列での実績追跡	
10 Assurance 10章 アシュアランス	
11 Reporting 11章 報告	

<参考>第1次ドラフトの構成

パート1: スコープ3算定・報告の一般的な要求及びガイダンス

Part 1: General Requirements and Guidance for Scope 3 Accounting & Reporting

1章	導入 Introduction
2章	算定及び報告の原則 Accounting and Reporting Principles
3章	事業目標とインベントリ設計 Business Goals and Inventory Design
4章	バリューチェーンのマッピング Mapping the Value Chain
5章	バウンダリ(境界)の設定 Setting the Boundary
6章	データ収集 Collecting Data
7章	排出量の配分(アロケーション) Allocating Emissions
8章	排出量の算定 Accounting for GHG Reductions
9章	排出実績の追跡 Performance Tracking
10章	削減目標の設定 Setting a Reduction Target
11章	インベントリの品質管理 Managing Inventory Quality
12章	アシュアランス Assurance
13章	報告及びコミュニケーション Reporting and Communication

カテゴリ別の算定方法を詳述していたパート2。
第2次ドラフトでは削除され、別途ガイダンス文書
が作成中とのこと。

パート2: 特定のスコープ3カテゴリのガイダンス

Part 2: Guidance for Specific Scope 3 Categories

1章	購入した物品・サービス – 直接サプライヤー(Tier 1)の排出 Purchased Goods and Services – Direct (Tier 1) Supplier Emissions
2章	購入した物品・サービス – Cradle to Gate排出 Purchased Goods and Services – Cradle-to-Gate Emissions
3章	スコープ2以外のエネルギー関連の排出 Energy-Related Emissions Not Included in Scope 2
4章	資本設備 Capital Equipment
5章	輸送・流通(上流/入荷) Transportation & Distribution (Upstream / Inbound)
6章	出張 Business Travel
7章	事業から発生する廃棄物 Waste Generated in Operations
8章	フランチャイズ(上流) Franchises Not Included in Scope 1 and 2 (Upstream)
9章	リース資産(上流) Leased Assets Not Included in Scope 1 and 2 (Upstream)
10章	投資 Investments Not Included in Scope 1 and 2
11章	フランチャイズ(下流) Franchises (Downstream)
12章	リース資産(下流) Leased 1 Assets (Downstream)
13章	輸送・流通(下流/出荷) Transportation & Distribution (Downstream / Outbound)
14章	販売された製品の使用 Use of Sold Products
15章	販売された製品の廃棄 Disposal of Sold Products at the End of Life
16章	従業員の通勤 Employee Commuting

2-1-3. 第2次ドラフトの概観 ②旧ドラフトからの変化

- 第1次ドラフトに比べ、以下のような変化が見られた。

I. 要求事項が明確になり、基準としての体裁が整った。

⇒ 要求事項の内容は、本資料「2-2章」にて紹介。

II. カテゴリの体系、個々のカテゴリの内容が変化した。

⇒ カテゴリの体系とその内容は、本資料「2-3章」にて紹介。

III. (①、②を含め)指摘されてきた課題の解決が図られた。

⇒ 意見交換WG、スコープ3試算WGで抽出された個々の課題が解決されたか否かについては、本資料「2-4章」「2-5章」にて紹介。

IV. 利用者の理解を促すための例示の充実等、ガイドラインとしての性格が強まった。

⇒ 本資料「2-1-4章」における各章の内容紹介において併せて紹介。

2-1-3. 第2次ドラフトの概観 ②旧ドラフトからの変化

- 前頁のような記述の充実が施された反面、第2次ドラフトでは個々のカテゴリの内容、計算方法に関する記述は、第1次ドラフト時点よりも分量が減少。
 - 4章「スコープ3排出の概観(Overview of Scope3 Emissions)」が中心であり、“概観”という章題の通り計算方法に関する記述はほぼ存在しない。
 - 第2次ドラフトと同時に公開された「スコープ3基準 変更点のサマリー」(Scope3 Standard Summary of Changes)には、下記の記述。

「Moved the guidance on calculating emissions to a companion document “Guidance for Calculating Scope 3 Emissions” (to be developed) 」
「排出量の計算に関するガイダンスは、付随する文書『スコープ3排出量の計算のためのガイダンス』(作成中)に移動させた。」



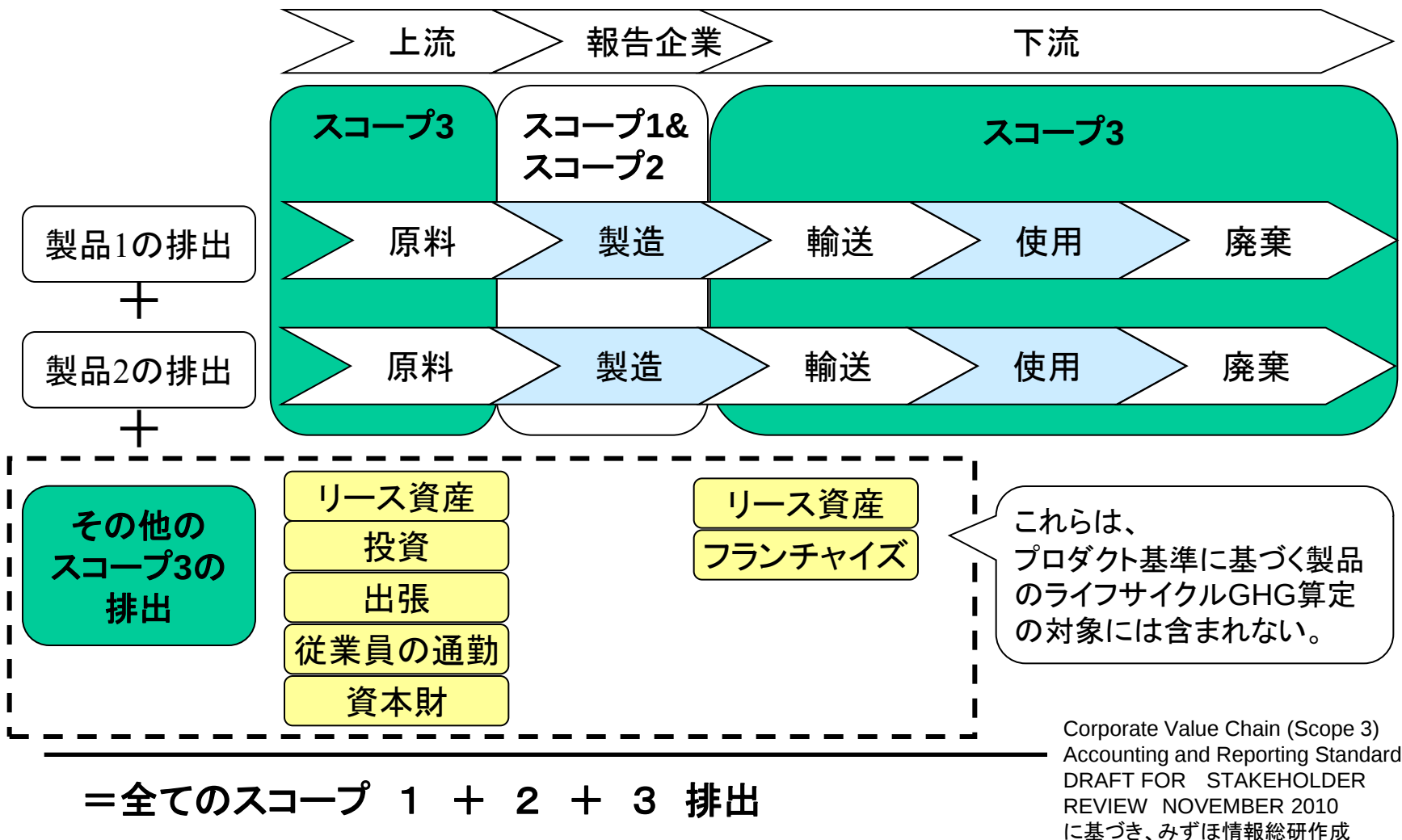
- カテゴリごとの算定方法については、第2次ドラフトの4章の記述に加え、各カテゴリの計算方法について断片的に触れている他章(6章「データ収集」など)の記述を参照し、認められる可能性が高い手法の推測を行った。

2-1-4. 第2次ドラフト各章の内容(1/5)

1 Introduction 1章 導入	■第2次ドラフト作成までの流れと今後のスケジュール ■スコープ3基準の目的に関する記述 スコープ3算定・報告によって低減されるリスクや、得られる機会についての記述が充実。(⇒本資料「2-4-1章」にて紹介) ■スコープ3基準とプロダクト基準の関係性の整理 (⇒ 次頁にて紹介) ※ プロダクト基準＝製品のライフサイクルGHG算定基準 ■基準全体の要求事項の一覧表(⇒本資料「2-2章」にて紹介)
2 Accounting & Reporting Principles 2章 算定・報告の原則	■「目的適合性」、「網羅性」、「一貫性」、「透明性」、「正確性」という5つの原則の確認 (⇒ 各原則の内容は本資料「2-2章」にて紹介)
3 Business Goals & Inventory Design 3章 事業目的とインベントリ設計	■スコープ3基準に基づくスコープ3排出の算定・報告によってどのような事業目的が達成しうるか、の紹介 低減されるリスク、得られる機会についての詳細説明。 (⇒本資料「2-4-1章」にて紹介)

<参考>スコープ3基準とプロダクト基準の関係性の整理

- 第2次ドラフトから、スコープ3排出量と製品別のライフサイクル排出量の関係が明確化された。



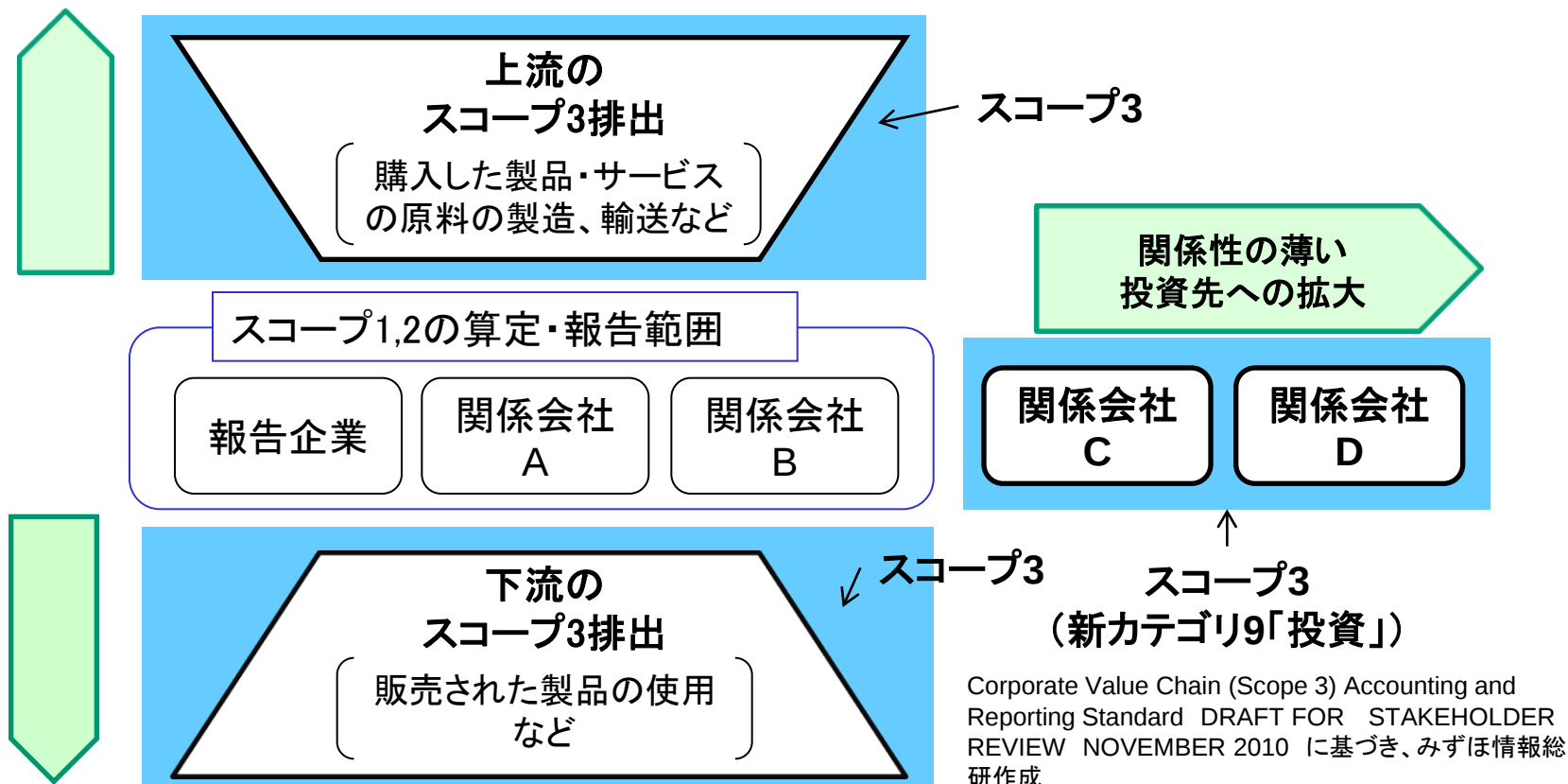
2-1-4. 第2次ドラフト各章の内容(2/5)

4 Overview of Scope 3 Emissions 4章 スコープ3排出の概観	■スコープ3とスコープ1,2の関係の確認 ■スコープ1,2で設定する組織範囲とスコープ3のバウンダリの関係 ➢ スコープ3のバウンダリが、スコープ1,2において自社グループのどこまでを組織範囲に含めていたかに依存することの解説。 ➢ スコープ1,2からスコープ3へのバウンダリ拡大の方向性がバリューチェーンの上流／下流への拡大のみでないことの解説。 (⇒ 次頁にて紹介) ■新しく設定された15のカテゴリ個々についての概説 (⇒ 本資料「2-3章」にて紹介)
5 Setting the Boundary 5章 バウンダリの設定	■バウンダリに関する要求事項 ■バウンダリから特定の排出量を排除するときの要求事項 第1次ドラフトの80%閾値ルールが100%算定・報告に変更。 本基準の肝となる要求事項。(⇒ 本資料「2-2章」にて紹介) ■バリューチェーンマップの書き方 ■下流カテゴリ(カテゴリ10～15)に関する製品タイプ別適用／非適用 (⇒ 本資料「2-3章」にて紹介)

<参考>スコープ3による算定・報告範囲の拡大は2方向

- スコープ3基準(第2次ドラフト)では、スコープ1,2の算定・報告範囲が、スコープ3において拡大される場合の方向が2つあることを整理。
 - 【方向①】スコープ1,2の算定・報告範囲の企業のサプライチェーン上流／下流の取り込み
 - 【方向②】スコープ1,2の算定・報告範囲に含まれなかった企業(投資先)のスコープ1,2の取り込み
- ⇒ カテゴリ9「投資」などは、【方向②】への範囲拡大を意図して設定されている。

サプライチェーン上流／下流への拡大



2-1-4. 第2次ドラフト各章の内容(3/5)

- 6章、7章、8章、10章は、要求事項はなく、ガイダンス情報が中心。

6 Collecting Data

6章 データ収集

■収集するデータの定義

- 活動量と排出係数の定義
- 一次データと二次データの定義

■データ収集のガイダンス

- データ収集の4ステップの解説
 1. 収集努力の優先順位付け→2. データの吟味と選択→3. データ収集→4. データ品質の向上
- カテゴリごとの収集データの例示(⇒本資料「2-3章」にて紹介)
- 該当する排出係数(二次データ)が無い場合の「外挿データ」、「代替データ」の活用についての解説
- データ品質の評価方法の解説

二次データが無い場合に
どうすればよいか？
という実務上の悩みに応
えるガイダンス

7 Allocating Emissions

7章 排出量のアロケーション

■アロケーション(配分)のガイダンス

- アロケーションの計算式
- 物理的アロケーションと経済的アロケーションの適用の原則
- アロケーションの計算例
 - ・製造／輸送／商業ビル／投資／廃棄物のアロケーション
 - ・カテゴリ別のアロケーションガイダンス

ケース別の
アロケーション方法の
ガイダンス

2-1-4. 第2次ドラフト各章の内容(4/5)

- 6章、7章、8章、10章は、要求事項はなく、ガイダンス情報が中心。

8 Accounting for Supplier Emissions 8章 サプライヤー排出量の算定

要求事項はなく、
ガイダンスのみ

■サプライヤー排出量方法のガイダンス

▶ サプライヤー排出量の算定の5ステップ

1. Tier1サプライヤーの特定と選択
2. 排出量データの収集
3. サプライヤー排出量の報告企業へのアロケーション
4. 全Tier1サプライヤーの排出量の集計
5. サプライヤー排出量の報告

▶ サプライヤーからのデータ収集上の課題別ガイダンス

- ・サプライヤーが多すぎる場合
- ・サプライヤーが知識、経験不足の場合
- ・サプライヤーに余力が無い場合
- ・サプライヤーの提出データが透明性に欠けている場合
- ・サプライヤーが機密を理由にデータ提供を渋る場合

▶ サプライヤータイプ別の収集データレベルのガイダンス

サプライヤーのタイプ別に収集データのレベル(製品レベル←施設レベル←事業単位レベル←企業レベルの順にレベルが高い)を変えてよい、とのガイダンス

2-1-4. 第2次ドラフト各章の内容(5/5)

●6章、7章、8章、10章は、要求事項はなく、ガイダンス情報が中心。

9 Setting a Reduction Target & Tracking Emissions Over Time 9章 削減目標の設定と時系列での実績追跡	■削減目標の設定に関する要求事項 ■時系列での実績追跡に関する要求事項 (⇒ 本資料「2-2章」にて紹介) ■削減目標の設定のガイダンス ➤ 削減目標のタイプとタイプ別の長短 など ■時系列での実績追跡のガイダンス ➤ 基準年排出量の再計算方法 ➤ カテゴリ別の削減取組みの例示
10 Assurance 10章 アシュアランス 要求事項は無く、ガイダンスのみ	■アシュアランスのガイダンス ➤ 用語定義 ➤ アシュアランスの4ステップの紹介 ➤ 内部アシュアランスと外部(第三者)アシュアランスの大別 ➤ データアシュアランスとモデルアシュアランスの大別 (⇒ 「2-4-7章」にて紹介)) ➤ 限定的アシュアランスと合理的アシュアランスの大別
11 Reporting 11章 報告	■報告に関する要求事項 (⇒ 本資料「2-2章」にて紹介)

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフトの分析報告

2-2. 要求事項

- ・要求事項 【全体像】
- ・要求事項 【2章】
- ・要求事項 【5章】
- ・要求事項 【9章】
- ・要求事項 【11章】

2-2. 要求事項【全体像】

- 第2次ドラフトは、ドラフトの内の全ての要求事項(shall項目:実施しなければならない項目)について、冒頭の1章「導入」で一覧表化し、要求事項を明確に示す体裁を取っている。
(⇒ ドラフト本体p.10)
- 要求事項(shall項目)が存在する章は、以下の通り。
 - 2章 算定・報告の原則
(2. Accounting & Reporting Principles)
 - 5章 バウンダリの設定
(5. Setting the Boundary)
 - 9章 削減目標の設定と時系列での実績追跡
(9. Setting a Reduction Target & Tracking Emissions Over Time)
 - 11章 報告
(11. Reporting)

2-2. 要求事項【2章】

2章 算定・報告の原則 (2 Accounting & Reporting Principles)

- GHG accounting and reporting of a scope 3 inventory shall be based on the following principles: relevance, completeness, consistency, transparency, and accuracy.

スコープ3のインベントリに関する算定・報告は、以下の原則に基づかなければいけない。
: 目的適合性、網羅性、一貫性、透明性、正確性

(⇒ ドラフト本体p.12)

- 5つの算定・報告の原則の設定。
 - この5原則は、スコープ1,2の算定・報告基準である「コーポレート基準」において掲げられているもの。
 - 「スコープ3基準」は「コーポレート基準」の補遺(supplement)という位置づけであるため、コーポレート基準の原則はそのまま引き継がれる。
- ただし、これらの原則が実際に活用されるのは、他の要求事項(5章など)において。

<補足>5つの原則の内容

目的適合性 (Relevance)	■ GHGインベントリが、報告企業のGHG排出量を適切に反映し報告企業の内部及び外部の情報利用者の意思決定上のニーズを満たせるようにする。 ⇒ 意思決定に必要な情報が含まれるようにする。
網羅性 (Completeness)	■ バウンダリ(境界)に含まれる全てのGHG排出源、活動について算定・報告を行う。いかなる除外も開示し、除外の正当性を示す。 ⇒ 対象となるものは全て算定・報告。除外は正当な理由を示す。
一貫性 (Consistency)	■ 時系列での排出実績の追跡を意味あるものとする一貫性のある方法を使用すること。時間の経過の中で起こるデータ、バウンダリ、方法、その他関わりのある因子の変化について、文書化し、明らかにする。 ⇒ 経年での実績評価が可能となる、一貫性ある方法論を適用する。
透明性 (Transparency)	■ 明確な追跡記録に基づき、関連する全ての論点に取り組む。関わりの深いいかなる想定についても開示し、計算方法や使用されたデータソースについて適切な言及を行う。 ⇒ 各種の前提条件を明示する。
正確性 (Accuracy)	■ 判断可能な範囲で、排出量の定量が構造的に過大評価、過小評価にならないようにする。実施可能な範囲で不確実性を低減する。報告する情報の網羅性に関するアシュアランスを通じ、情報利用者に意思決定を可能にするための十分な正確性を達成する。 ⇒ 意思決定が可能となるだけの正確性は担保する。

(ドラフト本体p.12-13より作成)

2-2. 要求事項【5章】

5章 バウンダリの設定 (Setting the Boundary)

- ① Companies shall account for and report all scope 3 emissions and disclose and justify any exclusions.
企業は、スコープ3排出の全てを算定・報告しなければならない。算定・報告からのいかなる排除も開示し、その正当性を示さなければならない。
- ② Companies shall follow the principles of relevance, completeness, accuracy, consistency and transparency when deciding whether to exclude any activities from the scope 3 inventory.
いかなる活動についても、スコープ3のインベントリから除外するか否かを判断する際には、以下の原則に従わなければならない。
:「目的適合性」、「網羅性」、「一貫性」、「透明性」、「正確性」 (⇒ ドラフト本体p.37)

- 第1次ドラフトで唯一の要求事項であった80%閾値ルール(=スコープ3全体の80%以上を算定せよ)が無くなり、全量の算定・報告が要求されることになった。
 - ただし、「目的適合性、網羅性、一貫性、透明性、正確性」などの原則に準拠して除外の判断を行い、正当性を示すならば、特定の排出量を算定範囲から除外することは許される。
- ⇒ 定量的な閾値ルールがなくなったことで、「算定しても意味がない」排出量は、正当性を示すことを条件に、算定範囲から除外できることになった。

<補足> 算定対象からの除外例（1/2）

- 第2次ドラフトでは、特定の排出量をスコープ3排出量の算定から除外できるケースが例示されている。（ドラフト本体p.37-38）

① 該当しないカテゴリ。

- ✓ リース資産を利用していない企業にとってのカテゴリ8「リース資産（上流）」、など

② 中間製品を販売する企業の、最終製品としての下流の排出量。

（ただし、下流において潜在的に用途が多様であり、各用途のGHG排出特性が異なる中間製品に限定）。

- ✓ エンジンメーカーは中間製品エンジンの下流（納品先への輸送、納品先での加工、等）までの算定でよい。

ただし、「中間製品を販売する企業は最終製品としての下流の排出量を算定・報告してはいけない」としている訳ではない。

- ③ 該当するカテゴリの排出量だが、何らかの理由で排出量の推計ができず、且つ、除外しても目的適合性(relevance)が損なわれない排出量。

✓ 目的適合性が損なわれないかを判断基準が示されている。

【目的適合性の判断基準(ドラフト本体p.38)】

規模	スコープ3の総量(推計)に著しく寄与する排出量ではないか？
影響	報告企業の影響力によって削減が可能な潜在的な削減量は存在していないか？
リスク	企業がさらされてるリスクに寄与する排出量ではないか？
ステークホルダー	重要なステークホルダー(顧客、サプライヤ、投資家、市民)から決定的に重要だと見なされている排出量ではないか？
アウトソーシング	以前は社内では実施されていた活動が外部に委託されたことで排除される排出量ではないか？ 同業他社であれば社内では実施している活動を外部に委託することで排除される排出量ではないか？

2-2. 要求事項【9章】

9章 削減目標の設定と時系列での実績追跡

(⇒ ドラフト本体p.69)

(Setting a Reduction Target & Tracking Emissions Over Time)

- ① Companies shall choose and report a scope 3 base year and specify their reasons for choosing that particular year.

企業は、スコープ3の基準年を選び報告するとともに、特定の年を選んだ理由を明記しなければならない。

- ② Companies shall recalculate base year emissions when significant changes in the company structure or inventory methodology occur.

企業は、企業構造やインベントリ手法において著しい変化があった場合、基準年の排出量を再計算しなければならない。

- ③ Companies shall develop a base year emissions recalculation policy and clearly articulate the basis and context for any recalculations.

企業は、基準年の排出量の再計算に関する方針を作成しなければならない。いなかの再計算についても、その基準や背景(前後関係)を明示しなければならない。

- 第1次ドラフトに比べ、時系列の実績追跡(＝経年の排出量評価)に関わる規定が充実。
- M&A等によって企業構造が変化しやすいグローバル企業などを想定し、企業構造などに変化が生じた場合における基準年排出の再計算に関する規定が追加された。

一貫性(Consistency)
の原則を実務に反映したもの

2-2. 要求事項【11章】(1/9)

11章 報告 (Reporting)

(⇒ ドラフト本体p.90)

- ① Companies shall report all scope 3 emissions, following the requirements in this standard, in addition to reporting all scope 1 and 2 emissions according to the GHG Protocol Corporate Standard.

企業は、本基準の要求事項に従って全スコープ3排出量を報告しなければならない。スコープ1、2は、コーポレートスタンダードに従ってその全てを報告しなければならない。

- スコープ3基準を用いてGHGの算定・報告を行う際は、
 - ✓必ずスコープ1、2についての報告も同時に行う。
 - ✓スコープ3全量の報告が前提。

カテゴリの任意選択を行うなら、「スコープ3基準に準拠しました」とは言えなくなる

報告の選択肢	スコープ1	スコープ2	スコープ3
コーポレートスタンダード に則って算定・報告	必須	必須	任意 (カテゴリ選択可)
コーポレートスタンダードと スコープ3スタンダード に則って算定・報告	必須	必須	必須 (スコープ3全量報告)

2-2. 要求事項【11章】(2/9)

11章 報告 (Reporting)

(⇒ ドラフト本体p.90)

- ② A public GHG emissions report that is in accordance with the GHG Protocol Scope 3 Standard shall include the following information:

スコープ3基準に従ったGHG排出量の報告は、以下の情報を含まなければならない。

- i. A description of the company and inventory boundary, including the consolidation approach chosen and a description of the businesses and operations included in the boundary

企業とインベントリのバウンダリに関する、以下を含む記述。

- ・選択された排出量の連結方法(consolidation approach=スコープ1を算定・報告する組織範囲の決定方法のこと)
- ・バウンダリに含まれる事業、オペレーションの内容

- ii. The reporting period covered
報告がカバーする期間。

- 排出量報告の前提となる基礎情報。

2-2. 要求事項【11章】(3/9)

11章 報告 (Reporting)

(⇒ ドラフト本体p.90)

② (続)スコープ3基準に従ったGHG排出量の報告は、以下の情報を含まなければならない。

iii. Total scope 1 emissions and total scope 2 emissions
全てのスコープ1排出量とスコープ2排出量

iv. Scope 3 emissions reported separately by scope 3 category
スコープ3排出量のカテゴリごとの報告。

v. Emissions data for CO₂, CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆ in tonnes of CO₂ equivalent
CO₂、CH₄、N₂O、HFC類、PFC類、SF₆のCO₂換算排出量

- スコープ3の排出量は、カテゴリごとの内訳を報告しなければならない。
⇒ スコープ3のカテゴリの体系と個々の内容については、本資料「2-3章」に後述。
- 排出量は6ガスのCO₂換算量(合計量でよい)。
(第1次ドラフトが要求していた「6ガス毎の排出量報告」は要求事項から除外された)

2-2. 要求事項【11章】(4/9)

11章 報告 (Reporting)

(⇒ ドラフト本体p.90)

② (続)スコープ3基準に従ったGHG排出量の報告は、以下の情報を含まなければならない。

vi. A list of scope 3 activities included in the report
報告に含まれる全てのスコープ3活動のリスト

vii. A list of scope 3 activities excluded from the report with justification of their exclusion
報告から除外された全てのスコープ3活動のリスト。除外の正当性を示す。

- 上記2つの要求事項は対の関係。
 - 報告されるスコープ3排出量のバウンダリを明確にするために、報告に含まれる活動、除外された活動をリストにして提示することが求められている。
- ※ 「網羅性(Completeness)」の原則の適用

ただし、報告に含まれる／含まれない活動リストをどの程度詳細に記述すべきいかについての目安は示されていない。

附属書Aで示される報告フォームのサンプルを見る限り、含まれる／含まれない活動リストはカテゴリ毎に記述する必要は無いため、ざっくりとしたリストにならざるを得ないか？

2-2. 要求事項【11章】(5/9)

11章 報告 (Reporting)

(⇒ ドラフト本体p.90)

② (続)スコープ3基準に従ったGHG排出量の報告は、以下の情報を含まなければならない。

viii. Year chosen as scope 3 base year, and an emissions profile over time that is consistent with and clarifies the chosen policy for making base year emissions recalculations

- ・スコープ3の基準年
- ・基準年排出量の再計算の方針の明示
- ・基準年排出量の再計算の方針を満たした時系列での排出量プロファイル

ix. Appropriate context for any significant emissions changes that trigger base year emissions recalculations

基準年排出量の再計算のきっかけとなった著しい排出量の変化に関する事業

- 第2次ドラフト(パブコメ用ドラフト)では、時系列での排出量の追跡を重視。
- 第1次ドラフトには無かった基準年の設定、基準年の設定以降に起こった変化に伴う基準年の排出量の再計算に関する規定が追加された。

※ 一貫性(Consistency)の原則の反映

2-2. 要求事項【11章】(6/9)

11章 報告 (Reporting)

(⇒ ドラフト本体p.90)

② (続)スコープ3基準に従ったGHG排出量の報告は、以下の情報を含まなければならない。

x. For each scope 3 category, a description of the methodologies, allocation methods, and types and sources of data used to calculate scope 3 emissions
個々のスコープ3カテゴリについて、排出量の計算に用いられた方法論、配分方法、データのタイプと出所

xi. For each scope 3 category, a description of the accuracy and completeness of reported scope 3 emissions data
個々のカテゴリについて、報告された排出量の正確性と網羅性に関する記述

- 報告された排出量について、
 - 算定条件に関する情報開示
 - 算定結果の妥当性に関する情報開示 を求めている。

ただし、サンプルとして示された報告フォーム(附属書A)はシンプルな構造であるが、同一カテゴリでも(活動量)×(排出係数)のパターンは多様であるため、どこまで詳細に記述すべきか、の問題は生じるかは、不明。

2-2. 要求事項【11章】(7/9)

11章 報告 (Reporting)

(⇒ ドラフト本体p.90)

② (続)スコープ3基準に従ったGHG排出量の報告は以下の情報を含まなければならない。

xii. For each scope 3 category, the percentage of emissions calculated using primary data

個々のスコープ3カテゴリごとに一次データを用いて算出された排出量の割合

- 第1次ドラフトでは、「一次データを用いた排出量、二次データを用いた排出量を分けて報告する」ことが要求されていたが、昨年度のパブリックコメント、その後のロードテスト(2010年1月～6月)で煩雑だとする批判が多く、排出量報告は、両者の合算値でよいこととされた(⇒11章の要求事項②v.)。
- しかし、「一次データを用いた排出量の割合」を報告させる本要求事項が追加されたことで、実質的には、第1次ドラフトと同等の要求となっている。

※ なお、どのようなデータを用いた算定を行えば「一次データを用いた排出量」なるかについては、カテゴリごとに例示がなされている。⇒ 次頁

<参考>カテゴリ別の一次データ収集例(1/2)

(ドラフト本体p.45)

カテゴリ		収集する一次データの例
上流	1 購入された製品、サービス	● サプライヤーから得た製品レベルのCradle-to-gate排出量データ ● サプライヤーから得たサイト別エネルギー使用量、排出量データ (施設レベル／事業単位レベル／企業レベル)
	2 資本財	● サプライヤーから得た製品レベルのCradle-to-gate排出量データ ● サプライヤーから得たサイト別エネルギー使用量、排出量データ
	3 スコープ1,2に含まれない燃料、エネルギー関連の活動	● 燃料会社別の上流排出量(例. 燃料の採掘) ● 個々のエネルギー配送網別の実際の配送ロス ● 実際の電力購入データと購入電力の排出係数
	4 輸送・流通(上流)	● 輸送事業者から得た活動別のエネルギー使用量、排出量データ ● 実際の輸送距離×輸送事業者ごとの排出係数(/tkm 等)
	5 事業から発生する廃棄物	● 廃棄物管理会社から得たサイト別エネルギー使用量、排出量データ ● 廃棄物発生量×会社ごとの排出係数
	6 出張	● 交通事業者から得た活動別のエネルギー使用量、排出量データ ● 移動距離×交通事業者ごとの排出係数
	7 従業員の通勤	● 従業員から収集された交通モード別の移動距離
	8 リース資産(上流)	● 請求書、メーターから収集されたサイト別エネルギー使用量
	9 投資	● サイトごとの排出量データ

<参考>カテゴリ別の一次データ収集例(2/2)

(ドラフト本体p.45)

	カテゴリ		収集する一次データの例
下 流	10	輸送・流通(下流)	● 輸送事業者から得た活動別のエネルギー使用量、排出量データ ● 実際の輸送距離×輸送事業者ごとの排出係数(/tkm 等)
	11	販売された製品の加工	● 下流のバリューチェーン・パートナーから得られたサイト別のエネルギー使用量、排出量データ
	12	販売された製品の使用	● 消費者から収集したデータ
	13	販売された製品の 廃棄後の処理	● 顧客から収集した廃棄率データ
	14	リース資産(下流)	● 請求書、メーターから収集されたサイト別エネルギー使用量
	15	フランチャイズ	● 請求書、メーターから収集されたサイト別エネルギー使用量

カテゴリごとに、
以上のような一次データを使用して算定された排出量の割合を
報告しなければならない。

※ 関連情報として二次データの例についても次頁、次々頁に示す。

<参考>カテゴリ別の二次データ収集例(1/2)

(ドラフト本体p.45)

カテゴリ		適用される二次データの例
上流	1 購入された製品、サービス	● 原材料の消費量 × 産業平均の排出係数(LCIデータベース)
	2 資本財	● 資本財の消費量 × 排出係数(公開されたLCIデータベース)
	3 スコープ1,2に含まれない燃料、エネルギー関連の活動	● 国平均の上流排出量(LCAデータベース) ● 国平均のエネルギー配送ロス ● 平均的な電力量あたりの排出係数
	4 輸送・流通(上流)	● 推測輸送距離 × 輸送モード別のデフォルト排出係数
	5 事業から発生する廃棄物	● 廃棄物発生量 × デフォルト排出係数
	6 出張	● 移動距離 × デフォルト排出係数
	7 従業員の通勤	● 推計された交通モード別の移動距離 × デフォルト排出係数
	8 リース資産(上流)	● 建物種類別の床面積等に基づく排出量推計
	9 投資	● 統計的な平均値に基づいて推測された排出量

＜参考＞カテゴリ別の二次データ収集例(2/2)

(ドラフト本体p.45)

カテゴリ		適用される二次データの例
下流	10 輸送・流通(下流)	● 推測輸送距離(トンキロ) × デフォルト排出係数
	11 販売された製品の加工	● 統計的な平均値に基づいて推測された排出量
	12 販売された製品の使用	● 製品使用に関する業種別／国別の統計的な平均値
	13 販売された製品の 廃棄後の処理	● 業種/国平均の廃棄率の統計的な平均値
	14 リース資産(下流)	● 建物種類別の床面積等に基づく排出量推計
	15 フランチャイズ	● 建物種類別の床面積等に基づく排出量推計

2-2. 要求事項【11章】(8/9)

11章 報告 (Reporting)

② (続) スコープ3基準に従ったGHG排出量の報告は、以下の情報を含まなければならない。

xiii. Total supplier scope 1 and scope 2 emissions data, allocated to the reporting company using a consistent metric and reported separately from the reporting company's scope 1, scope 2 and scope 3 emissions

サプライヤーのスコープ1とスコープ2の排出量の合計値。

- ・(サプライヤーの総排出量でなく)一貫性ある基準で報告企業に配分されたもの
- ・報告企業のスコープ1、2、3とは分けて報告

xiv. The methodology used to quantify and allocate supplier emissions data

サプライヤーの排出量の算定と配分に用いられた方法

xiv. The percentage of Tier 1 suppliers accounted for (as a percentage of the reporting company's total spend)

算定されたTier1サプライヤーの割合(報告企業の支払額に対する割合として)

2-2. 要求事項【11章】(9/9)

- 第1次ドラフトにおいてカテゴリ1(以下、旧カテゴリ1とする)として算定・報告が要求されていた「Tier1サプライヤーの排出量」が、カテゴリとは別枠で残されたもの。
- 旧カテゴリ1(Tier1サプライヤーの排出量)については、データ収集の困難性と、旧カテゴリ2(現カテゴリ1、購入した製品・サービスのCradle to gate排出量)とのダブルカウントになることへの批判がなされていたため、カテゴリの体系から外され、別枠での報告となった模様。

➤ 算定は義務付けられていない(カテゴリと別枠ゆえ)が、
➤ 算定した場合の報告は義務付けられる
という変則的な扱い。

- 全てのTier1サプライヤーの内、何%の排出量を把握できたかという割合も提示させる要求となっているため、要求内容自体は、第1次ドラフトよりレベルアップしているとも見ることが可能。
 - ただし把握できるTier1サプライヤーの割合自体に目標値を示すことはしていない。
- スコープ3基準を策定する目的の一つとして、サプライヤーの巻き込み(supplier engagement)を重視するWRI/WBCSDの考え方が色濃くでた要求事項。
⇒ サプライヤー排出量の把握率を報告させることで、企業間に把握率の向上を競わせて、サプライヤー巻き込みを促す狙いか？

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフトの分析報告

2-3. カテゴリの体系と個々の内容

- ・要求事項 【全体像】
- ・要求事項 【2章】
- ・要求事項 【5章】
- ・要求事項 【9章】
- ・要求事項 【11章】

2-3-1. カテゴリの体系 ①

- スコープ3基準(第2次ドラフト)は、企業のバリューチェーン内の多岐にわたるスコープ3排出量を、体系化し15のカテゴリに分類(下表)。

<Upstream(上流)>

1	Purchased Goods & Services 購入した製品、サービス
2	Capital Goods 資本財
3	Fuel- and Energy- Related Activities Not Included in Scope 1 or 2 スコープ1、2に含まれない燃料、エネルギー関連活動
4	Transportation & Distribution (Upstream) 輸送・流通(上流)
5	Waste Generated in Operations 事業から発生する廃棄物
6	Business Travel 出張
7	Employee Commuting 従業員の通勤
8	Leased Assets (Upstream) リース資産(上流)
9	Investments 投資

<Downstream(下流)>

10	Transportation & Distribution (Downstream) 輸送・流通(下流)
11	Processing of Sold Products 販売された製品の加工
12	Use of Sold Products 販売された製品の使用
13	End-of-Life Treatment of Sold Products 販売された製品の廃棄後の処理
14	Leased Assets (Downstream) リース資産(下流)
15	Franchises フランチャイズ

別枠での報告

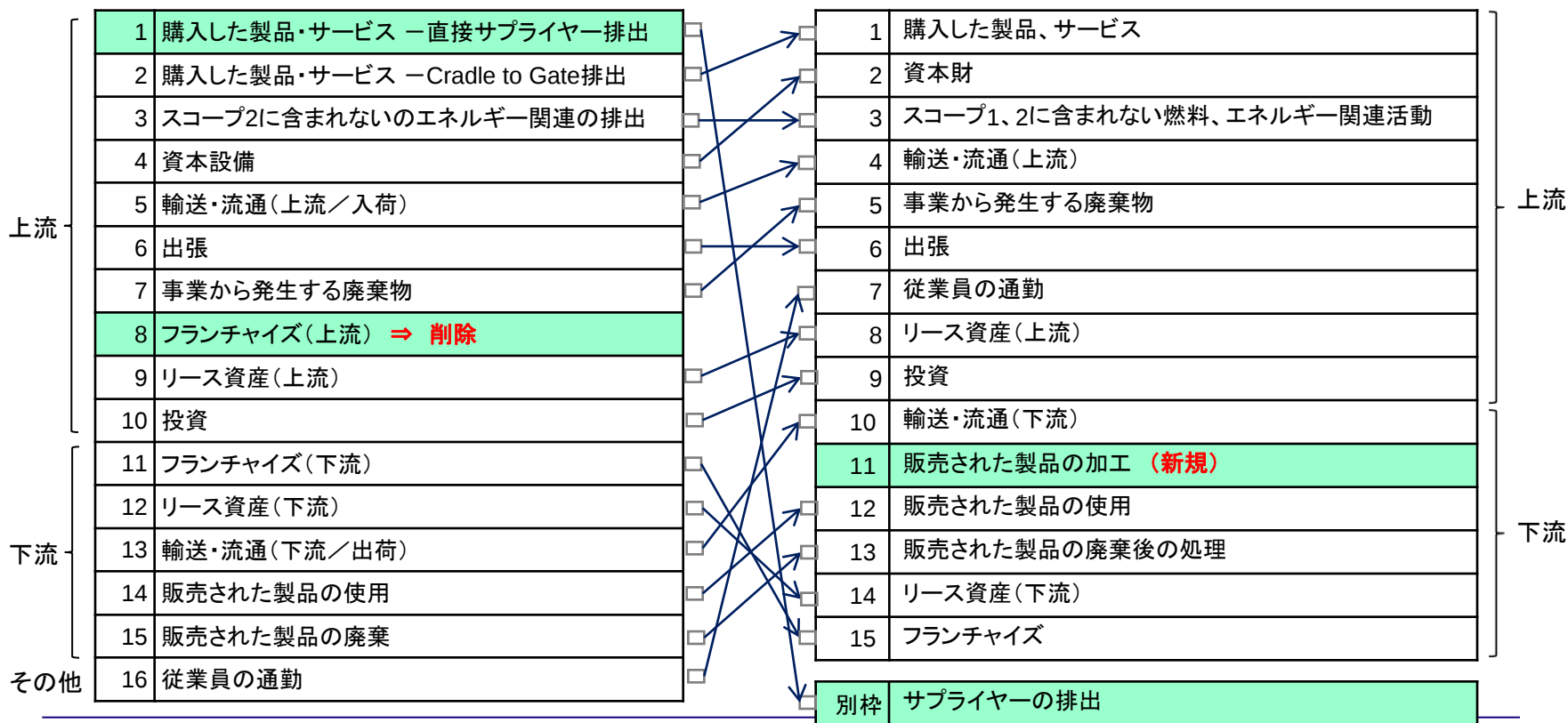
Supplier Emissions
サプライヤーの排出

2-3-1. カテゴリの体系 ②第1次ドラフトからの変化

- 旧カテゴリ1:カテゴリから除外され、別枠の報告項目「サプライヤーの排出」へ
 - 旧カテゴリ8:カテゴリとしては削除
 - 新カテゴリ11:新たに追加
- ※ その他、個々のカテゴリの対象範囲にも変化があったが、これは「2-3-2章」に後述。

(第1次ドラフト 旧カテゴリ)

(第2次ドラフト 新カテゴリ)



2-3-2. 個々のカテゴリの内容

- 以下の視点から、カテゴリ及び「サプライヤーの排出量」の内容を紹介。
 - a. カテゴリの定義
 - b. 内容に関する特記事項
 - c. 企業への適用に関して(事務局コメント)

➤ b. と c.は、パブリックコメントを考える手がかりとなることを意図。

- カテゴリに関するより体系的な情報の整理については、

「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定基準に関する調査・研究会」(第3回)の参考資料11「カテゴリ内容の詳細」

に収録しましたので、ご参照ください。

(近日に下記URLにてアップされる予定です)

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/k_6.html#supply)

①新カテゴリ1「購入した製品・サービス」

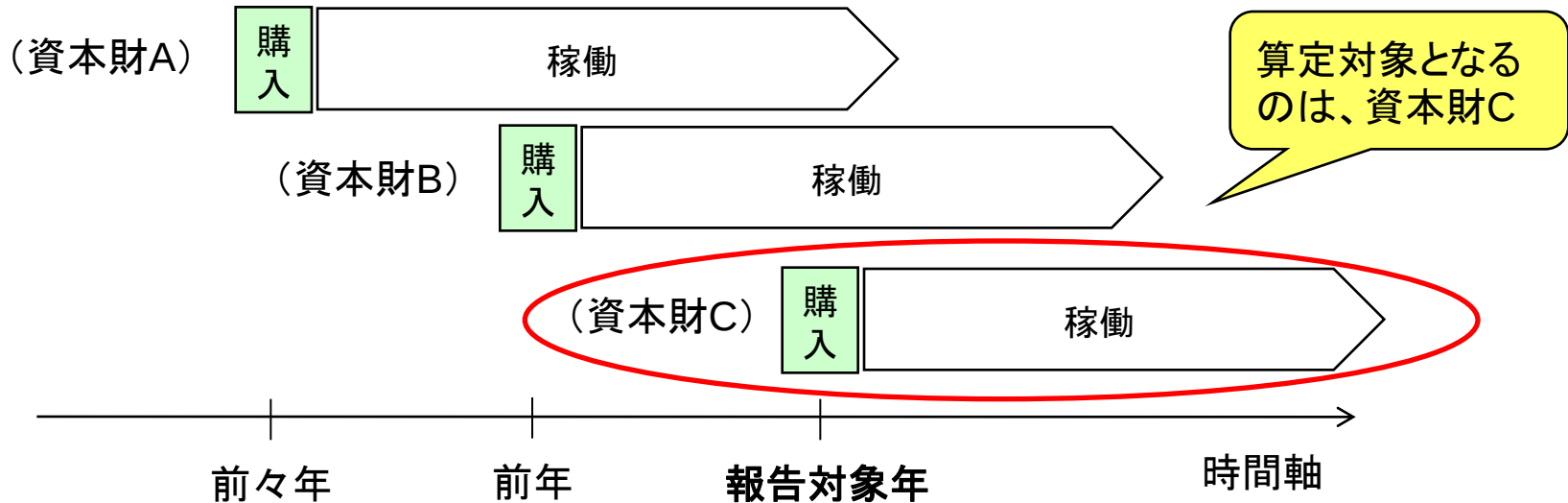
カテゴリ の定義	報告企業によって報告対象年に購入もしくは調達された製品・サービス（カテゴリ2-9に含まれるもの以外）の採取、製造、輸送。
内容に関する 特記事項	●旧カテゴリ2「Cradle to gate排出量」 ●Cradle to gate排出量にはサプライヤー間輸送含む。 ●「土地利用変化」(land use change)なども本カテゴリの対象に。 ●計算方法の例示の中に[原材料調達量×LCIデータ]あり。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	●スコープ3試算WGで実施した[原材料調達量×LCIデータ]が認められると考えられるため、算定は可能か？ ●ただし、カテゴリに含まれるとされる「土地利用変化」は、どこまで強く要求されるのか？算定すべきケースのみ対象とするという考え方が認められないと算定は困難では？（基準の考え方としては、目的適合性を満たすために必要かどうかを個別に判断することになるのであるが）

②新カテゴリ2「資本財」(1/2)

カテゴリ の定義	「報告企業が報告対象年に購入した資本財の採取、製造、輸送」 (報告企業が報告対象年に購入した資本財の全ての上流排出量)
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ4「資本設備」。 ● 対象となるのは、報告対象年に購入した資本財であり、報告対象年に稼動している資本財(過去に購入した現役設備含む)ではない。 ● 資本財製造時の排出量の使用期間での「償却」は「すべきではない(should not)」の扱いとなった。 ● 計算方法の例示の中に[資本財調達量×LCIデータ]あり。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	● 排出量削減のための設備投資が、増GHGとして計上されることになるが、この算定方法では、企業の環境投資の意欲を削ぐことにならないか？ ● スコープ3試算WGで実施した[資本財調達量×産連表ベースLCIデータ]が認められる可能性。算定自体は可能か？

②新カテゴリ2「資本財」(2/2) 参考情報

- 対象となる資本財は、あくまでも報告対象年(reporting year)に購入されたものに限られるため、報告対象年以外に購入された資本財の「資本財の採取、製造、輸送」は本カテゴリに含まれない



③新カテゴリ3「スコープ1、2に含まれない燃料、エネルギー関連の活動」

カテゴリ の定義	■ 報告企業の燃料及びエネルギー消費に関わる全ての活動の内、スコープ1、2に含まれていない分。 A) 報告企業によって消費される燃料の採取、製造、輸送。 B) 報告企業によって消費される電力、蒸気、温熱、冷熱の製造において消費される燃料の採取、製造、輸送。 C) 配送システムで消費(ロス)される電力、蒸気、冷暖房の製造(エンドユーザーが報告) D) 報告企業によって購入され、ユーザーに販売される電力、蒸気、冷暖房の製造(ユーティリティ会社、エネルギー小売が報告)
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ3。 ● A)については、第1次ドラフト時点では、旧カテゴリ2(新カテゴリ1)に分類されていたが、今回燃料、エネルギー系がカテゴリ3に統合された。 ● 燃料や、発電や蒸気製造用の燃料の上流での排出量については、計算方法の例示の中に国平均のLCAデータの適用ケースあり。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	● 燃料、発電や蒸気製造用の燃料の上流での排出量データとして国平均のLCAデータを適用(スコープ3試算WGと同じ手法)することが認められそう。データが整備されれば、算定は比較的容易か？ ● ただし、本カテゴリをスコープ1、2と別にスコープ3で計上することの意義については依然明確な説明無し。

④新カテゴリ4「輸送・流通(上流)」(1/2)

カテゴリ
の定義

報告企業が報告対象年に購入した製品の第三者による輸送及び流通。
以下を含む。

- ・Tier1サプライヤーと報告企業間
- ・報告企業の自社施設間
- ・報告企業と顧客との間(報告企業が支払っている場合のみ)
- ・その他報告企業が購入する輸送・流通サービス全て(入荷も出荷も含む)

	入荷(調達)	横持ち	出荷(納品)
報告企業が荷主	新カテゴリ4 (上流)	新カテゴリ4 (上流)	新カテゴリ4(上流)
報告企業が荷主ではない			新カテゴリ10(下流)

内容に関する
特記事項

- 旧カテゴリ5
- 改正省エネ法におけるいわゆる「特定荷主責任範囲」の委託物流が上流に分類(報告企業の支払いに伴うサプライチェーン排出は「上流」という原則が徹底された模様)。⇒カーボンフットプリント等製品LCAの考え方との相違が明確になった。
- 計算方法の例示に[推測輸送距離×輸送モード別の排出係数]あり。
- 保管(倉庫、小売)プロセスの排出量計算については、依然情報無し。

④新カテゴリ4「輸送・流通(上流)」(2/2)

企業への適用
に関して
(事務局コメント)

- 輸送については、[推測輸送距離 × 輸送モード別の排出係数]が認められるため、Tier1サプライヤーと報告企業の位置関係と輸送手段が分かれば算定可能。しかし、スコープ試算WGではこの手法でもデータ件数が膨大になり、断念した企業多し。
⇒ 推測された輸送距離がどのくらい粗くてよいかが問題。
- 出荷物流であっても、報告企業が荷主であれば、「輸送・流通(上流)」扱いとする点は、製品LCAの考え方に馴染んでいる者には違和感があり、実務上も誤解を生じる可能性。
- 保管プロセスの排出量計算方法が以前不透明で、実作業イメージがわからない。

⑤新カテゴリ5「事業から発生する廃棄物」

カテゴリ の定義	報告対象年の報告企業の稼働から発生した廃棄物の第三者による処理（固形廃棄物と廃水の両方の処理に伴う排出量を含み、 <u>報告対象年に発生した廃棄物に由来する未来の全ての排出量を含む</u> ）
内容に関する 特記事項	●旧カテゴリ7。 ●廃棄物の定義は市場価格を持たないアウトプット。 ●リサイクル工程を廃棄側、再生材料側でどのように配分するかは、スコープ3基準内に記述なし。プロダクト基準(※)に廃製品の場合の配分ルールあるも、本カテゴリに適用可能かは不明。 ●計算方法の例示の中に[廃棄物発生量×デフォルト排出係数]
企業への適用 に関して (事務局コメント)	●算定方法として示された[廃棄物発生量×デフォルト排出係数]は、スコープ3試算WGでの試行方法(廃棄物種別・処理方法別の排出係数の適用)よりもシンプルで、算定負荷が低いか？ ただし、GHGプロトコルが用意するデフォルト排出係数の内容が不明。 ●処理事業者が行うリサイクル工程の排出量の配分方法が不明。

(※)プロダクト基準は、スコープ3基準と同時にWRI/WBCSDによって開発されている製品ライフサイクルの基準。プロダクト基準に基づいて算定された製品レベルのGHG排出量は、スコープ3算定のデータとして使用可能。(ドラフト本体 p.8)

⑥新カテゴリ6「出張」(1/2)

カテゴリ の定義	事業に関わる活動のために従業員が行う、三者によって所有もしくは支配される移動手段による移動 (例えば、飛行機、電車、バス、乗用車)
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ6。 ● 移動手段の製造等のライフサイクル排出量の算定、ホテルの宿泊利用に関わる排出量算定は任意算定扱いとなった。 ● 計算方法の例示の中に[移動距離×デフォルト排出係数]あり。 (ロードテストの先例ではデフォルト排出係数は移動モード別→次頁)
企業への適用 に関して (事務局コメント)	● 算定方法として[移動距離×デフォルト排出係数]が例示されている。 移動距離についてどの程度の概算が認められるかが問題。 ⇒ スコープ3試算WGでの検討より、 実務上は、出張費用からの概算が通るかがポイント。 ● GHGプロトコルが用意するデフォルト排出係数が移動モードをどの程度細かく指定するによって、日本で適用する排出係数に求められる品質も決まる？

⑥新カテゴリ6「出張」（2/2） 参考情報

- ロードテスト(2010年1月～6月)用のスコープ3基準ドラフトにおける排出係数の例。

排出源	活動量データ		排出係数		CO2排出量(t)
飛行機出張、短距離フライト	67,947	km	0.15	kg of CO2/km	10
飛行機出張、中距離フライト	586,313	km	0.12	kg of CO2/km	70
飛行機出張、長距離フライト	6,608,093	km	0.11	kg of CO2/km	617

Scope 3 Accounting and Reporting Standard DRAFT FOR ROAD
TESTING JANUARY 2010に基づき、みずほ情報総研作成

移動モード別のみより、やや細かい場合分け

⑦新カテゴリ7「従業員の通勤」(1/2)

カテゴリ の定義	従業員の自宅と就業地点間の移動 (従業員とは、報告企業によって所有、操業、リース使用されている企業や施設の雇用者を意味する。その他、フランチャイズや、外部委託されたオペレーションに関わる企業の従業員を含めてよい。)
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ16。 ● 上流でも下流でもない「その他」扱いだったが、「上流」に編入。 ● 計算方法の例示の中に[推測された交通モード別移動距離×デフォルト排出係数]あり。(ロードテストでは、バス、地下鉄、通勤列車、自動車などの排出係数が提示されていた) ● テレワークの排出量算定は任意(ただし依然、算定方法の情報無し)。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	● 算定方法として[移動距離×デフォルト排出係数]が例示されている。移動距離についてどの程度の概算が認められるかが問題。 ⇒ スコープ3試算WGでの検討より、 実務上は定期券代、ガソリン支給額からの概算が通るかがポイント ● GHGプロトコルが用意するデフォルト排出係数が移動モードをどの程度細かく指定するによって、日本で適用する排出係数に求められる品質も決まる？

⑦新カテゴリ7「従業員の通勤」(2/2) 参考情報

- ロードテスト(2010年1月～6月)用のスコープ3基準ドラフトにおける排出係数の例。

排出源	活動量データ		排出係数		CO2排出量(t)
バス	23,011	マイル	0.30	kg of CO2/ マイル	7
地下鉄	225,201	マイル	0.17	kg of CO2/ マイル	38
通勤列車	150,423	マイル	0.31	kg of CO2/ マイル	47
自動車	2,254	ガロン	8.87	kg of CO2/ ガロン	20
徒歩／自転車	39,192	マイル	0		0

Scope 3 Accounting and Reporting Standard DRAFT FOR ROAD
TESTING JANUARY 2010に基づき、みずほ情報総研作成

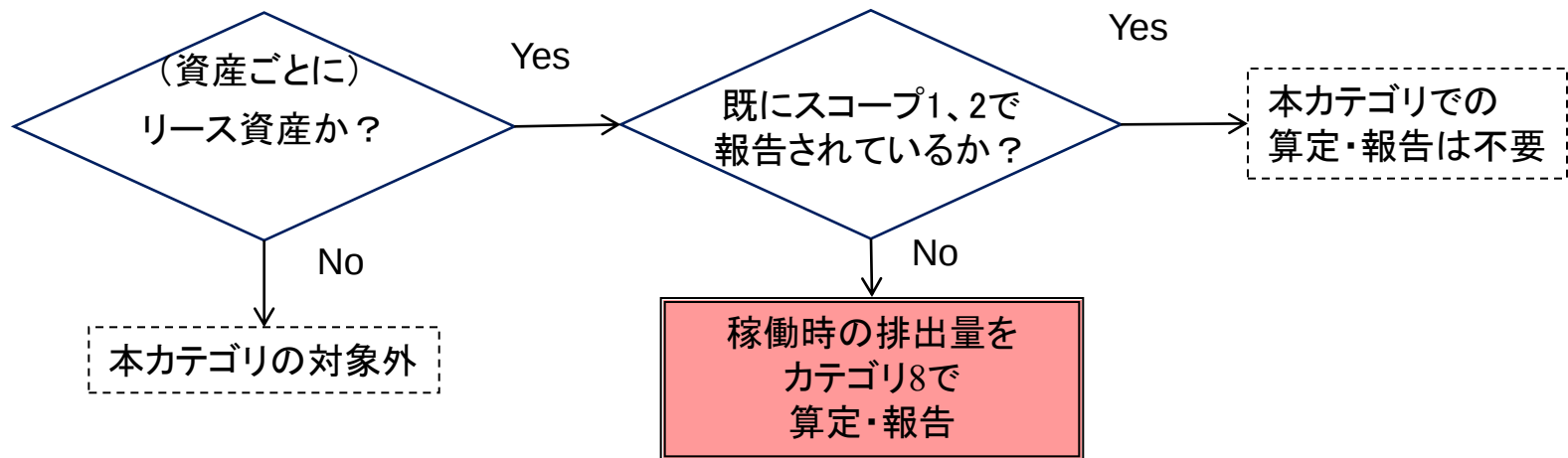
⑧新カテゴリ8「リース資産(上流)」(1/2)

カテゴリ の定義	報告対象年における報告企業によってリース使用されている資産の稼働。スコープ1、2に含まれない分。(リースの借り手による報告)
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ9。 ● リース資産の製造、建設時のGHG排出量の算定は任意。 ● どのリース資産が算定対象となるかは、組織バウンダリ(スコープ1,2の算定範囲)に拠ることの解説が加えられた。 ⇒ リース利用している資産の稼働時GHG排出量が既にスコープ1,2で算定報告されていれば、本カテゴリでの算定・報告は不要且つ禁止。 → 次頁 ● 計算方法の例示の中に[床面積×建物種別(排出係数)]あり。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	● リース資産の製造、建設時のGHG排出量の算定は任意となり、算定の負担がやや軽減された。 ● 算定方法として[床面積×建物種別(排出係数)]が認められるならば実務的にも算定は可能か？ ● ただし、建物、フロア以外のリース資産の算定方法が不明。 自動車ならガソリン使用量、機器別ならば建物ごと[床面積×建物種別(排出係数)]で算定せよ、という考え方か？

⑧新カテゴリ8「リース資産(上流)」(2/2)

- 第2次ドラフトでは、リース資産を使用している、それだけでは、稼働時のGHG排出量が本カテゴリ(スコープ3のカテゴリ8)に含まれるかどうかは決まらず、スコープ1、2の報告範囲に依存することが強調された。

【本カテゴリが適用されるリース資産】



Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard DRAFT FOR STAKEHOLDER REVIEW NOVEMBER 2010
の考え方に基づき、みずほ情報総研作成

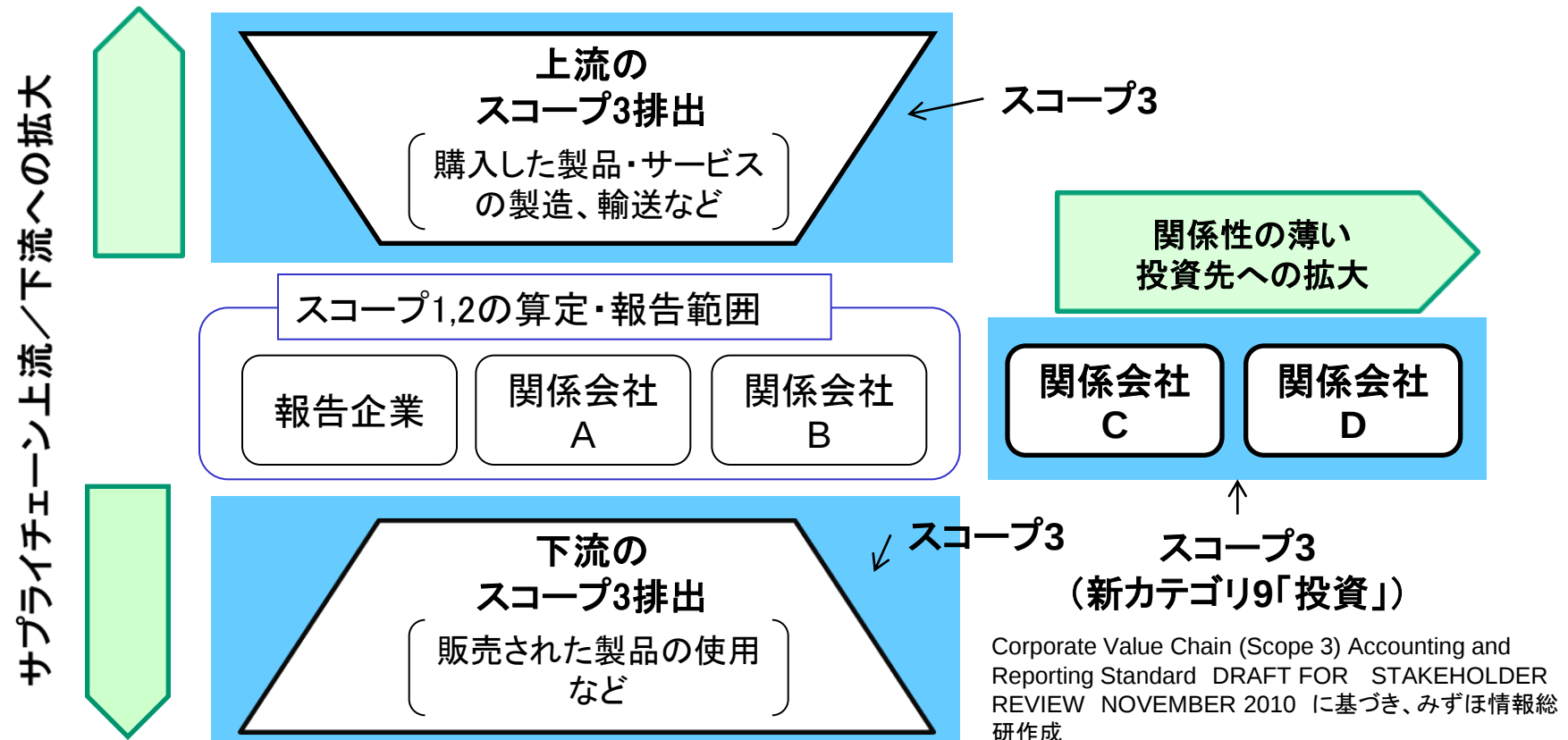
⑨新カテゴリ9「投資」(1/2)

カテゴリ の定義	スコープ1、2に含まれない投資(先)のオペレーション。 株式投資(equity investment)、債券投資(debt investment)を含む。
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ10 ● 組織バウンダリ(スコープ1の算定範囲)によって算定対象が変わることの解説がなされ、以前よりガイダンスが充実。 ● 投資先のサプライチェーン上流／下流の排出量の算定は任意に。 ● 計算方法の具体的な例示なし。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	● 自社グループにおけるGHG排出量のデータ収集範囲を広げさせることがこのカテゴリの狙い。→ 次頁 ● 現在設定しているにスコープ1、2の組織範囲以上にGHG排出量データの収集範囲を広げることが、目的の観点から意味が無い場合は、「目的適合性」の原則に則って排除することになる。 ● 算定方法としては、一次データ収集ならば、通常のスコープ1,2と同様にコーポレートスタンダードの適用が考えられる。 ● ただし、二次データ適用の場合に、どこまで粗い算定方法が認められるのかが不明。(売上高×[売上高あたり排出量の業界平均値]などの適用も可か?)

⑨新カテゴリ9「投資」(2/2) 参考情報

※ 再掲

- スコープ3基準(第2次ドラフト)では、スコープ1,2の算定・報告範囲が、スコープ3において拡大される場合の方向が2つあることを整理。
 - 【方向①】スコープ1,2の算定・報告範囲の企業のサプライチェーン上流／下流の取り込み
 - 【方向②】スコープ1,2の算定・報告範囲に含まれなかった企業(投資先)のスコープ1,2の取り込み
 ⇒ カテゴリ9「投資」は、【方向②】への範囲拡大を意図して設定されている。



⑩新カテゴリ10「輸送・流通(下流)」

カテゴリ の定義	販売された製品の売り渡し時点(point of sale)から顧客までの、第三者による、報告企業が荷主でない輸送・流通。小売、保管を含む。
内容に関する 特記事項	●旧カテゴリ13 ●改正省エネ法の荷主責任の範囲に該当する出荷物流は、このカテゴリでなく、カテゴリ4に分類されることになった。 ●計算方法の例示の中に[推測された輸送距離×輸送モード別の排出係数]あり。ただし、保管(倉庫、小売)の排出量計算方法については依然として情報無し。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	●輸送については、[推測された輸送距離×輸送モード別の排出係数]が認められるため、荷主責任範囲より下流の拠点などに対し、輸送距離を推測するのは困難では？ ⇒ スコープ3試算WGでも、荷主責任範囲より下流の輸送について輸送距離の推測を行った企業無し。 ●出荷物流であっても、報告企業が荷主であれば、本カテゴリに含まれないとの定義は馴染むまでは、誤解を生じる可能性。 ●保管プロセスの排出量計算方法が以前不透明で、実作業イメージがわからない。

⑪新カテゴリ11「販売された製品の加工」

カテゴリ の定義	販売された中間製品に対する下流のバリューチェーンパートナー（例：製造事業者）による加工（processing）
内容に関する 特記事項	● 今回の第2次ドラフトより追加。中間製品にのみ適用される。 ● 適用可能な二次データ例：[統計的な平均値に基づいて推測された排出量]。 ● 「5章 バウンダリ設定」において、中間製品の用途が多様でそれぞれにGHG排出特性が異なる場合には、下流の排出量について目的適合性の原則に基づく正当性を示した上でスコープ3算定・報告から除外してよい、とある。
企業への適用 に関して （事務局コメント）	● 納品先での加工工程の一次データの収集は極めて困難であるため、二次データの適用が主になるだろう。 ● 用途が多様な中間製品の場合、[統計的な平均値に基づいて推測された排出量]を用途別に調べ上げるのは負荷に。 ⇒ 「目的適合性」の原則に則って除外の正当性を示した上でスコープ3算定・報告から除外するのが現実的か？

⑫新カテゴリ12「販売された製品の使用」(1/4)

カテゴリ の定義	報告対象年において報告企業によって販売された製品、サービスの消費者による使用
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ14 ● 直接使用フェース排出、と間接使用フェーズ排出に分類。 ● [報告対象年の販売台数×製品寿命全体での使用時排出量]という考え方。(報告対象年の保有台数×報告対象年の使用時排出量ではない) ● 製品使用時のGHG算定条件として既存PCR等の優先適用を求めた要求事項(shall)は削除。 ● 「避けられた排出量」(社会における排出抑制貢献)は原則スコープ1-3には含めないことが再確認された。ただし、スコープ1,2,3と分けて報告することは可能。⇒(4/4) ● 計算方法に関する情報が抽象的。 (ケースが多様であるためそうならざるを得ないのは当然であるが)

⑫新カテゴリ12「販売された製品の使用」(2/4)

企業への適用
に関して
(事務局コメント)

- [報告対象年の販売台数×製品寿命全体での使用時排出量]は、[報告対象年の保有台数×報告対象年の使用時排出量]よりはデータ収集が容易なことが多い。⇒ 算定側に“やさしい”規定か？
- ただし、製品の耐久性を向上させるとスコープ3排出量が増大するジレンマあり。(例: 仮にLED照明の消費電力が白熱電球より1/10でも、寿命が20倍ならば、報告対象年の生産個数が同一の場合、本カテゴリのGHG排出量は $1/10 \times 20 = 2$ 倍に)
- 一方「リース資産(下流)」の評価は、[報告対象年の稼働台数×報告対象年の稼働時排出量]であるため、同じ製品を、販売もリースもしている企業は、二通りの算定が求められる可能性。
- スコープ3基準(第2次ドラフト)の記述内容では情報が乏しく、算定方法を類推できない。プロダクト基準の規定内容も抽象的であるため、実質的には、各社が算定・報告の5原則に従って算定方法を決めることになる？

⑫新カテゴリ12「販売された製品の使用」(3/4)

【直接使用フェーズ排出、間接フェーズ排出に該当する製品(ドラフト本体 p.33 表4.7)】

排出タイプ	製品タイプ	例
直接使用 フェーズ排出	1. 使用中に直接エネルギーを消費する製品	自動車、航空機、エンジン、モーター、建物、家電、電子機器、照明、ソフトウェア
	2. 燃料やフィードストック	石油製品、天然ガス、石炭、バイオ燃料、原油
	3. 温室効果ガスそのものや、使用中に温室効果ガスが放出される製品	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、エアゾール、冷媒、工業用ガス、消火器
間接使用 フェーズ排出	4. 使用中にエネルギーを間接消費する製品	衣服(洗濯や乾燥が必要)、食品(調理や冷蔵が必要)、鍋類(加熱が必要)
	5. 使用中に温室効果ガスを間接的に放出する製品	

⑫新カテゴリ12「販売された製品の使用」（4/4）

- 「社会からの排出抑制」と表現されることの多い「販売された(自社)製品の使用により、消費者に(自社製品ではない)他製品の使用を避けさせることで、結果的に社会において発生が“避けられた排出量”(avoided emission)」については、カテゴリ12に含まれないことが、第2次ドラフトにおいても再確認された。(ドラフト本体 p.34)

- ✓ カテゴリ12に含まれない「避けられた排出量」として挙げられた例：
- 太陽電池、風力発電による火力発電の代替（によって避けられた排出量）
 - LED照明による白熱電球の代替（ “ ” ）
 - 三重ガラスによる通常ガラスの代替（ “ ” ）
 - 断熱材ありの建物による断熱材無しの建物の代替（ “ ” ）
 - オンライン会議による出張の代替（ “ ” ）

本カテゴリには
含まれない。

- “避けられた排出量”の算定には、スコープ3とは異なる方法論（GHGプロトコル・プロジェクト基準など）が必要、“避けられた排出量”の報告は、スコープ1,2,3と分離して行う、などの指摘。
- ただし、「自社製品の設計改善などによって、自社のスコープ3のカテゴリ12『販売された製品の使用』を大きく削減し、自社のスコープ3排出量を過去に比べて削減することができた」というタイプの削減評価であれば、スコープ3の時系列での実績追跡によって評価可能ことは例示されている。

⑬新カテゴリ13「販売された製品の廃棄後の処理」(1/3)

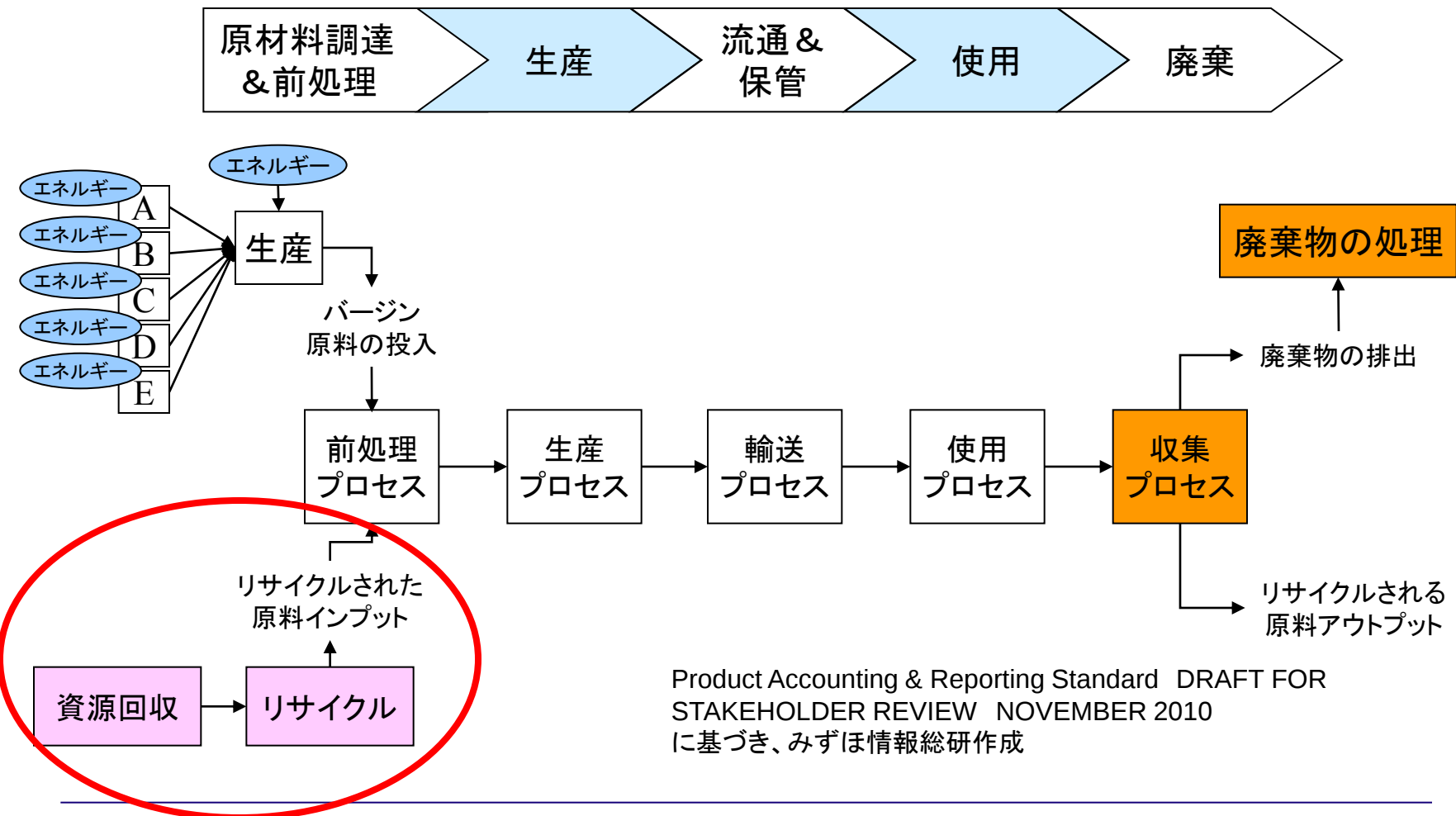
カテゴリ の定義	報告企業によって報告対象年に販売された製品の廃棄物処理(waste disposal/treatment)
内容に関する 特記事項	●旧カテゴリ15 ●計算方法に関する情報が抽象的。 (ケースが多様であるためそうならざるを得ないのは当然であるが) ●リサイクル工程の排出量を廃製品側、再生材料側でどのように配分するかはスコープ3基準内には記述なしも、プロダクト基準(※)にルールあり ⇒ 全て原材料調達側で見る100/0インプット法か、全て廃棄側で見る0/100アウトプット法の例示。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	●スコープ3基準(第2次ドラフト)の記述内容では情報が乏しく、算定方法を類推できない。 ●プロダクト基準にある程度の算定ルールが示されているが、リサイクル工程の排出量の配分方法の指定(100/0インプット法もしくは0/100アウトプット法)がある以外、やはり抽象度が高い。 ⇒ 各社が算定・報告の5原則に従って算定方法を決めることになる？

(※)プロダクト基準は、スコープ3基準と同時にWRI/WBCSDによって開発されている製品ライフサイクルの基準。プロダクト基準に基づいて算定された製品レベルのGHG排出量は、スコープ3算定のデータとして使用可能。(ドラフト本体 p.8)

⑬新カテゴリ13「販売された製品の廃棄後の処理」(2/3)

① 100/0インプット法

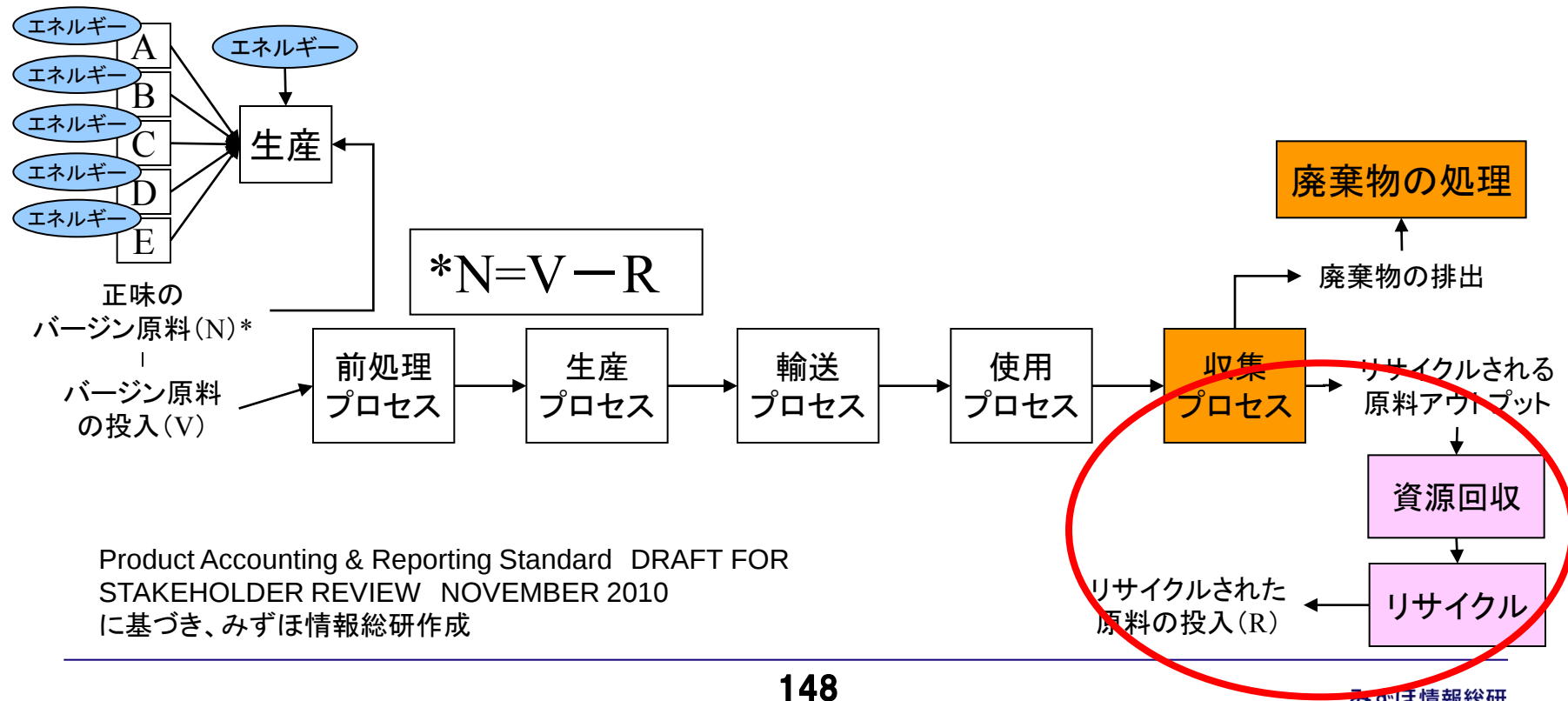
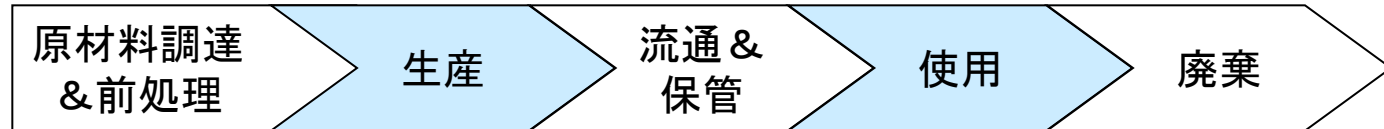
- リサイクルに関わるプロセスのGHG排出量を全て原材料調達側で計上する。



⑬新カテゴリ13「販売された製品の廃棄後の処理」(3/3)

② 0/100アウトプット法

- リサイクルに関わるプロセスのGHG排出量を全て製品の廃棄側で計上する。
- リサイクル後の材料の品質が、バージン材料と同じ場合のみ適用可。



⑭新カテゴリ14「リース資産(下流)」

カテゴリ の定義	報告企業によって所有され、他の事業体にリースされている資産の報告対象年における稼働。スコープ1、2に含まれない分。 (リースの貸し手による報告)
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ12 ● 対象となる排出量は[報告対象年の稼働台数×報告対象年の稼働時排出量]。(考え方が、カテゴリ12と異なる) ● リース資産の製造、建設時のGHG排出量の算定が任意になった。 ● どのリース資産が算定対象となるかは、組織バウンダリ(スコープ1の算定範囲)に拠ることの解説加えられた。 ● 計算方法の例示の中に[床面積×建物種類別(排出係数)]あり。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	● リース資産の製造、建設時のGHG排出量の算定は任意となり、算定の負担がやや軽減された。 ● [床面積×建物種類別(排出係数)]が認められれば実務上算定可能？ ● 建物、フロア以外のリース資産の算定方法は？ ● 排出量算定の時系列バウンダリがカテゴリ12「販売された製品の使用」と異なるため、<u>同じ製品を、販売もリースもしている企業は、二通りの算定が求められる可能性。</u>

⑮新カテゴリ15「フランチャイズ」

カテゴリ の定義	フランチャイズ加盟店(franchises)の稼働の内、スコープ1、2に含まれない分(フランチャイズ本部(franchisor)により報告)
内容に関する 特記事項	●旧カテゴリ11 ●計算方法の例示の中に[床面積×建物種類別(排出係数)]あり。 ●フランチャイズ加盟店の建設時の排出量算定は任意。 ●なお、フランチャイズ加盟店から報告するフランチャイズ本部排出(旧カテゴリ9)はカテゴリとしては削除。報告する場合は、カテゴリ1の扱いに。
企業への適用 に関して (事務局コメント)	●フランチャイズ店舗の製造、建設時のGHG排出量算定は任意となり、算定の負担がやや軽減された。 ●[床面積×建物種類別(排出係数)]が認められるならば、実務上、算定は可能か？

⑯「サプライヤーの排出」（カテゴリではない）

カテゴリの定義	報告企業に関連するTier1サプライヤーのスコープ1、2の排出量
内容に関する 特記事項	● 旧カテゴリ1が、カテゴリとは別枠で報告が求められることになった。 ● 算定は任意（カテゴリとは別枠）、算定している場合の報告は必須（報告の要求事項）という変則的な扱い。 ● 加えて報告においては、全Tier1サプライヤーの内、排出量の算定・報告ができていない割合の提示も必須（報告の要求事項）。 ⇒ サプライヤーの巻き込みを重視するWRI/WBCSD事務局の意向が強く反映。 ● データ収集、算定方法については、ガイダンスとして、製品製造に関わる調達物のサプライヤーの内、支払額上位80%以上を対象にデータを収集する、などの方法論が示されているが要求事項にはなっていない。
企業への適用 に関して （事務局コメント）	● Tier1サプライヤーの排出量の内、一次データを収集し排出量の算定ができた分のみを報告する要求であるため、基本的にはいずれの企業にも適用は可能。 ● ただし、「全Tier1サプライヤーの内、排出量の算定・報告ができていない割合の提示」も必須（要求事項）であるため、今後徐々に、Tier1サプライヤーの排出量把握率を競う風潮が醸成される可能性がある。

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフトの分析報告

2-4. 各論点の反映状況① 意見交換WG

2-4-1. 意見交換WGで指摘された論点の確認

2-4-2. 論点ごとの反映状況

2-4-1 . 意見交換WGで指摘された論点の確認

意見交換WGにおける各論点より、スコープ3基準の第2次ドラフト（パブリックコメント用ドラフト）に対するチェック項目を以下のように整理した。

	チェック項目	対応論点
1	スコープ3基準策定の動機、目的に関する記述は追加されたか？ 追加された場合、その内容はどのようなものか？	(1)①～④
2	算定・報告に関する要求に、業種別の特性は加味されるようになったか？ 加味された場合、その内容は？	(2)①
3	スコープ3全体の80%以上の算定・報告を求める80%閾値ルールは残されるのか？ 変更された場合のバウンダリ条件は？	(2)②b
4	自社製品による他社製品代替がもたらす社会からのGHG削減はスコープ3のバウンダリに含めることは可能になったか？	(2)②a
5	サプライヤーなどのバリューチェーンパートナーからのデータ収集は非常に困難。この困難さを反映した要求事項の変更はあったか？	(2)③ (3)②③
6	従業員の通勤など算定負担に対して排出量が小さいカテゴリについて簡易的な算定方法は認められるようになったか？	(3)④
7	アシュアランスに関する記述は追加されたか？ 慎重であるべきスコープ3のアシュアランスの方法論をどのように定めているか？	(2)④
8	報告において、不確実性の提示はどのようなされることになったか？	(2)⑤

2-4-2.論点ごとの反映状況(1)スコープ3基準策定の目的(1/2)

1

スコープ3基準策定の動機、目的に関する記述は追加されたか？
追加された場合、その内容はどのようなものか？

- ビジネス・ゴールに関する記述は大幅に改訂、拡充された。その要約は以下の通り：
 1. バリュー・チェーン全体における排出に関するリスクと機会の理解
GHGリスクからの潜在的な法的責任が、不安定な資源価格、将来の資源枯渇、環境規制、投資家・株主からの監視、ステークホルダーからの評判リスクにより生じる。
 2. GHG削減機会の特定、削減ターゲットの設定、及びパフォーマンスの追跡
一貫した枠組みに従いスコープ3インベントリを編集することは、企業がサプライチェーンにおいて排出削減の機会を特定するのに役立つ定量的ツールを与える。
 3. サプライ・チェーン・エンゲージメント及びマネジメント
企業のスコープ3排出量はサプライヤー、顧客、その他のパートナーからの排出を含むので、スコープ3インベントリの実施はバリューチェーンにわたる多様なパートナーからの排出量の計測と報告を奨励することが望ましい。
 4. ステークホルダーへの報告、及びGHG報告プログラムへの参加
気候変動に対する懸念が強まるにつれ、NGO、投資家、政府、その他のステークホルダーが企業の活動とGHG情報のより一層の開示をますます要求している。CDPを一例とする強制的あるいは自発的な報告プログラムはしばしば、企業活動に関する情報を特定のステークホルダーに与える。

(以上、ドラフト本体 p. 14-16)

(1)スコープ3基準策定の目的 (1/2)

<追加>

● 他のGHGマネジメント施策、環境施策との関係

- ✓ 本ドラフトは基本的に報告企業の視点に基づいており、排出量取引など国ベースの施策との関係の記載は無い。
- ✓ ただし、企業の排出量取引にも応用されているとされるGHGプロトコル・コーポレート基準との関係は記載されている。
- ✓ 製品ベースのGHG算定・報告の取組であるGHGプロトコル製品ライフサイクル基準(策定中)との関係も新たに記載された。
- ✓ GHG以外の環境側面についての言及は無い。

● ステークホルダーや報告プログラムの設定

- ✓ ステークホルダーについてはNGO、投資家、政府などが挙げられ、やや不明確。
- ✓ ステークホルダーに限らず報告プログラムも含め、特定の名称が挙げられているのはCDPのみ。
- ✓ なお、ドラフト本文には具体的な記載は無いが、近年はスコープ3の枠組みを制度に組み込む国が現れているのも事実である。

(2) 業種特性を加味したカテゴリ別の算定義務付け (1/2)

2

算定・報告に関する要求に、業種別の特性は加味されるようになったか？
加味された場合、その内容は？

- カテゴリ別に以下の通り。

<上流>

カテゴリ		業種、セクター別の適用ルール
1	購入した製品、サービス	×：業種限定の指定なし
2	資本財	×：業種限定の指定なし
3	スコープ1、2に含まれない 燃料、エネルギー関連活動	△：一部にエネルギー小売等に限定される排出量指定
4	輸送・流通(上流)	×：業種限定の指定なし
5	事業から発生する廃棄物	×：業種限定の指定なし
6	出張	×：業種限定の指定なし
7	従業員の通勤	×：業種限定の指定なし
8	リース資産(上流)	×：業種限定の指定なし
9	投資	×：業種限定の指定なし 金融サービスセクター限定のカテゴリでないことが強調

(2) 業種特性を加味したカテゴリ別の算定義務付け (2/2)

<下流>

カテゴリ		業種、セクター別の適用ルール
10	輸送・流通(下流)	×:業種限定の指定なし
11	販売された製品の加工	○:中間製品限定
12	販売された製品の使用	△:製品タイプで適用／非適用
13	販売された製品の廃棄後の処理	×:業種限定の指定なし
14	リース資産(下流)	×:業種限定の指定なし
15	フランチャイズ	○:フランチャイズ本部のみ

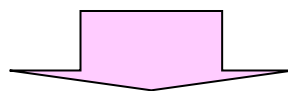
- 上記とは別に、「5章 バウンダリ設定」において、中間製品の用途が多様でそれぞれにGHG排出特性が異なる場合には、下流の排出量について目的適合性の原則に基づく正当性を示した上でスコープ3算定・報告から除外してよい、とある。
- 各カテゴリの排出量をスコープ3の算定・報告範囲から除外できるか否かは、最終的には目的適合性の原則に基づいて除外の正当性を示せるか否かに帰着する。これは、報告企業が設定したスコープ3算定・報告の事業目標にも依存するため、カテゴリの適用／非適用は業種×カテゴリの組み合わせだけで決定されるものではない。
(1-3の回答に関連情報)

(3) 80%閾値ルールについて (1/2)

3

スコープ3全体の80%以上の算定・報告を求める80%閾値ルールは残されるのか？
変更された場合のバウンダリ条件は？

- スコープ3全体(推計量)の80%以上の算定・報告を求める「80%閾値ルール」はなくなり、代わって、スコープ3排出量の総量の算定・報告が要求事項となった。
- ただし、特定の排出量を算定範囲から除外することを全く認めない、ということではなく、「目的適合性、網羅性、一貫性、透明性、正確性」などの原則に準拠してその排出量の除外の正当性を示すならば、除外することも認められる内容となっている。
(ここまで、ドラフト本文 p.10、p.37)
- 除外の正当性の判断基準としては「目的適合性」が特に重視され、目的適合性が損なわれないかどうかの判断基準も提示された(次頁)。(ドラフト本文 p.38)



定量的な閾値ルールがなくなったことで、「算定しても意味がない」排出量は、正当性を示すことを条件に、算定範囲から除外できることになった、と考えられる。

(3) 80%閾値ルールについて (2/2)

【目的適合性の判断基準(ドラフト本体p.38)】

規模	スコープ3の総量(推計)に著しく寄与する排出量ではないか？
影響	報告企業の影響力によって削減が可能な潜在的な削減量は存在していないか？
リスク	企業がさらされてるリスクに寄与する排出量ではないか？
ステークホルダー	重要なステークホルダー(顧客、サプライヤ、投資家、市民)から決定的に重要だと見なされている排出量ではないか？
アウトソーシング	以前は社内で行われていた活動が外部に委託されたことで排除される排出量ではないか？ 同業他社であれば社内で実施している活動を外部に委託することで排除される排出量ではないか？

(4) スコープ3における「社会からの排出抑制貢献」の扱い

※ 再掲

4

自社製品による他社製品代替がもたらす社会からのGHG排出抑制はスコープ3のバウンダリに含めることは可能になったか？

- 「社会からの排出抑制」と表現されることの多い「販売された(自社)製品の使用により、消費者に(自社製品ではない)他製品の使用を避けさせることで、結果的に社会において発生が“避けられた排出量”(avoided emission)」については、カテゴリ12に含まれないことが、第2次ドラフトにおいても再確認された。

- ✓ カテゴリ12に含まれない「避けられた排出量」として挙げられた例：
- ー 太陽電池、風力発電による火力発電の代替(によって避けられた排出量)
 - ー LED照明による白熱電球の代替 (“)
 - ー 三重ガラスによる通常ガラスの代替 (“)
 - ー 断熱材ありの建物による断熱材無しの建物の代替 (“)
 - ー オンライン会議による出張の代替 (“)

本カテゴリには含まれない。

- “避けられた排出量”の報告は、スコープ1,2,3と分離した形で。
- また「自社製品の設計改善によってカテゴリ12を大きく削減し、自社のスコープ3排出量を過去に比べて削減することができた」という[過去の自社スコープ3排出量]ー[現在の自社スコープ3排出量]型の削減評価であれば、スコープ3の枠内で可能。

(以上、ドラフト本体 p.34から)

(5) パートナーからのデータ収集について(1/2)

5

サプライヤーなどのバリューチェーンパートナーからのデータ収集は非常に困難。
この困難さを反映した要求事項の変更はあったか？

【要求事項の観点から】

- 第1次ドラフトにおいてTier1サプライヤー(直接サプライヤー)からの一次データ収集を義務付けていた旧カテゴリ1は、第2次ドラフトにおいてはカテゴリの体系からは除外。
- 第2次ドラフトから、新たに導入された要求事項の一つである「スコープ3排出量の全量算定」はあくまでも15の新カテゴリが対象であるため、この要求事項を満たすためにTier1サプライヤーからの一次データを収集する必要は無い。
(ここまで、ドラフト本文 p.20から)
- ただし、報告(Reporting、第2次ドラフト11章)の要求事項において、カテゴリとは別枠で、「サプライヤーのスコープ1とスコープ2の排出量の総量」と「排出量算定ななされたTier サプライヤーの割合(報告企業の支払額に対する割合)」の報告が加えられた。
⇒ Tier1サプライヤーから一次データを収集し、それに基づく排出量算定が行えた場合には、その算定結果(把握した総量とカバー率)を報告しなければならない、ことになる。
(ドラフト本文 p.10、p.90から)

WRI/WBCSD事務局には、サプライヤーの排出量の把握のカバー率を見える化し、サプライヤーエンゲージメント(巻き込み)を促進させる狙いがあるものと考えられる。

(5) パートナーからのデータ収集について(2/2)

【ガイダンスの観点から】

- サプライヤーからの一次データ収集の困難性については、ロードテスト等で指摘が繰り返されたためか、第2次ドラフトでは、サプライヤーからのデータ収集に関するガイドラインとしての記述が大幅に追加されている。
- ガイダンスの例
 - ✓ データ収集手順のステップ化(ドラフト本文p.62)
 - ✓ データ収集の問合せ対象サプライヤーの絞り込み方法(ドラフト本文p.63)
 - ✓ 収集するデータレベル(高:プロセスレベル⇔低:企業全体レベル)について、企業全体レベルのデータでもよいサプライヤーの特定方法(ドラフト本文p.65)
 - ✓ データ収集上の困難の分類と、分類別の対処法(ドラフト本文p.66 表8.2)
 - ・ サプライヤーの数が多すぎる場合
 - ・ サプライヤー側が知識不足、経験不足の場合
 - ・ 提出されたデータにおいて透明性が保たれていない場合
 - ・ 企業秘密を理由にデータ提供を断られる場合

(以上、ドラフト本文 p.62～68 8章「サプライヤー排出量の算定」)

(6)「従業員の通勤」の簡易算出方法

6

従業員の通勤など算定負担に対して排出量が小さいカテゴリについて簡易的な算定方法は認められるようになったか？

- 「従業員の通勤」の排出量の算定方法については、第2次ドラフト内で[推測された交通モード別移動距離×デフォルト排出係数]という計算式が例示されている。
- 移動距離についてどの程度の概算が認められるかが問題(※)ではあるが、「目的的合成」などの算定・報告の5原則(→「2-2章」に整理)に従うことが前提ではあるが、簡易的な算定方法を許容する姿勢は伺われる。

※ スコープ3試算WGでの検討より、実務上は定期券代、ガソリン支給額からの概算が通るかがポイント。

(7) アシュアランスの在り方について(1/2)

7

アシュアランスに関する記述は追加されたか？ 慎重であるべきスコープ3のアシュアランスの方法論をどのように定めているか？

- 要求事項は無い(should規定のみ)
- 新たな概念として、データ・アシュアランスとモデル・アシュアランスを導入(p. 82)
 - ✓ モデル・アシュアランスは、データに関する制約と不確実性のためにデータ・アシュアランスが実施可能でない場合の選択肢
- 「スコープ3のアシュアランスの主要な課題の1つは、十分な適切なエビデンスの取得能力が限られている(スコープ3活動は報告事業者の支配が及ばないため)」と明記(p. 84)
 - 課題に取り組むため、事業者及びアシュアランス供給者は以下を行って良い(may):
 - ✓ 1. アシュアランスの水準あるいは種類の変更
 - ✓ 2. 集計できるモジュラー枠組みの作成

	目標	クライテリア
データ・アシュアランス	■ 企業がスタンダードの要求事項に従っていることの保証 ■ インベントリ総計の保証	スタンダードの要求事項、方法論の決定と想定、 <u>データ品質と不確実性</u> 、その他
モデル・アシュアランス	■ 排出量の計算に使用された方法論と想定の保証 ■ 企業がスタンダードの要求事項に従っていることの保障	スタンダードの要求事項、方法論の決定と想定、その他

(7) アシュアランスの在り方について(2/2)

<ドラフトにおける扱い>(続き)

- 第2次ドラフト本文では、リスクに関してMaterialityの概念を提示(p. 88)
 - ✓ Materialityは、間違い(errors)、脱漏(omissions)及び、虚偽記載(misrepresentations)がアサーションの正確性あるいは妥当性(accuracy or validity)に影響しうるリスクを参照するもの
 - ✓ 不確実性の概念には取り組まない。それは既知の間違いについてではなく、データがスコープ3排出源をどの程度良く説明しているかについての指標だからである

<考察>

- スコープ3排出量のアシュアランスでは、不確実性が高く、証拠の確認が難しいため、情報利用者の誤認を避けるべく慎重な対応が求められる。
- ドラフト本文のアシュアランスに関する記述の中で、不確実性に関する言及(対応策の提示)は極めて限られており、情報利用者の観点からは必ずしも充分とはいえない。

(8) 報告における不確実性情報の提示について

8 報告において、不確実性の提示はどのようなされることになったか？

<第2次ドラフトにおける扱い>

- 報告における不確実性については、独立のclause(11.3)で言及されているが、分量は3行に留まり、要求事項は含まれていない(should規定のみ)：
- 「企業は、透明性を確保し、かつデータの誤解を避けるため、報告されたデータの不確実性の水準を描写することが望ましい。データ不確実性が高い場合には、企業は不確実性に取り組む努力についても描写することが望ましい。不確実性に関する更なる情報を得るためには、附属書Dを参照されたい」(p. 91)
- 報告フォームのサンプル(附属書A: pp. 92-93)に、不確実性についての記入欄は含まれていない

<考察>

- 情報利用者(報告書読者)の視点から見ると、特に非プロ読者にとって、スコープ3基準に基づく報告が適切な理解に結びつくかどうか、慎重に見極める必要がある。
(以上、ドラフト本文 p.34)

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフトの分析報告

2-5. 各論点の反映状況② スコープ3試算WG

2-5-0 .指摘／提案が寄せられた章

2-5-1. 一般要求の論点

2-5-2. カテゴリ別の論点

2-5-0. 指摘／提案が寄せられた章(第1次ドラフト時点)

- スコープ3基準への課題指摘や提案は、以下のスコープ3基準(第一次ドラフト)の章立てに沿って整理した。

パート1:スコープ3算定・報告の一般的な要求及びガイダンス

Part 1: General Requirements and Guidance for Scope 3 Accounting & Reporting

1章	導入 Introduction
2章	算定及び報告の原則 Accounting and Reporting Principles
3章	事業目標とインベントリ設計 Business Goals and Inventory Design
4章	バリューチェーンのマップ化 Mapping the Value Chain
5章	バウンダリ(境界)の設定 Setting the Boundary
6章	データ収集 Collecting Data
7章	排出量の配分(アロケーション) Allocating Emissions
8章	排出量の算定 Accounting for GHG Reductions
9章	排出実績の追跡 Performance Tracking
10章	削減目標の設定 Setting a Reduction Target
11章	インベントリの品質管理 Managing Inventory Quality
12章	アシュアランス Assurance
13章	報告及びコミュニケーション Reporting and Communication

ハッチは、指摘／提案が寄せられた章であることを意味する

パート2:特定のスコープ3カテゴリのガイダンス

Part 2: Guidance for Specific Scope 3 Categories

1章	購入した製品・サービス – 直接サプライヤー(Tier 1)の排出 Purchased Goods and Services – Direct (Tier 1) Supplier Emissions
2章	購入した製品・サービス – Cradle to Gate排出 Purchased Goods and Services – Cradle-to-Gate Emissions
3章	スコープ2以外のエネルギー関連の排出 Energy-Related Emissions Not Included in Scope 2
4章	資本設備 Capital Equipment
5章	輸送・流通(上流／入荷) Transportation & Distribution (Upstream / Inbound)
6章	出張 Business Travel
7章	事業から発生する廃棄物 Waste Generated in Operations
8章	フランチャイズ(上流) Franchises Not Included in Scope 1 and 2 (Upstream)
9章	リース資産(上流) Leased Assets Not Included in Scope 1 and 2 (Upstream)
10章	投資 Investments Not Included in Scope 1 and 2
11章	フランチャイズ(下流) Franchises (Downstream)
12章	リース資産(下流) Leased Assets (Downstream)
13章	輸送・流通(下流／出荷) Transportation & Distribution (Downstream / Outbound)
14章	販売された製品の使用 Use of Sold Products
15章	販売された製品の廃棄 Disposal of Sold Products at the End of Life
16章	従業員の通勤 Employee Commuting

2-5-1. 一般要求の論点 (1)事業目標とインベントリ設計(旧3章→新3章)

(指摘)製品ライフサイクルの考え方をベースにおくサプライチェーンGHG管理と発想が異なり、適応が難しい

- スコープ3の発想の根底が、製品ライフサイクルではなく、企業会計(P/L、B/S)にあるため、両者の間の考え方の相違の本質的な解決はなされていない。
(例)「輸送・流通」
 - 報告企業(製造業)から製品を出荷するための物流は、製品ライフサイクルの考え方では、工場(報告企業)の下流にあたるが、
 - スコープ3では、報告企業が支払いを行ったサービスに伴うGHG排出量は自社の上流と考えるため、報告企業が荷主である出荷物流も上流扱いとなる。
⇒ こうした考え方の根本的な相違は、第2次ドラフトでは調整されていない。
- ただし、スコープ3基準と同時開発されている、製品ライフサイクルGHG算定基準である「プロダクト基準」との関係性は、今回整理された。(「2-1-4章」参照)
 - プロダクト基準に基づいて算定された製品排出量は、スコープ3のデータとして使用してもよいことも決定された。

(2) バウンダリ(境界)の設定(旧5章→新5章)

①

(提案)

カテゴリごとに算定・報告の義務がある業種、セクターを指定すべき。

- 「2-4-2章(2)」参照。

②

(提案)

80%閾値ルールのような報告範囲の閾値は設定すべきではない。

③

(スコープ3基準第1次ドラフトへの賛同)

80%閾値ルールがあることでスコープ3算定の負荷が低減される。閾値は設定されていた方がよい。

- 「2-4-2章(3)」章参照。

(3)報告及びコミュニケーション(旧13章→新11章)

(提案)

排出量が小さいカテゴリは、日本の改正省エネ法のように初年度報告値を毎年固定値で報告することを認めるべき。

- 第2次ドラフトには、こうした報告を推奨する(should)、認める(may)記述はない。
- 本提案は、経年での実績評価への適用が妥当か否かが判断のポイントとなる。算定・報告の5つの原則(「2-2章」参照)の内、「一貫性」に保つことができれば適用は可能であるはず。

一貫性 (Consistency)

- 時系列での排出実績の追跡を意味あるものとする一貫性のある方法を使用すること。時間の経過の中で起こるデータ、バウンダリ、方法、その他関わりのある因子の変化について、文書化し、明らかにする。

⇒ 経年での実績評価が可能となる、一貫性ある方法論を適用する。

(1)購入した製品・サービス – Tier1の排出(旧カテゴリ1→削除)

①	(提案) 直接サプライヤーからのGate to Gateの一次データ収集は要求事項とするべきではない。
②	(提案) カテゴリ1は不要。

- 第1次ドラフトにおいてTier1サプライヤー(直接サプライヤー)からの一次データ収集を義務付けていた旧カテゴリ1は、第2次ドラフトにおいてはカテゴリの体系からは除外。
- 第2次ドラフトから、新たに導入された要求事項の一つである「スコープ3排出量の全量算定」はあくまでも15の新カテゴリが対象であるため、この要求事項を満たすためにTier1サプライヤーからの一次データを収集する必要は無い。
(ここまで、ドラフト本文 p.20から)
- ただし、報告(Reporting、第2次ドラフト11章)の要求事項において、カテゴリとは別枠で、「サプライヤーのスコープ1とスコープ2の排出量の総量」と「排出量算定ななされたTierサプライヤーの割合(報告企業の支払額に対する割合)」の報告が加えられた。
⇒ Tier1サプライヤーから一次データを収集し、それに基づく排出量算定が行えた場合には、その算定結果(把握した総量とカバー率)を報告しなければならない、ことになる。
(ドラフト本文 p.10、p.90から)

WRI/WBCSD事務局には、サプライヤーの排出量の把握のカバー率を見える化し、サプライヤーエンゲージメント(巻き込み)を促進させる狙いがあるものと考えられる。

(1)購入した製品・サービス –Tier1の排出(旧カテゴリ1→削除)

③ (提案)
直接サプライヤーの排出量を金額で配分する手法は推奨すべきではない。

- 第2次ドラフトでは、Tier1サプライヤーの排出量を報告企業に配分する方法が解説されているが、金額での配分の推奨(should)はしていない。
- Tier1サプライヤーの排出量を報告企業に配分する方法については、以下の通り。

➤ 「事業目標及やデータの入手可能性に応じて、企業は物理アロケーション、経済アロケーションを使用してもよい(may)。企業は、一貫性のある基準でサプライヤーの排出量を報告企業に配分すべきである(should)。」

(以上、ドラフト本体 p.66)

一貫性の原則を満たす基準による配分を推奨し、
それに叶うならば経済価値によるアロケーションも認める、という考え方

(2)購入した製品・サービス Cradle to Gate排出(旧カテゴリ2→新カテゴリ1)

①	(指摘) 原材料調達量 × 当該原材料のLCAインベントリデータによる算定を認めてくれるならば算定可能。
②	(提案: ①に関連して) 原材料のLCAインベントリデータとして産業連関表ベースの係数の利用も認めるのであれば、市況による影響を加味する方法を提示すべき。

- カテゴリ1(旧カテゴリ2)の計算方法の一つとして、[原材料調達量 × LCIデータ]が例示(ドラフト本体p.45)されていたため、よくある算定方法として原材料調達量 × 当該原材料のLCAインベントリデータによる算定は認められると考えられる。
- ただし、産業連関表ベースのインベントリデータを適用する際の市況による調達物の価格変化を調整する方法などは提示されていない。
 - ✓ スコープ3の5つの原則の一つである「一貫性」の原則に即して考えれば、経年での実績評価が可能となるだけの一貫性のある手法であるなら、産業連関表ベースのインベントリデータを適用してもよいということになるのではないか？

一貫性 (Consistency)

■時系列での排出実績の追跡を意味あるものとする一貫性のある方法を使用すること。時間の経過の中で起こるデータ、バウンダリ、方法、その他関わりのある因子の変化について、文書化し、明らかにする。

⇒ **経年での実績評価が可能となる、一貫性ある方法論を適用する。**

(2)購入した製品・サービス Cradle to Gate排出(旧カテゴリ2→新カテゴリ1)

③	(提案) 再生材料の利用拡大の努力がGHG排出量に反映するような算定ルールを導入すべき。
④	(提案:③に関連して)再生材料の利用によるGHG削減の考え方を規定するPCRが存在すれば、その適用を認めるべき。

- 再生材料のCradle to gate排出量の評価方法に関する記述は、スコープ3基準 第2次ドラフトにはない。
 - プロダクト基準には、リサイクル工程の排出量を廃製品側、再生材料側でどのように配分するかの規定があり、これに基づいて算定されたデータはスコープ3への適用も可能。
 - プロダクト基準が認める配分方法は、
 - 全て原材料調達側で見る100/0インプット法
 - 全て廃棄側で見る0/100アウトプット法
 のどちらか。(→「2-3-2章」に詳細情報あり))
- ⇒ ただし、100/0インプット法、0/100アウトプット法が再生材料の上流排出量をバージン材料よりも低く評価するかはケースバイケース。
- プロダクト基準では、100/0インプット法、0/100アウトプット法以外の配分方法は、これらが適用できない場合にのみ認められるため、既存PCRが100/0インプット法、0/100アウトプット法以外の配分方法を指定している場合、適用できない可能性がある。

(2)購入した製品・サービス Cradle to Gate排出(旧カテゴリ2→新カテゴリ1)

⑤	(提案) 現行ドラフトでは80%閾値は排出量もしくは支払額がベースになっているが、カテゴリ2については「購入重量ベースで80%以上」を認めるべき。 (この背景には、素材メーカーにとってカテゴリ2は最大の排出源(カテゴリ14を除く)であり、カテゴリ2内で80%閾値を越えないとスコープ3全体の80%閾値越えが難しくなるという事情が存在)
⑥	(⑤より更に進めて:提案) 支払い額ベースでも重量ベースでも調達物の80%以上のCradle to Gateは出量算定は困難。カテゴリ2の80%閾値ルールは廃止すべき。

- 「2-4-2章(3)」章参照。
- 80%閾値ルール自体が削除されたため、80%という数値に意味はない。調達物の内、Cradle to Gate排出量を算定できないものについてスコープ3の算定・報告範囲から除外する際に、「目的適合性」の原則に従って正当な判断であることを示せばよい。

(3) スコープ2以外のエネルギー関連の排出(旧カテゴリ3→新カテゴリ3)

(提案)

カテゴリ3は不要。算定・報告を求めるならスコープ2に融合されるべき。

- 旧カテゴリ3は、第2次ドラフトでも、スコープ2に融合されることなく、スコープ3のカテゴリ3として存続。
- 新カテゴリ3が、旧カテゴリ3の際から含まれた電力や蒸気などの二次エネルギーに加え、報告企業が消費する燃料自体の上流での排出量も含めることになり、一次エネルギーと二次エネルギーにまたがる総合的な「エネルギー上流カテゴリ」との位置づけになっている。

(4)資本設備(旧カテゴリ4→新カテゴリ2)

① (提案)
資本設備の製造時のGHG排出量を、導入後の複数年で償却する算定ルールとすべき。

- 資本財の製造、建設時の排出量の“償却”については、すべきではない(should not)との位置づけとなった。(ドラフト本体 p.24)

⇒ 大型の設備投資をした年度のスコープ3排出量が、カテゴリ2のために跳ね上がってしまう可能性がある。

※ 「してはならない(shall not)」ではないため、資本財製造時のGHG排出量を償却、つまり時系列(使用期間)で割り振ることは可能。

ただし、算定対象となる資本財は報告対象年の購入分のみ、とする規定のため、この規定と償却計算を合わせると、「購入した資本財の製造時の排出量を使用期間(複数年)に割り振った量の初年度(購入した年)のみを計上」を毎年繰り返すことになり、解釈のしにくい数字になる。

(4)資本設備(旧カテゴリ4→新カテゴリ2)

(提案)

- ② 算定対象となる設備を指定すべき。
もしくは算定対象か否かを判断する基準を用意すべき。

- 何が資本財にあたるかについては、説明が加えられた。

- 「製品の製造、サービスの提供、販売、貯蔵、商品配送のために企業によって使用される最終製品」、「報告企業の顧客に販売されることはない」
- 「財務会計上の固定資産(fixed asset)、有形固定資産(PPE: Property, plant, and equipment)に該当」
- 「資本財であるかの判断に迷ったら財務会計の手続きに従って判断すべき」
(いずれも本文 p.24)

(5)輸送・流通(上流)(旧カテゴリ5→新カテゴリ4)

①	(指摘) カテゴリ13と異なり、カテゴリ5のデータ収集・GHG算定は難易度が高い。 (改正省エネ法の特定荷主の責任範囲に該当しないため)
---	--

③	(提案:②に関して) 全業種にこのカテゴリの算定を課すのであれば簡易的なGHG推計方法を認めるべき。
---	--

- 輸送については、[推測輸送距離×輸送モード別の排出係数]が例示(ドラフト本体 p.45)認められるため、Tier1サプライヤーと報告企業の位置関係と輸送手段が分かれば算定可能。
- **しかしスコープ試算WGではこの手法でもデータ件数が膨大になり断念した企業多し。**
⇒ 推測された輸送距離がどのくらい粗くてよいか問題。
- また、「輸送・流通(上流)は、改正省エネ法の特定荷主の責任範囲に該当しない」との解釈は第2次ドラフトでは否定され、報告企業が荷主となる委託物流は、全て「輸送・流通(上流)」に分類されることになった。
 - ✓ 逆説的な言い方となるが、改正省エネ法があることにより日本企業は新カテゴリ4「輸送・流通(上流)」の算定・報告において優位性を持っていることになる。

(5)輸送・流通(上流)(旧カテゴリ5→新カテゴリ4)

②

(提案)

このカテゴリの算定・報告を特定の業種、セクターのみに義務付けるべき。

- 本資料1-2章参照。

(6)出張(旧カテゴリ6→新カテゴリ5)

① (提案)フライトでの出張のみを算定対象とすべき。

- フライト出張のみを算定対象とする規定は盛り込まれていない。
- 第2次ドラフトの要求事項に従えば、フライト出張以外の出張の排出量をスコープ3の算定・報告範囲から除外するには、目的適合性の原則に基づいて除外の正当性を示せばよいことになる。

② (提案)費用に基づくGHG算定のような簡易的な算定方法を認めるべき。

- 算定方法として[移動距離×デフォルト排出係数]が例示(ドラフト本体p.45)されている。移動距離についてどの程度の概算が認められるかが問題。
- これについては、十分な情報が提供されておらず、結局は出張費用からの概算の排出量でも、「正確性」(＝意思決定が可能となるだけの正確性)が担保できることを示す必要がでてくる。

正確性
(Accuracy)

- 判断可能な範囲で、排出量の定量が構造的に過大評価、過小評価にならないようにする。実施可能な範囲で不確実性を低減する。報告する情報の網羅性に関するアシュアランスを通じ、情報利用者に意思決定を可能にするための十分な正確性を達成する。

⇒ 意思決定が可能となるだけの正確性は担保する。

(7)事業から発生する廃棄物(旧カテゴリ7→新カテゴリ5)

①

(提案)

廃棄物の定義を明確にするべき。

- 明確となった。
- 廃棄物＝市場価値を持たないプロセスアウトプット(ドラフト本体p.110)。

②

(提案)

廃棄物処理によるGHG排出量を算定するための排出原単位を整備すべき。

- 計算方法として[廃棄物発生量×デフォルト排出係数]が示されている(ドラフト本体p.45)ため、GHGプロトコルによってこのデフォルト排出係数の準備されることが伺われる。
- ただし、廃棄物処理に伴うGHG排出量は国ごとに異なる(焼却される廃棄物の割合や埋立後のメタン発生量など)ことを反映した排出係数が提供されるかは不明。

(7)事業から発生する廃棄物(旧カテゴリ7→新カテゴリ5)

③ (提案)
企業による資源循環の努力がGHG排出量にも反映される算定ルールとすべき。

- リサイクル工程を廃棄側、再生材料側でどのように配分するかは、スコープ3基準内に記述なし。プロダクト基準(※)に廃製品の場合の配分ルールがあるも、本カテゴリに適用可能かは不明。
- プロダクト基準が認める配分方法は、
 - 全て原材料調達側で見る100/0インプット法
 - 全て廃棄側で見る0/100アウトプット法のどちらか。(→「2-3-2章⑬」に詳細情報あり)
- 熱回収有無などであれば、[廃棄物発生量×排出係数]の排出係数側に加味することは可能か？

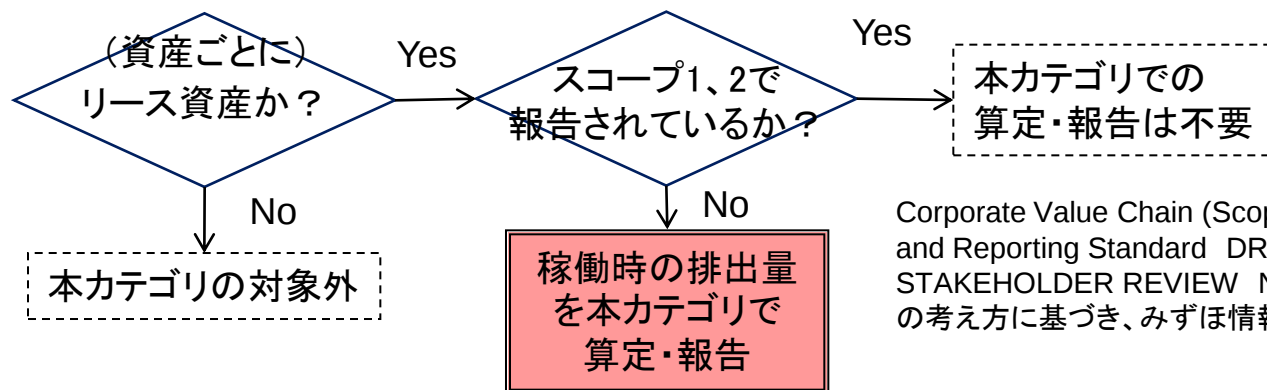
(8)リース資産(上流)(旧カテゴリ9→新カテゴリ8)

①

(提案)

カテゴリの対象と報告内容を分かりやすく記述すべき。

- リース資産を使用している、それだけでは、稼働時のGHG排出量が本カテゴリ(スコープ3のカテゴリ8)に含まれるかどうかは決まらず、スコープ1、2の報告範囲に依存することが強調された。(ドラフト本体 p.22)



Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard DRAFT FOR STAKEHOLDER REVIEW NOVEMBER 2010
 の考え方にに基づき、みずほ情報総研作成

②

(指摘)

リース資産の製造、建設段階のGHG算定に意味があるとは思えない。

- リース資産の製造、建設段階のGHG排出量の算定は「任意」に変更。
(ドラフト本体 p.22)

(9)投資(旧カテゴリ10→新カテゴリ9)

③

(提案)

カテゴリの対象と報告内容を具体化すべき。

- 対象となる投資が具体的に示された。(ドラフト本体 p.29に基づく作成)

分類		内容
株式投資	グループ会社への株式投資	・ 財務的に支配しており、50%以上の所有権を保有しているグループ会社
	関係会社への株式投資	・ 財務的に支配していないが、25%～50%の所有権を保有し、重大な影響力を行使できる関係会社
	ジョイントベンチャーへの株式投資	・ 共同出資によって財務的に支配しているジョイントベンチャー
	その他の株式投資	・ 財務的に支配しておらず、所有権が20%以下で重大な影響を行使できない関係会社
負債投資	債券の所有	・ 社債、転換社債 ・ 商業ローン
	その他の債券の所有 金融契約	・ 証券化商品 ・ 保険契約 ・ 信用保証 ・ クレジット・デフォルト・スワップ
	プロジェクトファイナンス	

(9)投資(旧カテゴリ10→新カテゴリ9)

- (前頁の続き)

- 報告企業グループにおけるGHG排出量のデータ収集範囲を広げさせることがこのカテゴリの狙い。
- しかし、「各カテゴリには、概念的にどの活動までが含まれるのか」と、「報告企業がどこまでを算定・報告の対象にしなければならないか」は別の問題であることに注意。
⇒必ず持分法適用会社の排出量を算定・報告しなければならないという意味ではない。

①	(提案) スコープ1、2の対象となる組織範囲が連結対象全体であれば、カテゴリ10は報告不要。
---	---

- 第2次ドラフトの要求事項に従うと、「スコープ1、2の対象となる組織範囲が連結対象全体であれば、カテゴリ10は報告不要。」であることを、「目的適合性」に基づいて正当な判断であることを示せば、本カテゴリを排除することができるはず。

②	(提案) このカテゴリの算定・報告を特定の業種、セクターのみに義務付けるべき。
---	--

- 本資料1-2章参照。

(10)リース資産(下流)(旧カテゴリ12→新カテゴリ14)

(提案)

リース会社にとって算定対応が不可能なカテゴリではないか？

- 本カテゴリの算定対象となる排出量が、リース資産(下流)の稼動に関わる排出量となり、製造に関わるGHG排出量の算定は任意となった。
⇒ 第1次ドラフト時点に比べると算定の作業負荷は軽減。
- ただし、稼動時の排出量のみの算定・報告であっても取り扱う品目が膨大なリース会社にとっては依然として対応が困難なカテゴリか？

(11)輸送・流通(下流)(旧カテゴリ13→新カテゴリ10)

①	(提案)輸送プロセスの評価範囲は、取引先に納品するまでとすべき。
---	----------------------------------

②	(指摘)改正省エネ法の特定荷主範囲外の輸送GHGを算定することは困難。
---	-------------------------------------

- 中間製品の場合は、本カテゴリのバウンダリとして以下の2つ。(ドラフト本体p.39)
 - 1)最終製品のユーザーまで(最終的な用途が分かっている場合)
 - 2)取引先まで(最終的な用途が不明の場合)
- 最終的な用途が分かっている場合は原則としてバウンダリは1)。しかし、その場合も、「目的適合性」の原則に従って納品先以降の輸送排出量の除外の正当性を示せばよい。

③	(指摘) 倉庫での保管プロセスのGHG算定は困難。
---	------------------------------

④	(提案) 製造事業者にとって販売時の一次データにもとづくGHG算定は困難。シナリオ設定などの簡易的な算定方法を認めるべき。
---	--

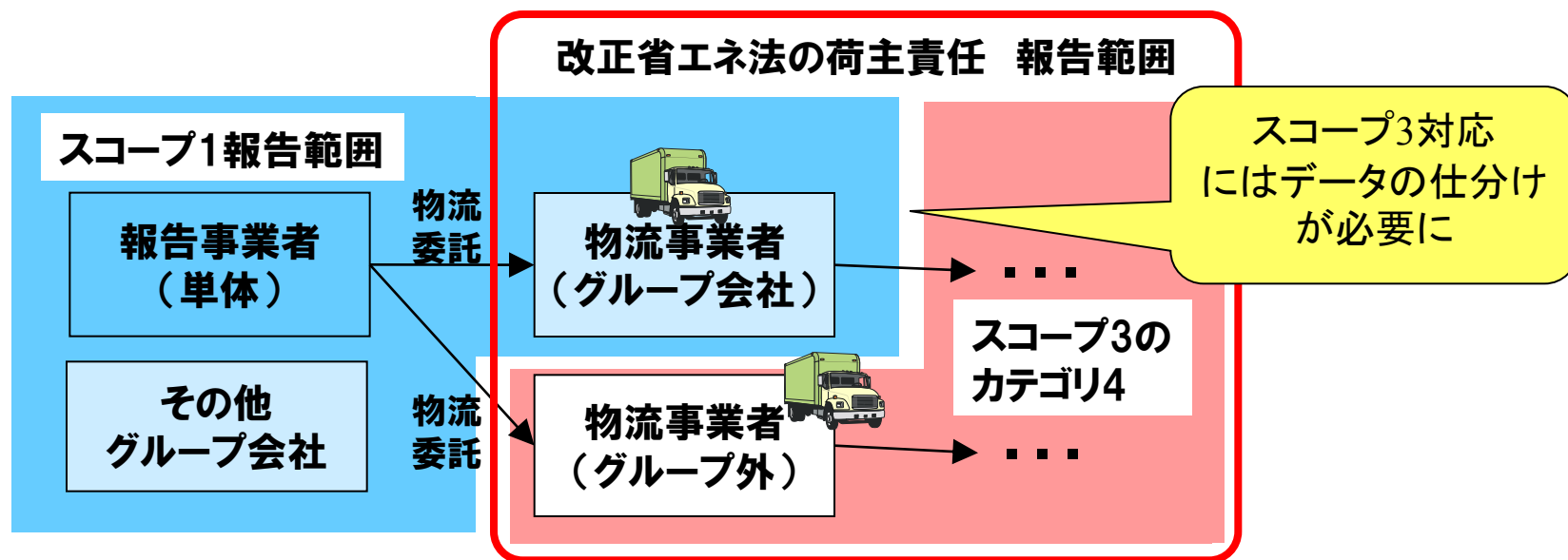
- 物流センターや、小売施設での保管プロセスの排出量計算については、具体的な方法論の提示がなく、どの程度の概算が認められるかの推測が難しい。

(11) 輸送・流通(下流) (旧カテゴリ13→新カテゴリ4※、10)

⑤

(指摘)改正省エネ法の特定荷主の報告範囲とスコープ1,2,3の枠組みが合わないため、日本企業にとってスコープ3算定は煩雑。管理指標としても使いにくい。

- 個社を単位として、自社物流か、外部への委託物流かの判断を行う改正省エネ法の考え方と、スコープ1の算定・報告の段階で排出量の連結を求めるGHGプロトコルの考え方は根本的に異なり、この相違点の解決は図られていない。



※ なお、第2次ドラフトからは報告企業が荷主となる委託物流は「輸送・流通(上流)」

(11)輸送・流通(下流) (旧カテゴリ13→新カテゴリ10)

- なお、前頁のような現象は、委託物流に限らず、サプライチェーン全域で発生する。

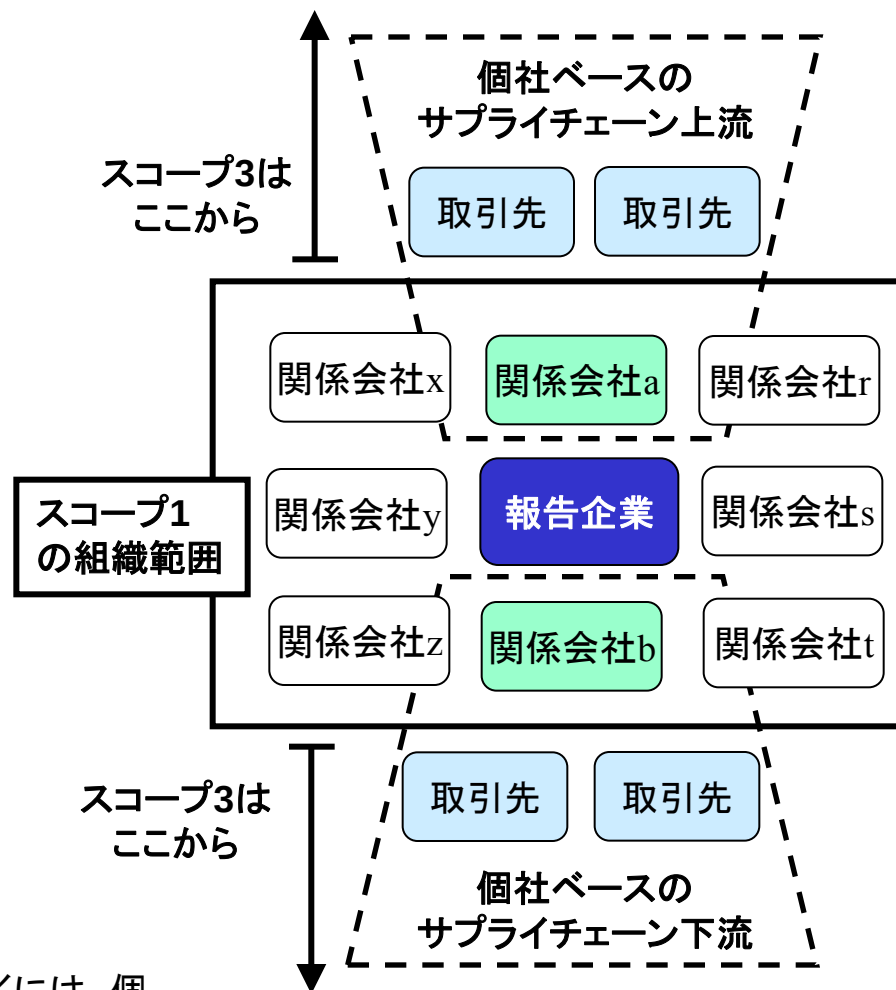
<例>

- ① 個社ベースで見ればサプライチェーンの上流もしくは下流に属する企業だが
- ② グループベースでは自社グループに属する(=スコープ1の組織範囲内)

というケースの関係会社(左図a、b)データは
スコープ3には含まれない(あくまでスコープ1)。

- 日本企業は、個社ベースでサプライチェーンの上流、下流にGHG算定範囲を広げてきた企業が多い(製品LCAの拡張であるため)ため、上記の矛盾にぶつかり、**スコープ3への対応のためには、データの仕分けが必要となることが多い。**

GHGプロトコルに準拠し、スコープ3にも対応していくには、個社ベースのサプライチェーンGHG管理を脱し、グループベースのサプライチェーンGHG管理に移行することを意味する。



(12)販売された製品の使用(旧カテゴリ14→新カテゴリ12)

①	(提案)使用時GHG算定の基準としてPCRや国際基準の優先適用を一律shall項目にするのは不適切。一次データの収集をより上位におくべき。
---	---

- 使用時GHG算定の基準としてPCRや国際基準の優先適用を求める要求事項は、第2次ドラフトから削除。本提案が反映された形となっている。

③	(提案) 製品の使用による社会からのGHG排出抑制効果を任意項目として算定・報告できるようにすべき。
---	---

- 「製品の使用による社会からのGHG排出抑制効果」については、スコープ3には含まれず、スコープ1,2,3とは別枠で報告するとの基本姿勢は、第2次ドラフトでも変化なし。
- むしろ、なぜスコープ3に含まれないかの説明が充実された形。
(ドラフト本体 p.34)
⇒ 「2-4-2(4)」章参照。

(12)販売された製品の使用(旧カテゴリ14→新カテゴリ12)

②	(提案)エネルギー使用型製品のみ報告を義務付け、素材や中間製品については報告を任意にすべき。
---	--

- 使用時のGHG排出量の算定は、「直接使用フェーズ排出量」をする製品に限定することとなった(ドラフト本体p.33)ため、本提案が反映された形となっている。

【直接使用フェーズ排出、間接フェーズ排出に該当する製品(ドラフト本体 p.33 表4.7)】

排出タイプ	製品タイプ	例
直接使用 フェーズ排出	1. 使用中に直接エネルギーを消費する製品	自動車、航空機、エンジン、モーター、建物、家電、電子機器、照明、ソフトウェア
	2. 燃料やフィードストック	石油製品、天然ガス、石炭、バイオ燃料、原油
	3. 温室効果ガスそのものや、使用中に温室効果ガスが放出される製品	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、エアゾール、冷媒、工業用ガス、消火器
間接使用 フェーズ排出	4. 使用中にエネルギーを間接消費する製品	衣服(洗濯や乾燥が必要)、食品(調理や冷蔵が必要)、鍋類(加熱が必要)
	5. 使用中に温室効果ガスを間接的に放出する製品	

(13)販売された製品の廃棄(旧カテゴリ15→新カテゴリ13)

①	(提案) 企業による資源循環の努力がGHG排出量にも反映される算定ルールとすべき。
②	(提案) 廃製品の処理プロセスのどこまでが算定対象になるかを明確にすべき。

- 第2次ドラフトから、スコープ3基準と同時に開発されているプロダクト基準(Product Accounting & Reporting Standard)で算定された製品の排出量データはスコープ3に使用してよいこととなった。(ドラフト本体 p.8)
- プロダクト基準においては、リサイクル工程の排出量を廃製品側、再生材料側でどのように配分するかは指定されており、リサイクル等の資源循環の取組みがGHG排出量に影響を与えるルールとなっている。
 - ✓ 全て原材料調達側で見る100/0インプット法、全て廃棄側で見る0/100アウトプット法のどちらか。(→「2-3-2章⑬」に詳細情報あり)
 - ✓ 100/0インプット法、0/100アウトプット法が再生材料の上流排出量をバージン材料よりも低く評価するかはケースバイケース。

(13)販売された製品の廃棄(旧カテゴリ15→新カテゴリ13)

③ (提案)
法が定める再商品化義務量を算定範囲とする考え方を認めてほしい。

- 第2次ドラフトには、こうした報告を推奨する(should)、認める(may)記述はない。
- 本提案は、算定・報告の5つの原則(本資料「2-2章」参照)の内、「網羅性」に関わるもの。「目的適合性」の観点から、提案の算定範囲の網羅性が十分であることを示せれば、適用は可能であるはず。

④ (提案)廃製品全ての処理の一次データの把握は不可能。
部分的な収集データに基づく全体推計を認めるべき。

- 本提案は、データ品質指標(ドラフト本体 p.47)の「技術的代表性」、「網羅性」、「正確性」に関わるもの。これらの指標に基づき、「目的適合性」の観点から、提案の算定範囲の網羅性が正確であることを示せれば、適用は可能であるはず。

(14)従業員の通勤（旧カテゴリ16→新カテゴリ7）

①	(指摘) 製造時業者の場合、スコープ3全体から見ると排出量は非常に小さい。
②	(指摘) 支払い金額に基づく概算は可能だが、物理的な活動量に基づく算定を求めるならば、データ収集の労力が大きい。
③	(提案) 全ての通勤ではなく、自動車通勤の削減のみ報告対象とすべき。

- 以下のいずれの算定方法についても、「目的適合性」を満たすだけの十分な「網羅性」「正確性」を保っていることを示すことで適用は可能となる。
 - 「従業員の通勤」をスコープ3算定対象から除外する(①のケース)
 - 「従業員の通勤」のGHG算定方法として概算的な手法を使う(②のケース)
 - 「従業員の通勤」の内、排出量が多い自動車通勤のみを報告対象とする(③のケース)

2. スコープ3基準パブコメ用ドラフトの分析報告

2-6. パブリックコメントの出し方

2-6-1. パブリックコメントについて

- スコープ3基準第2次ドラフトの公表に伴い、パブリックコメントの受付が始まりました。日本からの声を同基準に反映させる最後の機会です。
詳細は下記をご参照ください。
- 提出期間:2010年12月3日(金)まで
- 提出場所
 - GHGプロトコルホームページの”Product and supply chain” のページ(<http://www.ghgprotocol.org/standards/product-and-supply-chain-standard>)の”Online feedback form - Scope 3 Standard” からWeb上でパブリックコメントを提出することができます。
- パブリックコメントのフォーム
 - ”Online feedback form - Scope 3 Standard” の下にある”Word feedback form - Scope 3 Standard” からパブリックコメントのフォームをダウンロードすることができます。
- 質問項目と本研究会資料の関連部分
 - パブリックコメントの参考情報として質問項目のみを抽出し、本資料の関連部分の紹介を行いました(次頁)。

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(1/8)

■質問項目と本資料の関連部分

※以下のフォームの質問項目等は仮訳です。パブリックコメント作成のご参考としてご利用下さい。

	質問	本資料
第1章 序論	序論に追加または削除すべき点がありますか。 理由もお書きください。	2-1-4章
	序論に関する全般的なフィードバック	
第2章 算定と報告の 原則	算定の原則に賛成しますか。はい or いいえ	2-2章
	原則に関する全般的なフィードバック	
第3章 ビジネス上の 目的と インベントリ の設計	リストされたビジネス上の目的に賛成しますか。 はい or いいえ	2-4-2章 (1)
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	欠けているビジネス上の目的があると思いますか。	
	削除できるビジネス上の目的があると思いますか。 理由もお書きください。	
	ビジネス上の目的に関する全般的なフィードバック	
第4章 スコープ3の 排出の概要	スコープ3の排出のカテゴリ分類に賛成しますか。はい or いいえ	2-3章全体
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	スコープ3の排出の説明に賛成しますか。はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	排出の概要に関する全般的なフィードバック	

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(2/8)

	質問	本資料
第5章 バウンダリ (境界) の設定	スコープ3のすべての排出を算定および報告しなければならず、除外する活動があればそれを開示し、理由を提示しなければならないというバウンダリの要件に賛成しますか。 はい or いいえ	2-2章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	下流の排出の算定に関するガイダンスに賛成しますか。	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	除外の開示とその理由の提示に関するガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。 理由とともに、具体的にお書きください。	
	バウンダリの設定に関する全般的なフィードバック	
第6章 データの収集	この章のガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	2-1-4章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	データのタイプおよび一次データと二次データの定義に関するガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	排出係数に関連したガイダンス（すなわちスコープ3の排出量を計算するために、可能な限り、燃料と電気に関してライフサイクル排出係数を使用すべきだというガイダンス）に賛成しますか。はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章の他のガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	2-3章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(3/8)

	質問	本資料
第6章 データの 収集	データに関する全般的なフィードバック	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
第7章 排出の アロケーション (配分)	この章に書かれたアロケーションのガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	2-1-4章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由もお書きください。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべきであると考えますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	排出のアロケーションに関する全般的なフィードバック	
第8章 サプライヤーの 排出量の算定	サプライヤーの排出量の算定に関するガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	2-1-4章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	サプライヤーの排出量を報告しなければならないという要件に賛成しますか。はい or いいえ	2-2章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべきであると考えますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	サプライヤーの排出に関する全般的なフィードバック	

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(4/8)

	質問	本資料
第9章 削減目標の設定 と排出量の 経時的な追跡	この章の要件に賛成しますか。はい or いいえ	2-1-4章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	削減目標の設定と排出量の経時的な追跡に関するガイダンスに賛成しますか。 はい or いいえ	2-2章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。 理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべき であると考えerものがありますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
第10章 アシュアランス	アシュアランスに関するガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	2-1-4章 2-4-2章 (7)
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章に示されたアシュアランスのタイプ（モデルとデータ）の説明に賛成しますか。 はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。 理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべき であると考えerものがありますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	アシュアランスに関する全般的なフィードバック	
第11章 報告	報告の章に定められた要件に賛成しますか。はい or いいえ	2-2章
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(5/8)

	質問	本資料
第11章 報告	この章のガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべきであるとするものがありますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	報告に関する全般的な意見	
別記A スコープ3の 報告書式の サンプル	この報告書式のサンプルは有用だと思いますか。はい or いいえ	
	有用だと思わない場合、どのような修正を提案しますか。	
	書式のサンプルに追加または削除すべき点があると思いますか。説明してください。	
	報告書式のサンプルに関する全般的なフィードバック	
別記B リース資産から の排出量の 算定	リース資産からの排出量の算定に関するガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべきであるとするものがありますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
別記C サプライヤー からのデータ 収集に関する ガイダンス	サプライヤーからのデータ収集に関する情報とガイダンスに賛成しますか。 はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(6/8)

	質問	本研究会資料
別記C サプライヤーからのデータ収集に関するガイダンス	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべきであると思うものがありますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	サプライヤーからのデータ収集に関する全般的なフィードバック	
別記D スコープ3の排出量の不確実性	スコープ3の排出量の不確実性に関する情報とガイダンスに賛成しますか。 はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべきであると思うものがありますか。 理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	スコープ3の排出量の不確実性に関する全般的なフィードバック	
別記E データ管理プラン	データ管理プランに関する情報とガイダンスに賛成しますか。はい or いいえ	
	賛成しない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この章のガイダンスの中で、削除すべきである、またはウェブサイトに移動させるべきであると思うものがありますか。 理由とともに、具体的にお書きください。	
	この章に何らかのガイダンスを追加する必要があると思いますか。理由とともに、具体的にお書きください。	
	データ管理プランに関する全般的なフィードバック	

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(7/8)

	質問	本研究会資料
用語集	用語集に欠落している用語があると思いますか。 あると思う場合には、その用語と定義をお書きください。	
	用語集に不要な語が含まれていると思いますか。	
	用語集の中に定義が不適切な用語があると思いますか。 あると思う場合は、適切な定義をお書きください。	
	用語集に関する全般的なフィードバック	
基準全体に関する質問	この出版物のタイトル「GHGプロトコル事業者バリューチェーン（スコープ3）排出量算定報告基準」は適切だと思いますか。 はい or いいえ	
	適切だと思わない場合、どのような修正を提案しますか。	
	この基準はユーザーフレンドリーで現実に実行可能だと思いますか。はい or いいえ	
	「はい」と答えた方は、どの部分が最も有用か詳しく説明してください。「いいえ」と答えた方は、この基準をもっと有用なものにするためにはどのような変更を加えるべきかを理由とともにお書きください。	
	この基準は十分な具体性を備えていると思いますか。 はい or いいえ	
	「いいえ」と答えた方は、どの部分の具体性を高める必要があるかを理由とともにお書きください。	
	この基準の中で最も価値があるのはどのような点でしょうか。理由とともにお書きください。	
	この基準の中で最も改善が必要なのはどのような点でしょうか。理由とともにお書きください。	
	この基準によって、排出削減に役立つインベントリが作成されると思いますか。	

2-6-2. 質問項目と資料の関連部分(8/8)

	質問	本研究会資料
基準全体に関する質問	この基準が完成したならば、スコープ3のGHG排出量を算定および報告するためにこの基準を利用しようと考えていますか。 はい or いいえ	
	「いいえ」と答えた方は、その理由を説明してください。	
GHGプロトコルイニシアチブの今後の作業に関する質問	スコープ3基準を発表した後にGHGプロトコルイニシアチブが取り組むべき活動の優先順位をお答えください。	
	スコープ3基準に従ってセクター別のガイダンスの作成を促進すること	
	スコープ3基準の使用に関して実行者の訓練を行うこと	
	事業者がスコープ3のGHG排出量を計算しやすくするため、GHGの計算ツールを作成すること	
	上記の中にGHGプロトコルの今後の作業に含まれるべきではないものがあると思いますか。詳しくご説明ください。	
	上記のリストに追加すべきものがあると思いますか。詳しくご説明ください。	
	セクター別のガイダンスの優先度が高いとお考えの場合、その作成を促進する上でGHGプロトコルはどのような役割を果たすべきだと思いますか。また、まず重点的に取り組むべきであるのはどのようなセクターや地理的な場所だと思いますか。	
	ツールの作成の優先度が高いとお考えの場合、どのようなツールが特に有用だと思いますか。	